

令和 2 年 1 2 月 8 日（火）

（第 1 日 目）

令和２年第８回苓北町議会定例会会議録（第１日目）

令和２年第８回苓北町議会定例会は、令和２年１２月８日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	８番	野崎 幸洋
９番	山本 政人	１０番	倉田 明
１１番	田嶋 豊昭（副議長）	１２番	錦戸 俊春（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から令和2年第8回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、廣田幸英君、4番、高戸幸雄君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月10日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月10日までの3日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

9月6日午後5時、苓北町役場大会議室にて行われた台風10号にかかる災害対策本部会議に田嶋副議長とともに出席しました。

9月18日、令和2年第6回議会定例会で原案可決した陳情書1件、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を国の関係機関の長宛へ提出しました。

9月24日、苓北町役場議長室にて天草地域国県道路促進期成会の監査を行いました。

9月2日、熊本県立劇場で開催された熊本県町村議会議長会の議員研修会に全議員で出席しました。

10月7日、苓北町役場第3委員会室で苓北町と類似団体となる阿蘇郡小国町議会正副議長と議員定数等調査特別委員会、倉田委員長、野崎副委員長とともに、議員定数と、議員報酬についての意見交換会、リモート会議を行いました。なお、小国町議会は、さきの統一地方選挙から議員定数を12人から10人に改正された議会であります。

10月30日、自治会館で開催された県町村議会議長会理事会に出席しました。

11月12日、菊陽町図書館ホールで開催された県町村議会議長会主催の議会広報研修会に高戸委員長はじめ、議会広報特別委員会委員とともに出席しました。

11月16日、自治会館で開催された県後期高齢者広域連合議会・全員協議会・定例会に出席しました。

11月25日、NHKホールで開催された町村議会議長全国大会に出席しました。今回の熊本県内町村からの出席は県町村議会議長会の理事8名のみの出席となりました。

11月30日及び12月2日、天草広域連合議会定例会に出席しました。「令和2年度一般会計補正予算」、「令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について」他、議案が審議されました。

苓北町監査委員から令和2年度8月分、9月分、10月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、都呂々川水系治水協定の締結についてであります。

10月28日に開催されました全員協議会において説明をさせていただき、10月30日に熊本県・熊本県企業局・苓北町の三者で協定を締結いたしました。

次に、諸行事につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどの行事が中止となっておりますが、第32回天草西海岸秋の窯元めぐりが規模を縮小し、10月9日から11日までの3日間、苓北町2窯元、天草市天草町2窯元を会場に開催されました。期間中、苓北町の窯元には1,101人の来客がございました。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

今月28日、役場の仕事納め式が済みますと29日から1月3日まで年末年始休暇に入ります。

また、28日から30日までの夜間は、消防団による年末警戒が行われます。

明けて1月4日（月曜日）は、午前10時30分から苓北町コミュニティセンターにおいて成人式を開催いたします。今回の対象者は62名となっております。なお、成人式は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため新成人者のみとし、来賓についても、苓北町議長へのご案内のみとして開催予定でございます。

次に、1月10日（日曜日）は、午前9時から苓北町体育センターにおきまして、苓北町消防団の出初め式を開催いたします。

出初め式につきましても、消防団のみの参加とし、来賓についても、天草広域連合消防長と苓北町議長へのご案内として開催予定でございます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） おはようございます。通告1番、6番議員の石田みどりでございます。本日は、町長に対して3点の件で質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、高齢者に伴う難聴者の補聴器購入に対し町の助成をということで質問をさせていただきます。

3月議会でも質問をいたしました、その時の町長の答弁は、「身体障害者手帳所持者以外で補聴器の購入助成の対象にならない人については、日常生活への支障程度やその基準等を調査した上で、今後の対応を考えていく」とのことでしたが、調査はなされたのかどうかお尋ねをいたします。

調査をされたのであれば、調査結果を聞かせてください。

難聴は、ひきこもりの要因や認知症のリスクも高くなり、うつ病の危険因子にもなることが明らかになってきております。日本では、補聴器の装着率は7人に1人で14パーセントにすぎません。その原因が補聴器が高額であり、購入時に公的補助がなく、100パーセント自己負担であることがあげられています。

苓北町でも高齢化が急速に進み、高齢化率も40パーセントを超えている。高齢化による難聴者も多くなっています。ある町で要介護認定を受けた人の実態調査をしたところ、半数以上の人が軽度または中度の難聴者であったとの報告もあがっています。難聴があるとない人に比べて男性で3倍、女性では2倍がうつになりやすいということもわかってきていますし、難聴者の認知機能の低下は正常聴力者よりも32パーセントも早いという報告もあります。また、難聴があると自立生活の支障となるADL、日常生活動作が悪くなり、介護が必要な状態または死亡率も増えていくという調査結果も出ております。難聴者が補聴器を使っていないと認知機能は低下する。しかし、補聴器を装着することで認知機能は抑えられるというデータも出ています。

また、難聴者の中には、外で仕事をしていて広報無線も聞き取りづらいという人もいます。災害時等はどうなるのでしょうか、心配です。

ひきこもりを防ぎ、認知症やうつ病を予防することで医療費や介護費用の削減にもつながると思うので、町として難聴者の補聴器購入時に助成を考えてほしい。聞こえのバリアフリーをサポートするため、町の努力を示してほしいと思っておりますので、町長の答弁を求めるものです。

2 番目でございます。

町の避難所のあり方を実情に沿った形で、もっと細かく整備するべきではないか。

政府も避難については、個別計画を作成するように言っています。これについては、各自治体の努力目標ではありますが、東日本大震災で65歳以上の死亡者が6割あり、その後、政府は要支援者名簿作成を各自治体に義務づけました。当然、苓北町も要支援者名簿は作成しておられると思うのですが、できているのかお尋ねをいたします。

また、個別計画は作成できているのでしょうか。昨年の台風19号で千曲川が決壊、氾濫したとき、要支援者名簿はできていたが、個別計画がなかったのではどのような支援が必要なのかわからず困ったという区長さんの声も報道されておりました。

今年の7月の熊本豪雨でも死亡者のうち8割強が65歳以上であったと報じてありました。今年10号のとき、苓北町の避難所でも身体的弱者の人が健常者と同じ避難所で家族共々気を遣って肩身の狭い思いや、ほかの人に気を遣うような場面も見受けられました。町として、福祉避難所を設置するお考えはあられるのですか、お尋ねをいたします。

また、このコロナ禍の中ですので、仕切り板、段ボールベッドなどの準備はしてあるのかお尋ねをいたします。床マットは準備してくださっていたので、その点は助かりました。

また、トイレの件ですが、排水溝を利用した簡易トイレ等の準備はあるのでしょうか。避難所で身障者トイレ、車椅子で利用できるのは、役場とかコミセンくらいではないかと思うのですが、その点ではどうでしょうか。

また、公民館等はトイレを使用するのに履物を履き替えなくてはいけないところがほとんどだと思うのですが、履き替えるとき、つかまるところ、手すりもないので、足の悪い人や弱者にとっては転倒の危険があります。実際、そのような光景を目にしております。手すりについては、場所的な問題もあると思うのですが、履物の履き替えについては改善できるのではないかと思います。その点ではどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

3 点目でございます。

広域農道の道路拡幅と支障木の伐採についてです。

現在、坂瀬川の風力発電事業による広域農道の拡幅工事と支障木の伐採をやっておりますが、あの工事をやるに当たって、事前に町と事業所の話し合いや打合せ、当然され

ていると思うのですが、話し合いはされたのかどうか、お尋ねをいたします。

というのは、私は、本渡へ買い物や通院の際には毎回往復、あるいは片道は必ず広域農道を通行しています。ここ2カ月くらいの間に道路の拡幅と樹木の伐採が行われておりますが、通行するたびに感じるのは、支障のある樹木や枝はまだしも、大きくなって春には見事な花を咲かせてくれていた桜の大本が無残にも根元から切り倒されてしまっているのが数多く見受けられます。あまりのことに心を痛めている1人です。広域農道に碑が建っておりますが、それによると、農業の振興を目的とし、県営で建設をした。トンネル530メートルを含み、全長13.1キロメートル、昭和48年6月着工で、21億8,000万円の巨費を投じ、6年の歳月で54年3月に完成したと記されておりました。

病気がついている桜も確かありました。でも、あれだけ多くの桜が全部病気にかかっていたとも思えません。大きな風車や機材を運搬するのですから、道路の拡幅や支障木の伐採については仕方ないことですし、伐採については、私も話は聞いておりました。でもです、あれだけ多くの桜が根元から切り倒されるとは思ってもいなかったのもショックを受けました。町民の方々からもあまりにもひどいといって心配の声や落胆の声、不満の声をたくさん聴いております。町民からの抗議以前に、現状確認はされましたか。広域農道の桜は、4月にはそれはそれは美しい花を付け、苓北側は特に桜のトンネルでその時期になれば通行車両も多く、少し広い場所に車を止めて写真に収めている人もたくさんおられますし、私も介護施設で仕事をしていたときには、何回も利用者を乗せて見に行ったものです。どれだけたくさんの方があの見事な桜に感動をし、心を和ませたことでしょうか。町民の財産とも言える桜だったのではないのでしょうか。そういう認識はされておりますでしょうか。

先日も私は呼び止められました。あの現状にショックを受けている。毎年孫たちと弁当を持って花見に行っていた場所があまりにもひどいことになっているがどうなっているのかとの訴えがありました。

広報の11月号に、支障となる桜の木などを通行に必要な最小限の範囲で伐採しています。なお、風車部品の輸送が完了したら、事業者により新しい桜の木などを植樹する予定とのお知らせがありましたが、あの状態が最小限と言えるのでしょうか。

また、植樹をしても周囲の木が大きいのでうまく育つか、成長するのも気になるところです。事前にどの部分の道路をどれくらい拡幅をし、どの樹木を伐採するというのはわかっているはずではありませんか。どういう話し合いがあったのか、なかったのか、お尋ねをいたします。

広報にお知らせを掲載したのも、町民からの抗議があったから慌てて載せたのではないかとと思われるようなやり方ではないのでしょうか。お知らせで載せるのであれば、事前

に伐採を始める前に町民に知らせるのが当然ではないでしょうか。その点での答弁を求めます。

以上、3点です。町長の答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、高齢化に伴う難聴者の補聴器購入に対し町の助成をということでありました。

お尋ねの日常生活への支障程度やその基準等についてであります。地域包括支援センターの訪問相談の担当職員に訪問先での高齢者の状況について尋ねさせたというのが調査であります。家庭訪問先の世帯におきましては、高齢化による難聴での日常生活の支障の相談については、現在のところありませんでした。

また、基準についてであります。身体障害者福祉法によります身体障害者障害程度等級表で確認いたしますと、聴覚障害6級相当で、両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のものと規定されております。この70デシベルというものがどのような状態や支障かと申しますと、騒々しい事務所の中相当の騒音レベルに該当いたしまして、会話が成り立つ目安として、大声で1メートル以内で会話が可能ということであります。

それに比較しまして、障害程度等級表の基準に満たない60デシベルにつきましては、普通の会話相当の騒音レベルに該当いたしまして、大声で3メートル以内で会話が可能というものであります。

以上のことから、身体障害者福祉法に定められております聴覚障害6級相当の基準が、現在のところ、日常生活に困難が生じている基準であると言えるかと思えます。

そのようなことで、役場福祉保健課に相談していただければ、まず、身体障害者手帳の申請を行っていただき、認定の後、補装具申請を出していただくという形で助成支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難所のあり方についてであります。

1つ目の要支援名簿につきましては、作成を完了しておりますが、個別計画につきましては、今年度中に完了予定でございます。

2つ目の福祉避難所の設置についてであります。現在、町の福祉避難所として、はまゆう療育園・梧葉苑・慈正会・寿康園・コミュニティセンターの5カ所を指定しております。

3つ目の間仕切りや段ボールベッドにつきましては、今年度におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所用の間仕切りを743張り、敷マット1,394枚、簡易ベッド100基を整備いたします。

4つ目の簡易トイレにつきましては、坂瀬川グラウンド他6カ所、合計7カ所にそれぞれ2基ずつ備蓄しておりますが、より多くの仮設トイレが必要となる場合は、平成3

0年6月に提携しております「仮設トイレの設置」についての協定により、熊本県環境事業団体連合会から支援を受け、対応する予定にしております。

なお、身障者の方々などの利用も想定した多目的トイレにつきましては、町内19カ所の指定避難所のうち、5カ所には設置しております。また、トイレに段差がなくバリアフリーとなっている施設は3カ所であり、手すりが設置されているところはございません。

トイレに段差がある場所が多いのは、衛生管理上、掃除などで流水による清掃を行うためであると思われますが、手すりの設置や多目的トイレの整備につきましては、施設のスペース的な問題もございますので、今後、この辺につきましては、取り付けができないかどうかの研究をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、石田議員ご指摘のように、町民の方々が安心して利用できる避難所として、引き続き整備を進めてまいります。

次に、広域農道の道路拡幅と支障木の伐採についてでございます。

現在、坂瀬川・志岐地区で計画されている風力発電事業につきましては、本年2月に起工式が行われ、順次、工事が進められる予定でありましたが、事業者の都合により着工が2カ月遅れたことにより、工程に遅れが出てきているようでございます。また、今後、資材の運搬も始まるとのことです。明日9日の議会終了後に議員皆様方に進捗状況の説明をさせていただくこととしております。

お尋ねの道路拡幅と支障木伐採につきましては、資材の運搬は陸上運搬であることから、道路の一部拡幅と支障木の伐採について、住民への説明会でのご意見・要望も踏まえた上で、事業者と協議を行い、いずれも必要最小限で計画していただくこと、支障木の伐採等については、運搬終了後、伐採前のように改めて植樹をしていただくことと打ち合わせをしております。ご指摘の件につきましては、この風力発電事業が町の活性化に寄与するものとして、町も期待して支援することとしておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 只今答弁をいただきましたが、難聴者について再質問をさせていただきます。

コロナ禍の中では、特にマスクをしていて、口元や口の動きがわからないので難聴者にとってはコミュニケーションが取りにくく、少しずつ孤立が進んでいるという現状もございます。補聴器購入の助成を行っている自治体も全国的には増えてきております。県内で助成をしているところはまだないようですが、苓北町は、子育て支援については、ほかの自治体に先駆けていろいろな施策を実現してこられました。町長は、少子化は国

を減ぼすといつも言って、子育てに対しては頑張っただけでしたが、老人福祉法の一説にもうたってありますが、高齢者は多年にわたり社会の進展に寄与してこられ、抱負な知識と経験があるものとして敬愛されるとともに、生きがいをもって健全で安らかな生活を保障されるということで述べられております。

高齢者が安心して暮らせる社会をつくるのが政治の責任だと思うのです。その視点からも高齢者にも優しい苓北町にさせていただくとともに、苓北町が先駆的役割を果たしていただき、牽引者として補聴器購入時の助成を切に願うものでございますが、いかがでございましょうか。

先ほど、町長は身障者の対応をするということでご相談を受けるということをおっしゃいましたけども、身障者になる前の難聴者、そこら辺が問題でございます。そういう部分での補聴器の購入時の助成はどう考えていらっしゃるんですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これも調査の中でどなたも申し出をされなかったということでございますので、今後は、難聴がおありになるのかどうかのこの問い掛けもしながら調査も進めてまいりたいと。その場合に、著しく難聴であるということでありましたならば、これは専門的機関とも相談しながら手帳を出していただくかどうかの判断をしていただきたいと考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 20デシベル以上が正常聴力でございまして、40デシベルまでが軽度の難聴、40デシベルから70デシベルまでは中程度、70デシベル以上が、先ほど町長もおっしゃいましたように、高度の難聴ということでございます。両耳が70を超えると身障者障害の6級というふうに認定されるわけでございますが、片方の耳でも高度の難聴があるということで、聞き取りにくいという人がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。それと、40から70デシベル、中程度でございますが、ここも難聴者と言えるんじゃないかと思いますので、そこら辺での、それこそ対応をお願いしたいというふうに思うのでございますけども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その辺につきましては、やはり専門的な方々のお話も聞いた上で、また、個々それぞれがいろんな具合が違ふと思いますので、その辺のところもよく聴取をさせていただきまして、その中でどうするのかと。70デシベル以上というのが決まっておるんで、我々としたら、その辺のところの引き下げをお願いしていくということもあると思いますし、もろもろのところを検討を重ねてみたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 先ほど、町長は訪問して調査をされたというふうにおっしゃ

っていましたが、やはり、その後、町長答弁なされたように、やはり難聴者であるという部分の調査、そこら辺を全老人といいますか、65歳以上の高齢者にとっては調査が必要だろうというふうに思いますので、何らかの形でそこら辺の調査を実施していただくということはお考えでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 訪問した際に、その耳が聞こえにくいのかどうかというのを必ず質問させるようにさせたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 訪問だけに限らず、やはり普通といいますか、機会を捉えて、その聞こえの程度というのかな、そこら辺もちょっと聞き取りをしていただきたいというふうに思いますので、そこら辺はいかがでございましょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） それはそのご本人からも申し出もぜひしていただきたい。そのこともお願いしたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） じゃあ今後もそういうことで調査もしていただき、それから、難聴者への補聴器の助成も考えていただくということで、私は解釈をしております。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は、答弁の中で、必ずするとは言っておりませんので、調査検討した結果、その中で研究をしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） はい、わかりました。じゃあ調査をしていただくということで、できるだけ町が難聴者に対しての補聴器購入の助成をしていただけるように願っております。

それから、2つ目の質問でございますが、避難所の件でございますけども、身体的弱者で片麻痺の人などは、床からの起き上がりや床になる動作が本当に大変でございます。先ほど町長の答弁で、段ボールベッドもちゃんと整備するということでございましたけども、福祉避難所、これは福祉の施設、そういうところプラス、コミセンということの答弁をいただきましたけども、監査委員の監査結果報告書の中にも述べられていますが、指定避難所についてもその安全性の再点検を行い、コロナウイルス感染症対策に必要な物資についてもさらに整備されたいということでもありますので、段ボールベッドにしても、さっき100というふうにおっしゃいましたけども、もっと各避難所に整備をしていただきたいというふうに思っておりますし、福祉避難所にしても、町で1カ所ということではなくて、コミセンということだけじゃなくて、地域の集会所の一部屋とか、指

定避難所にしても一部屋を福祉で使えるようにするとか、そういうことでもっと細かく弱者の立場に立った形での整備をするべきではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。台風10号のときも、熱のある人の部屋は準備をしてありました。あんな形でいいと思うんです。一部屋でいいと思うんです。そうたくさん弱者の人がいらっしゃるわけではございませんので、避難所の一部屋を福祉避難所の部屋という形で考えていただければいいと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問がございました。避難所のあり方として、避難所用品の整備をということでのお尋ねでございます。ご指摘がありましたように、今回、コロナ禍ということで、間仕切り、それから敷マット等を補正予算に計上して購入を、発注をしております。その中で、ご質問にありましたように、段ボールベッドをということでしたけれども、町の担当のほうと打ち合わせを行った結果、段ボールベッドは1回きりの使い切りということになってしまいますので、簡易ベッドということで、簡単に言いますと、広げて椅子になるような形の簡易ベッドがございますので、そちらのほうを今回、交付金のほうの変更申請を行いまして、今年度中に入る見込みのある数として100基を購入するという予定でいるところでございます。確かに、数として今年度の避難状況を見ますと満足しないと思いますので、そこら辺は今後も整備を進めてまいりたいと考えます。

それと福祉避難所に絡みましてといいますか、災害弱者の方については、各指定避難所の中でそれぞれ1室でもいいから用意するべきではないかというご指摘でございますけれども、その辺につきましては、今回ありましたように、言い方、語弊があれば申し訳ないですが、健常の人、それと一部そういった病気とかをお持ちの方については、当然、同じ部屋というよりは別室ということが必要でございますので、各避難所でまとまった一部屋ではなくて、個室がある部分については、そういった方のための部屋ということで今後も考えて整備を、避難所の開設を行っていくということで考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） いい方向にいく答弁をいただいたというふうに思うんですけれども、身体的弱者の人は、本当に皆さんと一緒にの場所ではお互いにこう気を遣うというのがありまして、台風10号のときに目の前にそれを見てきておりますのでね、本当にそこら辺も気を付けなければならないというふうに思っているんです。身体的弱者とそれに付き添い、付き添いといったらおかしいですけども、ご家族の人も一緒にこの避難できるような福祉避難室といいますか、避難所じゃなくてもいいですから、避難室という形で考えていただくということで、今、課長の答弁にもありましたように、ぜひ前

向きに検討していただきたいというふうに思っておるところでございます。

3点目でございますけども、広域農道のことでございますが、町の対応は、ともすれば、遅れ遅れになっている場合がなきにしもあらずではないでしょうか。今回の広報紙への掲載にしても、町民からの何ていうんですかね、相談というのか、あれがあつてから慌てて掲載したような形に私は思えました。だから、やっぱり事前にわかっていることであると思うんですね。支障木を切るというのは、私もそれは聞いておりましたので、そこら辺では、事業者の方と細かい詰めの相談をする、話し合いをする。そして、事前に町民にお知らせをするということが大事ではないかなと思うんですね。早め早めの対応をしていただくことで、町民も納得はしないまでも予備知識として受け入れることはできます。だから、ことが大きくならないですむというふうに思いますので、そのことを頭に置いていただいて物事を進めてほしいというふうに思いますけども、この事業所との事前の話し合いはあったのかどうか、そこら辺をお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今のご質問でございますけれども、まず、この坂瀬川・志岐地区の風力発電事業につきましては、計画があがった当時から実際に建つ位置に、位置する行政区、それと坂瀬川地区・志岐地区といった形での説明会、それと議員皆様方への説明会ということで、これまでずっと継続して報告等を行ってまいりました。その中で、資材の運搬については、陸上運搬になるということで、それに関わる道路拡幅、それから支障木の伐採が必要であるということは、石田議員も今おっしゃっていただいたように、説明をしてきたところでございます。

ただ、ご指摘がありますように、町全体の町民の方ということに関していきますと、今回、お知らせ版に掲載させていただいて、実際、今後、資材運搬が始まりますのでということと、支障木の伐採というお知らせをさせていただいたところでございます。

また、実際、12月といいますか、予定では1月に入ってからでございますけれども、資材運搬が始まるということでもございましたので、それにつきましては、各地区、あるいは全町民を対象にした資材運搬に係る説明会ということで事業主のほうに説明会を行うよう打ち合わせを行い、12月末になりますけれども、説明会をするところでございます。

また、桜の伐採につきましては、事業主のほうとこれまでずっと打ち合わせてきた中で必要最小限で根元から切る伐木、それから、道路に張り出している支障木の伐採ということで、必要最小限の範囲に抑えてくださいという中で、現地調査を行った中で、町のほうに道路工事施工承認申請という中で、場所と伐採本数を明示した中で申請が行われており、町としても必要最小限という判断の中で許可を行っているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 町と事業所との話し合い、協定書がちゃんとできているということでございますけども、その時点で、町民にお知らせがありませんでしたよね。今回、それこそこの広報紙で初めてその広域農道の伐採についてのお知らせが載ったというふうに私は思っているんですけども、やはり協定書を交わされたのであれば、その時点で町民に対して予告というのか、お知らせというのは先に出すべきではなかったのかと思いますけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） そうですね、協定の段階では、まだ支障木、それから道路の拡幅は必要ですが、今後、実際に調査をした上ではっきり打ち合わせをするということでもございましたので、その後に現地調査をされた中で申請が10月に出されたところでございます。そういった面もありましたので、実際、工事としては、その後11月に入ってから工事が進められておるわけですが、おっしゃるとおり、事前にもう少し早く、広報紙に載せてお知らせをするべきであったということについては、私のほうで反省をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 反省をしていただきましたけども、町として、先ほども言いましたように、何か遅れ遅れになっているということで、遅れ遅れになることによって、事が大きくなっていくというのがあるんじゃないかなというふうに思います。だから、今からでもそうですけども、町はわかった時点で町民に知らせていくという、そういうことを肝に銘じていただきたいというふうに思います。

工事の予告の看板にしても、これは事業所のほうの不手際かとも思いますけども、中尾との分かれ目の農道の入り口の左側に、木の陰になったところに工事の予告の看板が立っているんですよ。ちょうどカーブを曲がった時点でしかわからないんですね。だから、中尾に入る右側に看板も1つ立っておりますけども、そこへ立てていただければよくわかる。ちょうど正面ですのでね、よくわかるのに、そういうところ辺も何か細かい配慮がない。そういうところも町の指導がいるのではないかなと思いますけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 今の件につきましては、事業者のほうと打ち合わせをして、わかりやすく表示をさせるようにいたします。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 工事をやっているときに、町も許可した以上は確認に回ると

いうことも必要ではないかなと思います。それが町民に対する親切といいますか、そういうことではなかろうかというふうに思いますので、そういう点も今後はぜひ心に銘じていただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ご指摘の件につきましては、当然のことでございますので、今後、町としましても進捗状況を把握しながら、事業者と打ち合わせに生かしていきたいということで考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 予告の看板にしても、すぐ工事をする、本当に近くじゃなくって、もう少し遠いところとか、目につく、もうちょっと入り口のところ辺とか、手前の、そこら辺で予告をしていただければ、運転手、私も運転しますけども、ああ工事をしているんだなということで、それこそ気持ちもあれですし、スピードも落としてゆっくり走るということも考えられると思うんですけども、以前も私は町にちょっと言ったことがあります。工事をするのであれば、そのすぐ近くじゃなくって、もうちょっと手前のほうに予告の看板というのは必要ではないか。そこまで行って、通れなくなっただけでUターンをしたこともございます。Uターンをできるところであればいいんですけども、何回も何回も切り替えをしてUターンをしなければならないというのもございますので、工事予告については、町から事業所のほうへ、もっと手前のほうに予告をしていただくようなことも申し入れをしていただきたいというふうに思いますけども、その点はいかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 工事看板については、何かしらのその規制と言いますか、決まりがあると思うんですよ。現場から何百メートル手前であるとか、設置するというのが決まっていると思いますので、その辺の確認が必要だと思いますが、今おっしゃった件については、事業者のほうにこちらのほうから指導したいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） そういうことで答弁をいただきましたけども、町は、先ほども言いましたように、工事をするということで、町との協定書も交わしているわけですので、現場の確認ということは常時やっていただきたい。それは町の職員さんもお忙しいと思います。でも通行されるという人もいらっしゃると思いますのでね、職員の方にも。だから、そこら辺を気づけてやっていただきたいなというふうに思います。

1つ、私は句をつくりましたので、それをご披露をして質問を終わりたいと思います。「農道に車を止めてカメラ押す桜のトンネル酔いしれる人」、それから、もう1個俳句ですけども、「ノロノロと走る車に桜舞う」ということで、本当にこの農道の桜という

のは町民を本当に心を和ませてきた桜であるというふうに思いますので、そこら辺を本当に町の財産とも言えるものであると思いますので、そこら辺も町のほうでも心してお願いをしたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

通告2番、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） おはようございます。通告2番、4番議員、高戸幸雄です。議長より一般質問の許可がありましたので、通告内容に従い質問したいと思います。

師走12月、気分が少し慌ただしくなってきた感じがします。今年はコロナではじまり、いまだ収束が見えない、そしてまた、ここにきてリスクレベルが高くなっているコロナで1年が終わろうとしています。今後、年末年始を向かえ、一段と人々の往来が多くなる時期であります。特別な状況であることを踏まえ、お互い節度ある行動を心がけてく思っているところでございます。

私は、今回、来年度、令和3年度予算編成に向け、身近な、以下3点にわたり質問を行います。

1つ目に、第8期介護保険事業、令和3年度から令和5年度の3年間にわたる計画における苓北町介護保険基準月額について。2つ目に、町有施設の指定管理者契約における検討課題の検証について。3つ目に、来年度、令和3年度から予定されている粗大、大型ごみ収集方法の見直しについて。以上の3項目にわたり質問を行いたいと思います。

まず、第8期苓北町介護保険事業計画における保険料基準月額見込みについて。

さて、本年度、令和2年度は第7期介護保険事業、平成30年度から令和2年度、3年間の最終年度であります。その最終年度も残すところあとわずかとなってまいりました。そこで、第7期介護保険事業についての大まかな総括は既に把握されていると思い、その上で質問をいたしたいと思います。

令和元年度決算審査意見書を参考に平成30年度から令和元年度2年間にわたる介護の状況をかんがみると、介護認定者は微増であります。施設サービス及び地域密着型サービス給付については、一定の増加が見受けられます。この傾向は、現在の社会状況のもとではやむを得ないと思っているところでございます。私は、第7期の苓北町介護保険基準額算定の折に、当時、議会選出の介護保険運営協議会に委員として出席し、保険料の増額改定案が協議会に諮問され、協議の結果、諮問のとおり、増額についてはやむを得ないとする旨を答申を行った1人であります。その時の増加要因としては、大部分が制度改正によるものであり、金額の多少に関わらず、収入増が見込めない高齢者の方々にとっては大変厳しいものだと思いつつも、介護保険条例の一部改正案に賛成し、また、原案に賛成の立場で討論を述べた経緯がございます。なお、介護給付費準備基金

が令和元年度決算で6,596万4,612円、うち令和2年度に予算において基金取り崩し額2,475万3,000円が計上されており、実質4,121万1,000円が準備基金として残されております。

芥北町監査委員からも次期第8期保険料算定時には、「準備基金の有効な活用に努められるよう」との意見が述べられております。よって、私も第7期同様の措置を願うものでございます。改正案の提出がない現状ではありますが、第8期保険料基準月額の見込みについて答弁をお願いしたいと思います。

なお、私は、第7期の改正案賛成の最大要因は、財源に不足が生じた場合は、一般会計からの繰り入れの財政支援も考えたとの町長からの回答を得たからであります。今後の参考のため、この案件について、現在、どのような考えであるか、その思いを併せて伺いをいたします。

次に、町有施設の指定管理者契約時の検討課題の検証について。

私は、さきの9月定例会の折にも指定管理施設の今後について質問を行いました。よって、再度の質問となります。

指定管理者選定に当たっては、民間の立場に立って適切な管理運営がなされていると理解した上で、あえていろいろな課題、解決策として制度そのものを見直す機会ではないかと質問し、見解を伺ったところ、その結果とし、現在の制度は赤字補完の状況であり、検討を行いたいとの答弁を町長より得たところでございます。

今回の選定に当たって、応募された利用者の方々とはどのような話、協議がなされたかお伺いをいたします。

なお、各々の施設ごとではなく、今後の指定管理施設について、総括的な考え方を併せて伺いたいと思います。

最後に、来年度、令和3年度から実施が予定されている粗大、大型ごみ収集方法の見直し案について質問を行います。

さて、この案件については、9月の全員協議会の折に、来年度、令和3年度から粗大、大型ごみの収集方法の見直し案が担当課長から縷々説明がされたところでございます。粗大、大型ごみの収集については、今年度はないものと考え、心配をしておりましたが、幸か不幸か、急遽、新型コロナウイルス感染症対策事業を活用して、収集を行う旨の説明があり、この点については安堵をしたところでございます。しかしながら、収集方法がコロナ感染対策であるため、従来の方法から一変した実施計画がされています。

私の地区は、最初のグループとして11月7日、土曜日に実施されました。収集に伴う作業工程も従来の方法とは大変な違いがありました。行政区が指定したステーションにおいて、ソファ等的大型ごみの解体を行うなど、私の区では幸いにして各家庭から排出されたごみの量が少なかったため、大事には至りませんでした。排出量とステー

ションの広さ次第では大変だと思われます。

来年度からは、本年7月から生活環境整備対策委員会に対し、収集課題と対策についての諮問を行い、協議を経て、答申を受け、その結果を踏まえ、有料化を図るとありますが、再考の余地はないのでしょうか。検討を望み、答弁をお願いいたします。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。なお、答弁を得たのち、一問一答方式により、自席にて再質問を行いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

第8期介護保険料基準月額の見込みについてのご質問でありました。介護保険料の算定につきましては、介護保険料給付費がどの程度必要なのか、今後3年間における介護保険給付費の所要額の算定が必要となっております。その所要額を受けまして、法定負担割合を基に被保険者1人当たりの介護保険料を算出する仕組みとなっております。

国からの介護報酬改定についての情報が来年の1月までには来ますので、2月には新しい介護保険料が算定できる見通しでございます。それを受けまして、保険料負担が重くなるようでしたら、基金の残額と見合わせながら、議員ご指摘の介護給付費準備基金の有効な活用を検討してまいります。

このことにつきましては、年々この介護保険料が伸びているわけでありまして、当然のごとく、高齢者が増えておりますので、伸びるのは当たり前であります。それを40歳以上の方々、ほとんど介護を受けられない方のお支えもあった中で、この介護保険の制度を行っているところであります。また、そういうことも我々は頭の中において、今後の対応をしていかなければならないと考えております。

また、財源不足が生じた場合は、一般会計からの繰り入れの財政支援の件でございますが、計画の期間であります3年間は介護保険料額の変更ができませんので、どうしても財源が不足する場合は、基金の状況も見合わせながら、もし基金で対応できない場合は一般会計からの繰り入れにより対応しなければならないと考えておりますが、介護保険をお受けになられる方、今までしっかりとこの地域で根ざして頑張ってこられた方があります。これを支援するのは当然のことかと思っております。

しかし、先ほども申し上げましたように、支援をしていただいている40歳以上の方々もいらっしゃる。このことがやはり相当引っかかっているわけでございます。と申しますのも、今度はその40歳以上の方々を支える人たちがどんどん減ってきている。そのことも今後国にもしっかり考えていただかなければなりませんし、我々もそれをやっぱり腹の中に置いとかなければならないということでありまして、なるだけ介護保険料が、皆さんがお支払いしやすいような保険料にとどまることを願いますが、今の状況では、ちょっとその辺のところも難しいように考えますので、只今お答えしたとおりに、

皆さんが安心して介護保険に介護を受けられるように、我々も対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、町有施設の指定管理契約における検討課題の検証、指定管理者制度の導入につきましては、公の施設に対する多様な住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、現在、6施設等で導入しております。

今回、今年度末で指定管理期間が終了する斎場、老人福祉センター、温泉センター及び温泉自動販売機、町民総合センター等の4件の指定管理に係る公募を行いました。選定に当たっては、事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができること、2つ目に、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること、3番目に、管理に係る経費の縮減が図られるものであること、4番目に、管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していることを基本項目審査とし、各施設担当課においてそれぞれ利用状況や経費削減の内容、雇用の状況、利用者拡大のための自主事業などの取り組み、そして、今後の見通し等についてヒアリングを行ったところでございます。

今後の統括的な考えにつきましては、現在、各指定管理者におかれましては、利用者の拡大のために各種の自主事業を展開され頑張っておられますが、なかなか実績として伸びていない状況でございます。このため、自主事業に係る収入・支出分、いわゆる経営努力分は指定管理者の算定数値には含めないことを改めて確認した上で、事業者の一層の経営努力によって利用者の拡大による収益向上を図っていただくよう、協議を行ったところでございます。その上で、相当な利益が出た場合は、一部を町へ還元していただくことになっておりますので、町としてもメリットが出てまいります。

しかし、このことは、以前にも私が申し上げましたとおり、赤字補てん事業になっているということを考えますときに、このメリットが出てくるということはあまりにも考えにくい、我々の希望的観測であると考えております。

今後、各施設とも老朽化による設備の更新等が必要となってまいります。町といたしましては、利用者の増加により収入が増えますと指定管理料の軽減にもつながってまいりますので、設備の更新等を計画的に行うとともに、各指定管理者と協力して指定管理の目的が達成されるよう努めてまいります。

次に、来年度、令和3年度から予定されている粗大、大型ごみの収集方法の見直し案についてのお尋ねであります。粗大、大型ごみの収集については、ご承知のとおり、これまで苓北さわやかクリーン作戦時に各団体等の協力をいただき、町において年1回無料で収集事業を実施してまいりました。

しかしながら、今後、事業を継続していく上で「コロナ禍に対応した収集方法の実施」、「粗大、大型ごみ以外の搬入対策」、「仮置きの長期化による期間外の搬入に対

する管理、臭い・害虫発生の衛生管理」、「処理量・臨時収集費用の増大」、「高齢化に対応した収集方法」など、主に5つの解決していくべき課題があります。

本課題改善に向けて、これまで区長会、区長役員会、一般廃棄物処理対策推進委員会において意見を聴取した上で、7月から苓北町生活環境整備対策委員会に諮問を行い、10月12日に委員会答申をいただきました。

答申内容は、1点目の粗大ごみ収集実施の有無については、粗大ごみの収集については、「廃止しないでほしい」という町民の意見が多数あり、実施をする。

2点目の収集回数については、実施回数はこれまでどおり1年に1回とする。

3点目の収集実施日及び実施時期につきましては、各地区の不燃物収集日前の土曜日に行うこととし、暑い時期を避けて年末の3カ月の期間に分けて実施する。

4点目の収集場所については、各行政区が指定するごみステーションか、そこが狭い場合は臨時のごみステーションを活用する。これまで利用していた仮置き場、上津深江港は使用しない。

5点目の収集の有料化については、処理運搬費用の増大やごみの排出量の抑制を図る上で有料化とする。

6点目の料金額及び徴収方法については、金額の決定に当たっては、県下の市町村の状況を参考とし、粗大ごみ1個の重さを約15キログラムと仮定し、1個当たりの運搬処理費等の経費を算出根拠とした。また、物を大切にすることや再利用を促す効果が粗大ごみを解体分解し、不燃ごみとして出す作業負担に見合う料金額とした。委員総意で1個当たり500円の手数料を徴収することと決定した。

徴収方法につきましては、他市町村が行っているのを参考に「記名シール券」方式を採用し、「記名シール券」は役場本庁、各出張所、各区長、一般廃棄物処理対策委員が取扱窓口となり、1枚500円で販売し、手数料を徴収する。

という以上6点について答申をいただきました。

また、実施に当たって、粗大ごみを運搬できない世帯について各行政区での支援体制の構築、有料化に伴う不法投棄への指導の徹底、収集時のコロナ感染対策の3点について、要望とお願いをいただきました。

町では、本答申結果を踏まえ、大型ごみ収集を有料化することにより、分別意識の再向上とリユースやリサイクルが推進され、ごみの減量化が図られることを目的として、現在実施している各地区での大型ごみの収集状況を確認、検証しながら来年度からの実施へ向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それでは、早速再質問を行いたいと思います。

まず、第8期の保険料基準月額の見込みですが、当初伸びましたけれども、第7期の介護保険料基準策定時における増額要因としては、ここに資料をその当時のを持っておりましても、制度改正がほとんどでした。第1号被保険者負担割合の増、それと調整交付金の割合の減少、また、当時は、平成31年10月から消費税が従来の8%から10%に上がる期間でございましたので、今度は適用ありませんけれども、その当時は、消費税の増額ということも値上げの要因の1つでございました。もちろん、先ほど町長言われましたけれども、今後、高齢がどんどんどんどん進んでまいります。そうすると対象者、利用者も多くなりますので、給付費の増加は当然でございます。そこで、先ほどは制度改正、いろんな情報はないということでございますけれども、改めて再度改正の情報等ありませんか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 只今のご質問ですが、厚生労働省から通知がきておりまして、介護報酬改定が間もなくございます。それと第8期介護保険料算定に係る基準所得金額の改正が予定されております。内容といたしましては、介護保険料の所得の段階が第1段階から第9段階までわかれておるのが現状でございますが、その第7段階と第8段階を区分する基準所得金額が200万円から210万円になります。第8段階と第9段階を区分する基準所得金額が300万円から320万円と改正されております。

以上が現在つかんでいる情報でございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 現在はなかなかこの情報化時代にあって、情報そのものが少ないようでございますけれども、的確な情報といえますか、それをいち早く修正されることを望みたいと思います。

次に、先月の11月30日の全国紙に、「介護保険料を滞納。困窮する高齢者」としてこのような記事が掲載をされております。保険料滞納に伴う資産の差押えまでの経緯等々が掲載しておりますけれども、一部については、記事の内容、私個人的には納得しないところもありますけれども、結果的には、保険料が高くなると支払える方が少なくなってくる。これは当たり前でございますけれども、その収入方法なんですけれども、納入方法ですね。現在、幸いにして、特別徴収、特徴というそうなんですけれども、私、税務の経験がありませんのでわかりませんが、特別徴収、これは年金から天引きするということで、本当に一番いい方法だなと私自身も思っております。

話は変わりますが、国保も将来このようになるのではないかなとと思っているところでございます。

しかしながら、今後、年金金額によって普通徴収も増えてくるのではないかなと思いますけれども、この点についてのお考え方をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） まず、苓北町におきましては、新聞報道にあるような資産の差押えにつきましては、いまだ行っておりません。督促状の送付や納付のお願いのための訪問は実施しているところでございます。

低所得者の方でも、保険料を負担し続けられるように国などの公費の投入によります保険料軽減の強化が消費税増税に伴いまして2回程度行われているところでございます。対象は、町民税の非課税世帯の方に限るところであります。

また、保険料の徴収猶予や減免の制度もございますので、相談をいただければ、それにより対応をいたしたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 徴収方について、先ほど申しましたが、今年度の、令和元年度の監査報告の中に介護保険料のことが載っております。読み上げたいと思います。

介護保険料については、消滅時効の期間も2年と地方税の消滅有効期間5年に比べ期間が短い。このことで負担の公平性を欠くことのないよう徴収対策の見直し、強化に努める必要があると考えるという監査委員の意見も述べられているようでございます。

なお、介護給付費準備基金の取り扱いについては、全額保険料への充当は当然と私は思います。むしろ、一番大きなことは、財源不足の折の一般会計からの繰り入れが一番重要と私は思うわけです。いつも国保にしても、何しても一般会計から繰り入れを述べておりますけども、介護保険についても、一般会計からの繰り入れが一番重要視されると、私は思っております。

この点について、再度、町長、一般会計からの繰り入れについて、考え方をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 対面でこういうふうに、答弁をいただくと一番助かるわけです。全部の中で総括的にこう文書で言われると、なははとしか言いませんけれども、こういうふうに対面で質問し、対面で答える。これが私は一番重要かと思いましたので、失礼かと思いましたが、町長からそのような答弁をいただいたわけでございます。

最後に、第8期の保険料基準額の算定がなったら、課長、よろしくお願ひしたいと思っておりますけども、早急に全員協議会等々でこの保険料改定につけての問題を説明といたしますか、それをお願いしたいと思ひ、この問題を終わりたいと思ひます。

最後に、来年度、令和3年度から実施が予定されている粗大、大型ごみの収集方法の

見直し案について、再質問を行いたいと思うわけでございます。

本件については、区長会にはじまり、一般廃棄物処理対策委員会を経て、生活環境整備対策委員会に7月にまず答申を行ったと。そして、先ほど10月にその諮問を受けたということでございますけども、現在の家庭系ごみ同様、まず有料ありきだという諮問がなされていると思います。私は、年に1度の収集です。現行の行政水準を維持していくため、経常的に必要な経費としてこの大型、粗大ごみを取り扱う考えは、町長ありませんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これも先ほどお答えしたとおりでありまして、いろいろ理由を申し上げました。そのとおりであると私は思っております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 出される人が一定の金額を支払うのは当然だという考えであられると思います。あえて年に1度ですから、せっかくの住みやすいまちづくりといえますか、その一環として経常的経費として大型、粗大ごみは取り扱っていただけないだろうかと思ひ、再質問で述べたわけでございます。

次に、現在、進められている大型ごみの収集の検証なんですけれども、せっかくですよ、課長、新たな方法で収集をされているところでございます。先ほど申しましたとおり、11月ぐらいから始まったばかりなんですよね、現在の収集方法が。あと残されたのが、計画の表を見ると、半分以上がいまだ未実施なんです。ですから、せめて全部が実施終わった時点で、結果を出すのも1つではないかなと思います。そういったところで、全地区が終了したあとに検証する、そういった考えはございませんでしょうか。

そして、そこで結果を出すという考えです。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 只今の全地区終了後、検証を行い、その結果を今後の行動に移るのが望ましいという質問に対してなんですけれども、現在、大型ごみの収集検証結果につきましては、11月の3回の土曜日に実施した15の行政区の収集結果としまして、大型ごみとして収集したもの652品で、収集しなかったもの、不燃物、可燃ごみ等は175品の品物でございました。1行政区あたりにしますと、平均で55個出されて、43個収集した状況でした。出された方については、当日、立ち会っていただいた方、また推進委員さんとか、区長さんにおいては、この附属金物、ベッドとか、スプリングとかを外すのが大変苦労、労務負担を考えて感じていただいたと思っております。また、専門業者に解体してリユースとか、リサイクルとか、分別して、資源の有効利用を図っていくためには、通常の不燃ごみと違って、労務負担が必要になってきます。この分解解体費のためには、必要な費用負担並びに将来持続可能なごみの収集につ

いて協力いただくことにつきましては、町民皆様をお願いしていきながらご理解をいただけるものと思っております。

しかしながら、議員の指摘いただきましたとおり、収集方法や収集体制につきましては、全ての区が終了したあとに検証が必要と思っておりますので、区長会、廃棄物処理対策推進委員会等の中で協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） そうしますと、できるなら来年度からの実施じゃなくて、1年置いて、再来年度から実施されることを望むところでございます。

しかしながら、いろんな計画もあるのでしょうか。そこは出された時点でまた協議というか、討論を重ねていきたいと思えます。

住民生活に密着したごみの収集方法でございます。今後の活躍を期待をするところでございます。

先ほど、石田議員が俳句を述べられましたけれども、私はそういったことはできませんので、ここに12月4日付けの郷土紙の社説があります。年末年始も健康最優先でという大きな課題、町長も読まれたと思うんですけども、皆様にご披露申し上げ、今年度最後の一般質問でございますので、私の全部の質問を終わりたいと思えます。

読み上げます。「地方で暮らす人々の健康と地域の経済をどう守るのか。知事をはじめとする組長らのリーダーシップも問われている」とあります。町長に期待し、今年度の私の全ての一般質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時59分

再開 午前11時13分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を行います。

通告3番、田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） それでは、高齢者の安全な移動対策についてを質問させていただきます。

令和元年苓北町議会9月定例会一般質問で、高齢者所有自動車への急発進防止装置への補助制度の創設などについて質問しました。

このことに対して、広報「れいほく」に記載がありました。車に安全運転装置を設置する場合、費用の一部を補助します。補助の要件、補助の対象となる車など、いろいろな制約はありますが、早急な対応、本当にありがとうございます。

ただし、現実、高齢者の交通事故が大幅に減少することはないようです。10月のテレビで、宮崎市の高齢者クラブのメンバーが体調が悪いときや悪天候のとき、夜間の運転などを控える制限運転を行うことを誓ったという放送がありました。宮崎県警では、運転免許の自主返納に加えて、去年から生活上、車が必要な高齢者に対し、制限運転を呼びかけて、これまでに県内では約1,100人の高齢者が制限運転を宣誓しているということです。制限運転を宣誓した人は、そのメリットはないそうですが、車にステッカーを貼るなどして、周りにも気をかけてもらい、高齢者自ら交通安全を意識して元気に生き生きと生活していけるような取り組みで、夜間運転、高速道路の運転禁止で通常より交通事故が3割ほど減少しているそうです。

以前、苓北町でも運転免許の自主返納の促進、返納後の移動手段等について町内巡回バス、都呂々小学校のスクールバスの混乗など、町長の答弁がありましたが、やはりより具体的な取り組みが必要ではないでしょうか。令和2年9月議会の決算審査特別委員会で在宅高齢者移送サービス、いわゆるタクシー券のことですが、「タクシー券を発行され、かつ利用している人たちからその枚数が少なすぎると聞いております」と発言しましたが、福祉保健課長におかれましては、「検討します」との答弁でした。タクシー券を発行されている人たちからすると、その利用率は40～50%、利用していない人たちは、そのようなものがあるのかを知らないのが大半ではないでしょうか。

また、同居している家族がいるにしても、平日の昼間は普通、仕事に出かけていて留守にしていることが多く、事実、独居老夫婦のみという世帯も多いのではないのでしょうか。対象者の再検討も必要であると考えます。皆さんがわかるように広報「れいほく」等でももっともっとお知らせしてください。

いざ、申請手続きしても1カ月ぐらいかかったと聞いています。できるだけ早く利用できるように努力していただきたいと思います。

また、令和3年度に向け、ほかに何か町で高齢者の安全な移動対策について、いいお考えがあればお聞かせください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

同居している家族がいても平日昼間は仕事等で不在なので、対象者の検討が必要ではないかということでもあります。なるほど、おっしゃるとおりだと考えております。例えば、病院での診察などは平日昼間に限られる場合もあり、通院に支障が出ることも考え

られますので、そのようなケースを勘案した中で、実施要綱の見直しについて、前向きに検討をしてみたいと考えております。

次に、苓北町在宅高齢者等移送サービス事業の周知についてであります。広報誌等を利用することや各地区の民生委員の方々を通じてさらに周知に努めていきたいと考えております。あわせて、申請からタクシー券の発行までの期間についても、できるだけ早く交付できるように事務を進めてまいります。

最後になりますが、本事業以外の高齢者の安全な移動対策でございますが、町内の交通体制のあり方について。今年度検討することにしております。現在のところは、本事業の内容の充実を図ってまいりたいと考えておりますが、重ねて、やはりこの移送サービスについてのもろもろのやり方があると考えますので、我々、あるいは議員の方、町民の方々からのよき提案があれば検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、田嶋議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 本当前向きなご答弁ありがとうございました。タクシー券の利用者にはいくらかの自己負担が伴います。無償ではないわけです。私はそれを無償にしてくださいと言っているわけではありません。ぜひ、その対象者の拡大、1人当たりの発行枚数を増やす検討、併せて申請から交付までの期間短縮についてよろしく願いいたします。

また、制限運転、夜間運転、高速道路の運転基準についての呼び掛け、その機運を高める運動についても町あげて行っていただきたいと思います。

以上、私の一般質問は終わりますが、このタクシー券の検討、増やす増やさない、福祉課どうですかね、一言。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） はい、その点についても検討させていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

通告4番、松本良人君。

○5番（松本良人君） 通告4番、5番議員、松本良人です。通告に基づき、ご質問をいたします。

1点目、風力発電事業についてお尋ねをします。

現在、株式会社レノバによる風力発電計画が進んでいます。国が打ち出した脱炭素化エネルギーミックスの推進に不可欠な施設であると思われます。11月11日から14日まで都呂々の各地区において、また、15日は苓北町コミュニティセンター体育館において地区説明会があり、各分野において事業所からの説明がありました。都呂々4地区、それに町内対象5地区全域に参加させていただきました。町民の方々からは、それぞれ質問や要望等があり、事業者からは環境法等それぞれ専門的な観点から専門の担当により丁寧に回答が行われておりました。これにより、会社側の対応についてはほぼわかりましたが、この風力発電事業に対する本町としての見解をお尋ねをします。

まず1点目、本町における再生可能エネルギーの位置づけと、火力発電所との関係についてどのようにお考えになっているか。

2番目、現在開発中の風力発電所の範囲内に保安林がありましたが、保安林の影響についてはどのようにお考えでしょうか。

3番目、環境問題については、地球規模により重要な課題です。このことにより、環境教育は将来重視しなければならないと思われます。再生可能エネルギーの一つである風車を子どもたちの環境教育に活用し、町内はもとより、天草管内をはじめとして県内、あるいは九州圏内、再生エネルギー教育の発祥地としての環境づくりはできないかお尋ねをします。

また、あわせて、13基計画されている風車に子どもたちからネーミング等を募集し、故郷の思いの1つにしたらと思いますが、いかがでしょうか。

4番目、風車を観光資源として、また、区域内に西海岸、富岡半島が一望できる岩見岳があり、ここから見渡しますと、富岡半島と西海岸、天草灘は雄大ですばらしい眺望です。この岩見岳は、岩面高の愛称のもとに学校の遠足やミニ登山、また、健康づくり、体力づくりに大いに利用されておりましたけれども、近年はあまりありません。都呂々神社から山頂、そして都呂々ダム方面、木場方面、松浦川内方面、そして福連木方面への迂回路も多くあります。今後、観光振興、それから健康づくりにも大いに期待できますが、活用のお考えはないかお尋ねをします。

5番目、住民説明会に参加し、環境調査等での予測調査では、問題ないと思われましたけれども、風力発電所完成後の調査等はどのようにお考えか、お尋ねをします。

6番目です。区域内にはかなりの道路が新設されるようです。林道、町道等に移管し、林業をはじめとして町民の方々が不自由なく利用できる道路として活用できないか、お尋ねをします。

次に、大きい2番目です。

令和3年度から粗大ごみの有料化の計画があるということですが、その経過についてお尋ねをします。

粗大ごみ収集につきましては、現在まで建設業組合のご協力のもと、町事業により行われ、町内不法投棄が激減しています。ところが、粗大ごみ有料化が令和3年度から行う旨の説明がさきの全員協議会において報告が行われました。このことについては、苓北町生活環境整備対策委員会において検討された結果という報告であったと認識しています。

まず最初に、この委員会で決定された経緯についてお尋ねをします。

2つ目に、これまでに粗大ごみが町の事業により行われてきましたが、どのような事情で実施されるようになったか。経過について、わかっていたら教えてもいただきたいと思います。

また、3つ目でございます。有料化に至った経緯について。私は、有料化に伴い、不法投棄が予想されるのではないかと心配をしています。

それから、4つ目です。有料化に伴う不法投棄の増減を推定されたのか。増加した場合、どのように対策をお考えか、お尋ねをします。この粗大ごみにはまだ活用できる物件もあります。

5つ目、有料化を検討する前に、交換会やバザー等、リサイクルに対する検討はなかったのか、お尋ねをします。

それから、大きな3つ目に入ります。

地方税法第20条の2の規定による公告についてお尋ねをします。

令和2年11月20日、令和2年度固定資産税第5期分督促状の送達をうけるべき住所及び居所が明らかでないので、地方税法第20条の2の規定により、送達に変えて公告するという公告がありました。この公告は、登記名義人死亡による相続関係に伴う固定資産税納税管理人選定の問題と思われるのですが、これまでの経緯、今後の対応についてお尋ねをします。

大きな4つ目です。災害時の都呂々地区孤立化に対する対策についてお尋ねをします。

前回の9月の一般質問をはじめ、事あるごとに豪雨災害により国道、県道、町道、林道が崩壊した場合の都呂々地区の孤立についてお願いをいたしてきました。これまで納得のいく回答が得られなかったので、再度質問させていただきます。

本年度、狸川内線の局部改良が実施されておりますが、この迂回路は、近年、年柄川の災害が多く発生しているのは、町当局もご承知のことと思います。

まず1点目、都呂々地区が災害により孤立化した場合の対策はどのようにお考えか、改めてお尋ねをします。

2番目です。これも再度お尋ねをしますけれども、これまで幾度となく起こった交通止めにとただ一路線健全であった町道濁淵線は未舗装の上、道路幅は狭く、小型車がやっと通れる現状であることは、町のほうも当分ご承知のことと思います。この路線は、過

去に県道側から年次的に改良工事が進められ、町民一同、その完成に大いに期待していたところではありますが、いつの間にか工事は中止され、現在に至っております。このような状態は、町道狸川内線にも見られており、本年度、数年前に用地買収され放置されていた区間の工事がなされております。町当局の今後の計画についてお尋ねをします。

大きな5つ目です。

明神山地区町有地の活用についてお尋ねをします。

このことについては、委員会等において分譲住宅地としての払下げによる処分の検討が進められつつあるようですが、このことについて、反対の立場で意見を述べた経緯があります。町内には、売りに出ている宅地、家屋がかなり存在し、空き地、空き家の増加は多く発生しております。このことにより、町内においてもシロアリの発生源はもとより、タヌキの住みかとなり、近隣の方々は非常に困っておられるし、空き地においても、雑草が生い茂り、イノシシ等の問題も発生しております。現在、空き地対策についても町も一生懸命なっておられることは重々承知しております。このような中に、町が宅地としての販売等に入り込むのは問題ではないでしょうか。苓北町には過去に鱗泉公園がありましたが、サッカーグラウンドとして変貌し、今はのびのびと子どもと遊ばれるような公園はありません。ここ明神山地区の町有地周囲には、町営住宅もあり、子育てのご家庭や高齢者の方々の利用が大いにあるのではないのでしょうか。

また、新ふれあい館や避難道、鉄塔等、町有施設がたくさんあり、いざというとき公園の広場は多目的に大いに活用が期待されると思います。志岐の釜地区から富岡新地に通じる臨港道路も近々完成する予定であるし、ここに公園はうってつけの場所とも考えられます。この公有地を公園としての利用する考えはないか、お尋ねをします。

6つ目です。町道黒瀬3号支線の整備についてお尋ねをします。

このことについては、昨年12月定例議会一般質問でお願いし、年次計画により実施していくとの回答だったと理解しております。この路線は、重要な位置にもあるにも関わらず、これまで見落とされてきた重要路線です。災害時の緊急避難路、一秒一刻を争う緊急車両の通行に欠くことができない位置にあります。今後の計画についてお尋ねをします。

7番目です。町道志岐内田線拡幅改良工事についてお尋ねをします。

本件についても、昨年12月定例議会一般質問でお願いし、検討していくということでしたが、どのようになっているかお尋ねをします。

なお、さきの報告によりますと、広域消防苓北分署は現在地とあわせて、コミュニティセンターグラウンドの一部に新庁舎の建て替えが計画されているということでした。今後、消防車の大型化も考えられます。一秒一刻を争う緊急車両の通行には、路線の拡幅改良は必要不可欠と考えられます。

大きな8番目でございます。道路、河川の管理体制についてお尋ねをします。

国は、国民の財産と生命を守るために、そして、国土を守るための様々な施策を講じています。その一つに、町道、河川の管理であります。その費用は、交付税により交付され、交付税の対象として算定の基礎となっており、そのことにより、町が管理責任を任されているものと思われます。これまで町道、河川の管理体制について、私をはじめ、複数の議員から様々な要求がなされてきました。しかしながら、道路の法止め、路側、河川護岸の災害箇所は被災したまま放置されています。災害復旧工事は、国庫負担法により有利な条件により守られていますが、本町の採択はどのようなになっているのかお尋ねをします。

また、河川においては、竹木等により河川幅が狭まり、流量の減、あるいは護岸は決壊し、越水する。道路はイノシシによる落石等危険箇所が多いのは把握されておられるのでしょうか。

来年度以降の対応についてお尋ねをします。

以上、ご質問いたしますが、回答内容次第では自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、苓北町における再生可能エネルギーの位置づけと、苓北火力発電所との関係についてのご質問であります。

町の振興計画で、「電気のふるさととしてのまちづくり」として、再生可能エネルギーを活用した発電施策の推進及び現在稼働している火力発電施設に加えて高効率石炭火力発電所の誘致活動の推進を掲げております。電気のふるさととして両方とも大変重要な役目を果たすものと考えております。町といたしましても、この再生可能エネルギーの建設につきましては、最大限の後押しを今もしているところでありますし、今後もやっていきたいと考えております。

このCO₂をたくさん出す火力発電所がなぜ大事かと言いますと、今、苓北火電の1号機がその対象になっております。2号機をなぜ廃止の対象にしていないかというと、これは超々臨界という非常に燃焼効率が高いものであるということでもあります。しかし、CO₂を出すのにどうしてこれを持続していくのかということですが、再生エネルギー、これは大変重要なものであると考えますが、時と場合によっては、全く止まってしまうということがあります。その時に、その補完をする大事な役目を果たすのがこの火力発電所の役割でありまして、自然エネルギーが発電できないときに、急遽、最大限の力を発揮してくれますので、国もそのことはしっかりと認めているところであります。自然エネルギーにつきましては、太陽光にしても、この風力発電にしても、全くのCO

2を出しませんので、そういった意味ではすばらしい施設であると、それが苓北町に今3基、そして、再来年の初めから13基の建設をしていただくということは、非常にすばらしいことであると考えておりますので、九州電力発電所とあわせた中で、町もできる限りの応援をしていきたいと考えているところであります。

次に、保安林の影響についてであります。現在、レノバと熊本県において保安林の解除に係る協議が進められております。しかし、この保安林は、熊本県と苓北町との関係でありますので、苓北町も熊本県に対しまして、この保安林の解除に向けてしっかりとサポートをしているところでございます。県もこのことにつきましては、相当理解が進んでいるようでございますが、近々そういった面で、まず、第一の関門が取れるのではないかと期待をし、さらに、我々もレノバと以上にがんばってまいりたいと思っているところであります。

次に、風車を子どもたちの環境教育に活用できないかについてであります。現在、我々もそのことについては、小学校6年生と中学校3年生において、エネルギーに関する授業が計画されており、その他の学年においても地域学習や環境に関する学習として計画したいと考えております。また、ネーミング募集につきましては、レノバにお伝えをし、今後協議を行いたいと考えているところであります。

次に、風車を観光資源としてとらえ、岩見岳を展望所、健康づくりとしての活用であります。

このことについても、やはりレノバ社及び町とでしっかりと協議をし、地域のご意見も聞きながら、そういった場所ができればという思いでございます。

次に、風力発電所完成後の調査等どのようにお考えかということですが、環境影響調査準備書の説明において、「風車完成後の事後調査として、騒音やバードストライク等の調査を必要に応じて行うことで検討している」との説明がなされておりますので、苓北町といたしましても、その状況を確認していきたいと考えているところであります。

次に、新設される道路について、林道、町道等に移管し、林業等への活用はできないかについてであります。既にレノバ社も自分たちで造った道路については、大いに地域の方々に開放していきたいという旨のこともおっしゃっております。そういった意味で町が管理するよりもレノバ社にさせていただきながら、苓北町の地域の方々がお使いいただくのが最善ではないかと考えているところであります。

次に、粗大ごみの有料化計画のお尋ねでございます。

まず、1点目の苓北町生活環境整備対策委員会で決定された経緯については、さきの高戸議員への回答と重複しますが、粗大ごみの収集については、ご承知のとおり、苓北さわやかクリーン作戦時に各団体等の協力をいただき、これまで町において年1回無料

で収集事業を実施してまいりました。しかしながら、事業を継続していく上で、「コロナ禍に対応した収集方法の実施」、「粗大、大型ごみ以外の搬入対策」、「仮置きの長期化による期間外の搬入に対する管理、臭い・害虫発生 of 衛生管理」、「処理量、臨時収集費用の増大」、「高齢化に対応した収集方法の見直し」など主に5つの解決していくべき課題がありました。

本課題改善に向けて、これまで区長会、区長役員会、一般廃棄物処理対策推進委員会において意見を聴取した上で、7月から苓北町生活環境整備対策委員会に諮問を行い、その後、委員会意見により、9月の議会全員協議会、9月から10月まで各地区の区長会及び各地区一般廃棄物対策推進委員会で方針案の説明を行い、10月12日に委員会答申をいただきました。

2点目のこれまで、粗大ごみの収集が町の事業により実施するに至った経緯についてであります。昭和52年5月1日から本渡市、苓北町他4町の共同事業により建設した、天草市楠浦町の本渡地区清掃センターでごみ処理ができるようになり、それまでは、危険物のみの回収であったものを粗大ごみ収集として拡大し、収集を開始したのが始まりだと認識をしているところであります。

3点目の粗大ごみの収集が有料化検討に至った経緯については、1点目の回答のとおり、粗大ごみの収集に当たっては、主な5つの課題が従来から発生しており、その問題解決方法の1つとして有料化検討に至りました。

4点目の粗大ごみ収集を有料化した場合の不法投棄の推定についてであります。苓北町におきましては、現在でも可燃物や不燃物等について、ごみ袋代として有料化をしております。不法投棄の現状は、これまでの10年間では、可燃、不燃ごみも含め、毎年平均10件程度の不法投棄があり、これ発見されたやつだけです。その都度、投棄者が特定できた案件については、当事者に連絡、指導を行い、適切な処分をしていただいております。また、不法投棄防止のためのパトロールや啓発看板を設置するなど対策を実施しているところであります。

しかしながら、不法投棄は、多い年と少ない年の差もみられ、原因についても、町内からのごみと特定できないため、粗大ごみのみを有料化した場合の不法投棄の推定については難しいものがございます。今後の不法投棄対策として、引き続き、啓発活動や警察、関係自治体、県広域本部と連携した広域的な指導と取り締まりの強化を図ってまいります。

5点目の粗大ごみのまだ活用できる物件について、有料化する前に、交換会や活用方法等の検討はなされたかの質問についてであります。今年5月に実施した第1回目の地区別一般廃棄物対策処理推進委員会の中でも処理運搬費用の増大の対策の一つとして、粗大ごみの再活用を図るため、リサイクルマーケット等の活用についても取り組んでい

くことで対策方針としたところであります。具体的には、「だれが使ったかわからない物の再利用については、躊躇することがある」との意見から、行政区内で、記名していただいた上で粗大ごみを収集し、その際に「再利用したい方に譲り合う方法から始めてみよう」ということで、今回、地区内リサイクルも目的の一つとして収集場所を各地区のステーション方式として取り組んでいるところでございます。この方法が浸透できれば、リサイクルによる有効活用も期待できるものと考えております。

次に、3点目の地方税法第20条の2の規定による公告について、これまでの経緯、今後の対応についてのご質問でありました。

本公告は、固定資産税の書類の送達において、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく、書類の送達が不可能であると思われるため、その送達に代えて、所定の公示手続きをとり、公示がなされてから一定期間経過すると書類の送達があったものとみなす、公示送達を行ったものでございます。

経緯につきましては、納税義務者2件の死亡に伴う相続手続きがなされておらず、相続人や納税管理人等の選定ができない状態にあるためでございます。

現在、全国的にも所有者不明土地や空き家等が増加しており、公共事業の推進や地域住民の生活環境面においても様々な課題が生じております。ご指摘のとおりであります。今後も人口減少・超高齢化社会が進み相続機会が増加する中であって、地方から都市等への人口移動を背景とした土地意識の希薄化等によって、所有者不明土地等の増加が懸念されているところでございます。

この問題は、固定資産税の賦課徴収に加え、適切な管理が行われていない家屋、土地等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼす場合がありますので、相続人の的確な把握に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、災害時の都呂々地区の孤立、その場合の対策についてであります。松本議員からは、これまでもご質問いただき回答させていただいてきたとおり、まずは孤立の要因である道路の被災状況がどういう状況なのか、復旧にどのぐらい時間を要するか等の把握を行い、町内建設業者への取り除きを依頼することになりますし、大規模で期間を要するようであれば、自衛隊の災害派遣要請をすることになります。

また、孤立時の交通手段につきましては、短時間であれば復旧までお待ちいただくこととなりますが、救急の患者等が発生した場合は、気象状況などにもよりますけれども、海上輸送や防災ヘリ、ドクターヘリ等、関係機関等のご協力を得ながら、早急に適切な判断と対応を図ります。

町といたしましては、孤立することがないように道路の整備については、国道及び県道の危険箇所等の整備をこれまで熊本県に要望してきており、国道・県道とも計画的に整備していただいておりますので、今後も継続して要望を行うとともに、町道等におきま

しても危険箇所の整備等を継続的に実施し、孤立することがないように努めてまいります。

また、町道濁淵線におきましては、未舗装区間のうち、道路勾配が急な区間につきましては、コンクリート舗装を実施する予定であります。なお、予算につきましては、今議会に補正予算を計上させていただいているところであります。

次に、明神山地区町有地の活用についてであります。本年9月の議会定例会におきまして、当該町有地の整備費を補正計上し、承認いただきました。本年度中に敷地整備を完了し、来年度、一般競争入札により売却する予定としております。

定期監査、決算審査における監査委員さんのご意見でも、町有地売却による財源確保との意見もいただいておりますので、売却を優先させていただきたいと考えております。

次に、これはだから分譲をするということではありません。まとめて買いたい人がいらっしゃればまとめて買っていただいてもいいわけでありますので、その辺のところは今後準備をする中で、また皆様にもご報告させていただき、町民の方にも広報をしたいと考えているところであります。

次に、町道黒瀬3号線の整備についてであります。現在、舗装工事を年次計画により実施しており、来年度も予算計上予定です。なお、舗装工事は来年度で完了することになります。

次に、町道志岐内田線拡幅改良工事についてであります。道路改良工事等の財源としては、社会資本整備交付金事業を活用して実施していますが、既に来年度の実施計画は作成済みとなっております。議員お尋ねの町道志岐内田線拡幅工事につきましては、令和4年度以降に本事業で実施できるかどうか調査検討をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、道路、河川の管理体制について、1点目の道路法止め、路側、河川護岸の箇所が被災したまま放置されているのご指摘であります。梅雨時の豪雨後や台風通過後には、道路、河川のパトロールを行っており、住民の方からの通報等も含めて、被災箇所を発見した場合、災害復旧事業として採択できる箇所は申請を行っております。

また、軽微な被災箇所につきましては、補修工事に対応しているところであります。今後も更にパトロールを強化して被災箇所の復旧に努めてまいります。

2点目の河川、道路管理の来年度の対応についてであります。河川につきましては、緊急浚渫推進事業を活用して、河川の浚渫伐採等を実施してまいります。道路につきましては、タイヤショベルを活用し、路面整備を中心に、落石、土砂等の除去、草木等の伐採を実施してまいります。

以上、松本議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 0 時 57 分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

松本良人君。

○5 番（松本良人君） 風力発電所の件ですけれども、ぜひ道路の件、林道、町道の件ですけれども、地元が簡単に使われるように、業者と十分協議していただいて、そこら辺をよろしくお願いします。

以上です。

それから、ごみの関係ですけれども、いろいろ町外を含めたところの経緯はわかったですけれども、この粗大ごみを集めるまでに至った経緯の町の事情はなかったのかお尋ねします。町独自の事情。私は、昔はありましたのでいろいろ投書が来たりなんかしてあったっじゃなかろうかなというような気がしますので、そこら辺の事情がわかってたら教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 実施するに至った町独自の事情というご質問の件ですけれども、当時、苓北町においては、当時というのが昭和 52 年の当時については、ごみの処理状況については、ごみの焼却場が整備されていなかったのも各自でごみを処理されていたかと思っております。また、時代背景については、ちょうど大量生産、大量消費の時代であったことによって、そういった生活公害が社会問題化しているそういう時代背景が大きい要因ではないかと思っております。

また、それとあわせて、それぞれがまだ自家用車を所有していなかったということも時代背景にあったことかと思っています。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5 番（松本良人君） 私は、山とか谷とかにいっぱいその捨てる方が多くて、その対応に建設業の組合の方あたりも一緒に加勢されて今の経緯になったと思いますけれども、そこら辺どがんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） その昭和 52 年時代というところでお答えしますと、一般廃棄物処理対策審議委員会の中で、ちょっと広報「れいほく」の記事を調べたことがあったんですけれども、その際には、その昭和 46 年の記事だったんですけれども、それについては、熊本市在住の苓北出身の方が、郷土の自慢話をされていたところ、海

中公園もごみの町ではぱっとしないねという記事がありまして、帰省のたびに感じていらっしやったということを都会の人からそのまま言われてショックを受けたというような記事についてありましたので、ちょうど芥北町においては、そのごみの処分、焼却等全てにおいて問題があったと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） それでは、有料化に至った経緯についていろいろご説明いただいたわけですが、5つの解決を、コロナ禍に対応した収集方法とか、粗大ごみや粗大、大型ごみ以外の搬入対策とか5つのあったから、その解決で有料化に至ったよというようなことをちょっと感じたわけですが、この5つの、説明いただいた5つの問題で、この問題の解決方法と有料化ということを考えて、因果関係はどういった形なんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 問題解決の有料化の因果関係というところについてお答えさせていただきます。

まず、粗大ごみ以外のものの搬入によって処理量が増え、量が増えたことによって仮置き場に長期化的に保管をする必要があります。また、搬出回数も増加して、臨時収集費用が増大しました。この有料化によりまして、出された方個人の動機づけができ、まず、個人で売れないか、だれか使ってくれる人はいないか十分検討していただき、その上で処分方法を検討していただいて、解体し、月1回の不燃ごみの収集日に無料で出すか、個人または近所と共同して清掃センターに持ち込んでいただくか、年1回の大型ごみまで取っておいて、有料で出すか。個人が十分検討していただけることと思っております。有料化が廃棄物の排出抑制や再利用の促進、排出量及び個人の手間に応じた負担の公平化など、町民皆様のごみの減量化の動機づけになると考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 減量化になれば、お金を取らなくても町では今までどおりやってきても問題なかったっじゃなかろうかと、私、解釈しとるんですが。そこら辺どがん。減量化になるて、今おっしやったでしょう。いろんな対策で減量化になるだろうと。そうした場合は、お金が要するに少のうなるわけでしょう。今、先ほど申されたのが、例えば、仮置き場に長期間置くのでいろいろな管理が難しい、臭いとか何かがいろいろ出てくるとかということでおっしやったですね。そういった方法は、やり方で対応でくっとなかろうかな。そうしたら、それと徴収、お金を出させて集むっとは全く関係がないんじゃなかろうかなというような気がずっとですね。

あとで、時間が、私は持ち時間がないので、そこら辺は十分検討していただきたいなと思います。

それから、有料化にした場合に、不法投棄が出てくると思います。当時、私は、先ほど聞きましたけれども、熊本から投書が来た云々のご説明ありましたけれども、我々も町におった関係でようわかつとつとですが、山の中にいっぱい捨てておられたと。ところが、山の中に捨てておられて、私、大概地域の方とも付き合ったから、「お前が捨てたっじゃなかな」て言えば、「我が山に捨ててどうあるかと、置いとつとやっか」というような感じですよ。それが大概、谷ですよ。谷に捨てた場合はどうなるか。これ今のような大雨なんかになると、全部川に流れて川から海に流るつとですよ。海に流れたらどうなるか、今は相当な問題になる。レジ袋しゃが今は問題になっている時代なんですよ。そういったことがまた再度復活せなならん、なるんじやなかろうかと思いますが、そこらどがん思われますか。そういったことはないと思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 不法投棄の件なんですけれども、町長の答弁でお答えしましたとおり、年平均10回ほどの不法投棄が発生をしております。そこでわかった部分については、その対処について適正に処理をさせていただいているところなんですけれども、その谷等については、今のところクリーン作戦等で一斉収集した場合について、処理等を実施しているのが現状でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） わかりましたけれども、わからんような、わかるような回答ですが、一つだけ、この水道環境課は水道もなさっておりますので、小松に第一水源がございますね。あそこに必ず1カ月に1回は行かないかん。少なくともです。あその土地を萱の木林道に抜けるところにタイヤが4本捨ててあります。お気づきですか。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） タイヤの確認なんですけれども、確認したところ5本ありました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） そういったところで、多分タイヤは、自動車屋が処理料を取るから、我が家さん持ってきて、そして山の中に捨つとつとです。それが有料になったらそういうことが起きらせなんかと。そうした場合は、また、十数年前、あるいは20年前ぐらいの状況に苓北町が戻とつとじやなかろうかと。私はそれ一番懸念するわけですよ。そこら辺もう1回このごみの有料化は検討していただきたい。私は、これは町民の方々に一人一人ごみを捨つとつとに銭とつとてちゃ反対があると思いますよ。私もこのごみの有料化には相当反対しますよ。そういうことでございますので、今後ぜひ、再検討をお願いしたい、再検討を。

私は、またもう1回、このタイヤのことで言いますけれども、私は、千保林道のところに行ったときに冷蔵庫が捨ててあったですよ。このまま置いとけば腐れてから動かされんから、持ってきてうちの小屋に置いとつです。冷蔵庫を処理すつとにもお金のいるから捨つとですよ、町長さんわからっですね、そこら辺は。500円でも今大変ですよ。そういったことがあるから、せっかくお金を使うとならば、町民全体に潤うようなお金の使い方をしていただきたい。そう思います。この問題はそこら辺でやめときます。

それから、地方税の関係でお尋ねしますけれども、この公告をした後の、いっぱい公告はなされると思いますけれど、公告した後の固定資産税についてはどがんなつとですかね。どういった形になつとですか。公告した後、納入がなかった場合。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 公告の件でございますけども、公告した後、固定資産税についてはどうなるかというふうなお尋ねだと思います。納税者が、納期限までに地方税を完納しない場合は、地方団体は履行の催告としまして、督促を行います。それでもなお地方税が完納されないときは、納税者の財産から地方税債権を強制的に実現を図るということで、滞納処分ということができるようになっております。しかし、本件の場合は、滞納者の所在等が不明であります。そのため、地方税法の規定に基づきまして、その滞納処分の停止を行いまして、その失効後3年間継続したときは、納入義務が消滅するということになります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） この消滅するというのは、もうそんなら納めずいっちょけばよかということですか。多分、死亡者の場合は、差押えも競売もできんとですもんね。そしたら苓北町が損ということですね。こういったケースは全部で今まで、わかる範囲で、まあよか、町長が苓北町長になる、田嶋章二に町長がなられたぐらいからは何件ぐらいあつて消滅しとつですか。おおよそ、おおよそでよかです。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） すみません、その先ほど申されました、町長就任後はちょっとすみません、数字把握しておりません。令和元年度の決算額だけで申し上げさせていただきます。令和元年度の決算額で12件の71万1,033円、固定資産税が不納欠損ということで消滅しております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） そうしたらかなりあるということですね。はい、わかりました。

今後は、所有者不明の不動産が増加すると思われます。今後は相当。それでできれば

ですよ、国をあげて法整備に取り組まれるよう、町長、国のほうに強く要望していただきたい。1年で70万円ぐらいですから。10年で700万円、そんな額ですよ。できれば差し押さえとか、あるいはその競売にのせられるような形で国がとっていただければ、それなりの対応でくっと思いますので、よろしくお願いします。

それから、4番目の災害の孤立化なんですけれども、前回にもヘリコプターの件なんかがあったですけれども、これヘリコプターは、台風、豪雨、夜間でも対応でくっですかね。こがんとは、私はこういう答え聞いとらんとですよ。これとりあえず話が、ヘリコプターですするというたが、風水害とかなんかときも対応できるか、船も併せて。どがんなつとですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 只今の質問でございますけれども、町長の答弁の中でも回答いたしましたけれども、当然、気象状況によるということが前提で、気象状況を踏まえた中で早急な対応を図るということでお答えをしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は孤立化対策ですので、できれば孤立化せんごて、迂回路でも十分その整備していただければということでお尋ねをしたっです。ずっと今まで要望してきたっですよ。それでも一向に、狸川内線のほう、あるいは濁淵線のほう、途中で中止されているんですよ、2路線とも。なぜそがんしてあつとかと、私はこの件に十分中止されているということは私は言わんやったですもん、ここまででかかっとったばってん。私も行政におったから。しかし、今回は言わないかんですよ。しかけてあつたが中止されとつとですよ、2路線。土木管理課長、中止されとつとでしょう、2路線。起点部から。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 濁淵線につきましては、私が二十数年前担当しております、濁淵線は、県道からいわゆる民家が1軒ございまして、その私道の入り口まで計画があったようです。それを完成後は、舗装を中心にコンクリート舗装していくという計画ですので、中止と申しますか、一応、事業は完了したというふうな認識でその当時はあったと思っております。

狸川内線につきましても、またまた私が、途中まではしております、ここも用地を購入した後の経緯については、ちょっと前の担当にも聞いたですけど、釈然とはっきりしないと、ここら辺はなぜ中止になったかというのは不明でございますが、狸川内線につきましては今年度工事を再開しております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） いろいろあろうと思いますけれども、ここら辺がぴしゃっとしてれば、これが一番、こういったことはないように、今後、今までまたぼちぼちやりますよというのが孤立化対策なんです。自衛隊を呼ぶから、ヘリコプターを呼ぶからどうのこうのじゃなかったですよ。私はそう思います。今後、答弁にはいろいろ気づけてください。

それからもう1点、国県には要望しておると、その要望書はありますか。あればコピーをください。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 国道389号の法面对策につきましての要望、一般国道324号の越波対策についての要望控えがございますので、後ほど差し上げたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はこれまでいろいろ申し上げてきましたけれども、要望書を出しとるとか、県に言うとかいうことで、実際、先を調べたら要望は全然出とらんやった。うちの先の20年間手付けてなかったところも、改めてここにお願いして要望書を出した経緯があります。

それから、道路の横断歩道、あれは県に言うのとっですもん、言うのとっですもん、ここで言うたんびに言うのとっですもん。実際は、公安委員会に問い合わせたところが、苓北町から1件もあがってきとらんですよというような回答があったですよ。そういうことがあったからこの写しをくださいと、あったらください。

それから、明神山地区の孤立化なんですけれども、この地域の防災マップの状況はどういうふうになっとるか教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 苓北町の防災マップ上でございますけども、この地点は河川の浸水、高潮、ため池浸水想定で浸水深さが0.5メートル未満ということになっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 0.5メートル未満。50センチ以下やったですかね。

○土木管理課長（汐崎正喜君） はい。

○5番（松本良人君） それが一番下ですかね。

○土木管理課長（汐崎正喜君） はい。

○5番（松本良人君）　　そうもういっちょ次の段階じゃなかったですかね。そこら辺はよかったですけれども、要するに、ここは危ないですよと、水深、水が来ますよということなんですよ。そして、またそこら辺には、まだこれよりもひどいところあるわけですね。もしここを広場として持っとけば、広場として持っとけばですよ、ここがいくらか、何センチか余裕がありますので、ここにでも避難ができるというわけですよ。そういったところをあえて何で売却せなならんかと。今まで何千万円かけて避難所なんかいっぱいつくって、山のとっぺんまで走って逃げんばんとかいうことがあります、そこら辺はちいさか、ここまで置いとけば50センチまで大丈夫だというような、ある程度は大丈夫ばいと思われるなら、そこに公園化して、30センチばかりあがったり、山つくったり、谷つくったりしますので、そういったところつくればそこでも避難できるわけですよ。そういったところお考えならんやったですかね。

○議長（錦戸俊春君）　　土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君）　　公園化につきましては、まず、町長答弁でもございましたが、財源確保のために遊休町有地の売却ということを優先させていただくと、あくまでも、それを優先させていただくということでご理解いただきたいと思います。

　　以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　　松本良人君。

○5番（松本良人君）　　これは、まず競争入札ですので、ぜひ、あと苓北町のために、あるいは明神山地区の一番低い土地です。そこら辺に町のこういった広場があれば相当町民は助かるわけです。そこら辺もう1回考えていただいて、売ってしまえば何もならんとですよ。売る前に有効活用はできんかと、あそこの住宅にお年寄りさんとか、子ども持っておられる世帯どんくらいぐらいおられますか。把握しておられますか。あそこは住宅いっぱいあるでしょう。お年寄りさんとか、子どもを持っている方は、あまり遠くまで逃げ切らんとですよ。それでちょっとした丘ぐらいあったり、あれば、こんくらいぐらいよかなということあれば、そこに行けばよかったですから。そこら辺ぜひ、前向きで検討していただきたい。売ってしまえば何もならん。売ってよかところはまだ別のところ売ってよかですたい。ばってん、あそこは売っちゃいかん。私はそう思います。町長、どがんですかね。

○議長（錦戸俊春君）　　町長。

○町長（田嶋章二君）　　売って大いに活用していただきたいという皆さん、職員の意見の中で、私も良といたしたところであります。

○議長（錦戸俊春君）　　松本良人君。

○5番（松本良人君）　　ぜひ、ほかの方に持たせたいところだそうなんですけれども、もう1回私の言ったこういうこともある人が言うたぞというような形。もしそうでなからん

ばですよ、あがんとっぺん先に避難所つくったり何かしいぐらいらんとですよ。あの何かな、グラウンドも兼ねたところとか、あそこの深江のほうの、あそこは何億円もかけてからつくってですたい、一番近くて、ちょっとしたとに逃げられるじゃっかというところは売ってします。そういったことはおかしかですよ。

以上です。

それから、道路、河川の管理体制ですけれども、十分に整っているところがあるということですが、これは相当疑うところがございますが、法面の崩壊とかをタイヤショベルで取ると。土砂の取り除きもタイヤショベルで行うと、それだけで道路は万全ですかね。法面が崩れたところをタイヤショベルで取って、いっちょいて、それで大丈夫ですか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 町長答弁のタイヤショベル利用によるというのは、主に、路面の土砂を取り除くということで、当然、災害等で被災した法面の崩壊箇所につきましては、当然、土砂を取り除いただけでは不十分である箇所もございます。そういう面については、必要な対処を取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 要は、人命保護とか何かですので、土砂を取り除いた後は、それが上から崩れてこんなような施策をせないかとですよ。そういったことですので、ぜひ、そこら辺じゃなくて、今相当遅れとっですよ、町は。町の町道、河川の管理は。ぜひ、あれしていただきたい。今、私は、今、課長が交代されてから、確かにいろいろやっておられます。足も軽か、今の課員は。一生懸命やっておられますので、皆さん、今の土木管理課は一生懸命やっておると私、見とります。見とりますので、今以上に頑張っていて、そして、やはり地域の方に答えていただきたいと思っております。できれば町長、人数も増やかしてもろて、今の体制をずっと維持していただくようお願いします。

終わります。町長が何かあれば、そこら辺。

○議長（錦戸俊春君） 答弁はありませんか。

これで、松本良人君の一般質問を終わります。

次、通告5番、山口利生君。

○1番（山口利生君） 通告5番、1番議員、山口利生です。質問通告書に沿って、給食費の公会計化及び富岡城公園管理について質問いたします。

まず、給食費の公会計化について、教育長に質問いたします。

平成31年1月25日、中央教育審議会が文部科学省に答申した「新しい時代の教育

に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、先進的な地方公共団体の取り組みを踏まえれば、未納金の督促等も含めたその徴収・管理について、基本的には、学校教師の本来的な業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきであるとされたところです。

この答申を受け、文部科学省初等中等教育局長から、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長等に対し、令和元年7月31日付で、学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について通知が発出され、文部科学省においては、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことにより、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的として、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体におかれては、本ガイドラインを適宜参考として学校給食費の公会計化の取り組みを一層推進されたいとの要請がっております。

また、令和2年10月28日開催の苓北町臨時議会で、登本代表監査委員から報告があった「苓北町学校給食調理場における学校給食会計の随時監査結果において」も、学校給食費を苓北町の予算に位置づけ、予算、決算、監査等、町財務規則等に基づいた管理、運用を行うべきであるとの監査意見が付されたところです。

苓北町は、学校現場の負担軽減を図るために給食費の徴収管理業務を学校給食調理場で行っており、給食費の公会計化については、現状でも特段問題もないので実施しないとお聞きいたしましたところです。給食の提供に係る町の予算を見ると、一般会計の教育費に給食センターの人件費及び管理費等が計上され、毎年7,000万円余支出されています。一方、保護者から徴収する給食費は、給食センター職員が小・中学校あわせて、年間3,000万円余を給食貯金で管理し、給食用のまかない材料費等を直接支出しています。

さきの随時監査結果報告において、納入業者への支払いについては、町の財務規則等に沿って適正に行っているが、貯金残高が年間複数日、1,000万円を超している状況にあり、ペイオフ対策を実施すべきであるとの指摘がっております。

令和2年11月4日に文部科学省が発表した学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果では、実施を予定していないと回答した教育委員会は、全国で724、全体比42.0%っており、熊本県は、32教育委員会、全体比72.7%と全国的にも検討が遅れている状況にあります。給食費の公会計化導入については、情報管理システムの導入改修の経費増や人員の確保等の問題が挙げられていますが、給食費を予算に計上することで給食会計業務の透明性が図られ、給食費の遅延があっても公費で補てんでき

ることになります。また、まかない材料費等の支出業務を町の会計電算システムで行うことで、担当者の予算管理や支出手続きが軽減され、給食費を公金で管理することでペイオフ対策や盗難等への対応も厳格化されると思います。給食の提供は、町の直営事業で実施しており、給食費は、その経費の一部を保護者に負担させているものであるならば、本来、これは公金として扱うべき性質のものと考えますが、なぜ給食費を町の予算から分離しなければならないのか、教育長の見解をお聞きします。

次に、富岡城公園管理について、町長に質問いたします。

苓北町観光の一番の目玉である富岡城は、訪れる観光客の皆様から風光明媚で芝生等の手入れも行き届いた大変すばらしいお城との評価をいただいておりますが、除草作業方法のあり方について、2点、町長にお聞きします。

まず、富岡城の除草作業は、障がい者1名を雇用し、通年作業を行っていますが、先般、肩掛け式草刈機を使って一生懸命除草作業されている光景を見て、唖然といたしました。肩掛け式草刈機は、使い方を誤ると大事故につながります。作業をする際は、小石が飛び跳ねてけがをさせないように周囲に人がいないかを確認するのが基本ですが、観光客が横を歩いているときも漫然と作業をされており、石が跳ねて観光客にけがをさせることへの危機意識が感じられませんでした。もし、作業中に観光客がけがをしたり、本人が足を滑らせて草刈機で足を切ったりした場合、町は救急車の手配等の緊急対応ができる体制を取っているのか。当然、監督者を配置せず、障がい者を単独で作業させている町の労務管理体制も問題になるのではと考えますが、いかがでしょうか。

また、二の丸公園や三の丸公園等の除草作業は、歴史資料館に勤務されている会計年度任用職員の方が軽トラックや草刈機等を持参し、年間を通じて手弁当で富岡城の景観を美しくするために一生懸命頑張っておられ、夏場は、2週間に1回の頻度で除草作業を行っているとのこと。町も当然この状況を確認されていると思いますが、除草予算が要らないからといって黙認することは問題ではないかと思います。これまでは幸いにして事故は発生していませんが、万が一、作業中に事故が発生した場合、第三者への損害賠償責任問題や、けがをされた場合の経済的負担は大変なものになるかと思いますが、町も保安管理責任を問われるのではないかと思います。風光明媚な景観を持つ富岡城は、苓北町の大切な宝であり、苓北町の観光推進にも大変重要な役割を担っています。すばらしい景観を維持するための芝生等の除草作業は将来的にも継続して実施していくべき重要な業務と考えますので、歴史資料館に勤務する会計年度任用職員の業務に、新たに富岡城の除草作業を追加し、障がい者の方との共同作業を実施させることで、除草作業における事故の未然防止と作業効率化が図られるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。町長の見解を期待します。

以上で、一般質問を終わります。

教育長、町長の答弁に対しましては、一問一答方式により自席にて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

給食費を公会計化できないかについてのご質問でございますけども、現在の給食費の徴収につきましては、口座振替による毎月払い、または一括払い等の方法で徴収しております。文部科学省から出された「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」は、教員の働き方改革に伴う業務負担軽減等の観点からの推進であり、本町においては、議員ご承知のとおり、会計事務は全て学校給食調理場で行っており、給食費の徴収方法は口座振替等であるため教職員の負担は、給食費に関しましてはないと考えております。また、給食費の管理につきましては、監査委員からの随時監査の結果を受けて、今年度決算分から特別監査を実施していただく準備をしており、ペイオフ対策も済んでおります。

現時点では、保護者との信頼関係の中で滞納もなく、問題なく運営をしておりますので、現在の徴収方法等で適正な管理をさらにしてまいりたいと考えております。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山口議員ご質問に答えさせていただきます。

除草作業についてであります。まず、役場各課の業務において、草刈り作業をさせるために当たっては、刈払機安全衛生教育講習を受講させた上で、その資格認定者に作業をさせるようにしております。

今回の作業員には、改めて除草作業時における注意点等についての指導を行い、事故が発生しないように安全確認の徹底を図ったところでございます。

2点目の事故が発生した場合の保安全管理責任については、当然、管理者である町の責任となりますので、町といたしましても、責任をもって対応できるよう、事故防止対策の徹底と万一の事故に備えた全国町村会総合賠償補償保険制度への加入を引き続き行っております。

3点目の新たに除草作業の勤務日数を増やしての共同作業につきましては、山口議員ご指摘のとおり、作業における事故防止と作業効率の観点から有効であると考えますので、人員体制も含めて検討してまいります。

以上、山口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ご答弁ありがとうございました。

まず、給食費の公会計化関係でご質問いたします。

給食費負担金、お聞きしたところ、平成29年度に小学校が3,900円から4,200円、中学校が4,600円から5,000円に負担金の引き上げをされておられますが、この給食負担金というのは、だれがどのような根拠に改定等をされていらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 給食費の改定の根拠なんですけど、苓北町学校給食共同調理場設置条例がございまして、その中に、苓北町学校給食共同調理場運営委員会がございまして。その中で、給食費等々を協議をいたしまして、平成29年度から現在の価格に上げております。

そのときの理由といたしましては、食材費の高騰等が原因であると聞いておりました。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 先ほど食材費の高騰で引き上げたというふうな答弁です。それと、根拠については、苓北町給食調理場の設置条例の中での運営委員会で検討というようなことの回答であったかと思えます。

やはり、先ほどの質問の中で言いました、給食提供自体は町の責任で実施しているということは私の考え方に間違いがないかどうか、再度お聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 給食費の提供に関しては、山口議員おっしゃったとおりの町の責任において提供しております。給食を運営するためにはいろいろな人件費、施設管理費等が要りますので、そういう回答でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 児童生徒数を教えてもらったんですけれども、平成27年度、児童生徒数は567人、これが令和2年度では511人と56人の大幅な減少があります。また、給食費に対しては、準要保護児童、生徒就学援助と、また特別支援教育就学奨励費補助金というものを家計が厳しい世帯には町が独自で助成をしているというようなことを聞いております。その中で、それを差し引きますと、実質的な保護者負担金というのが平成27年度は2,800万円余が令和元年度は2,600万円と2,000万円実質的な保護者負担金というのが減になっているところです。やはり食材費の高騰という問題もありますが、この食材費自体を児童生徒で割ったときに、いくら賄えるのかというようなことも重要な引き上げの根拠になっていくのではなかろうかというふうに考えます。

苓北町では、今後とも少子化対策に歯止めは多分かからないんじゃないかと、先般の

人口の将来は5,000人というような計画に変更されております。児童生徒数の減少により、保護者負担金がさらに引き上げるというふうになると、子育て世帯の生活はさらに困窮することになってしまいます。そうなれば、隣の天草市のほうに、どうしたって、今でも転居したいという人が増えている中であって、更にそれに拍車をかけるのではないだろうかというふうな危惧をしているのは私だけではないんじゃないかと思います。やはり、子どもたちに給食を与える、今と遜色ないおいしい給食を提供するためには、町の一般会計への組み込みというのが必要になってくるんじゃないかと思いますけれども、何かその今現在、給食費を貯金管理している、これ担当と場長2人で管理されているというふうにお聞きしますが、これが一番最善であると、当然、先ほどの答弁の中では、公会計化は実施しないというふうなことを教育長おっしゃいましたけれども、この2人で3,000万円を超すような金額を管理することの、非常に私から見れば、危険性があるんじゃないだろうかというふうに考えますが、なぜその担当者に任せるということに固執しておられるのか、再度ご質問いたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 先ほどの教育長の答弁と重複いたしますが、公会計化に今していない理由でございますが、まず、教員に給食費徴収の負担をかけていないことがまず第1点。現在の方法で特に問題なく運用ができていた点が1点。3番目に、公会計、今、天草市と熊本市が実際しております。天草市にちょっとお聞きしたところなんですけど、徴収システムの改修費が約1,000万円、保守料が50万円程度かかるそうです。今県内2市のみなんですけど、私どももこの一般質問を受けて、部内で打ち合わせを行ったんですが、公会計を行ったにしても、今のところ事務の簡素化は特にならないだろうという判断もいたしまして、先ほどの答弁のとおり、現在の方法で頑張らせていきたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今の課長の答弁ですが、今現在でも特に問題ないというふうなトーンで回答があったかと思います。私が言いたいのは、その、ならちょっと質問を変えたいと思います。

まず、保護者徴収金の給食費というのは、公金であるのか、公金でないのか。これについて、これは教育委員会でいいですかね、質問は。公金か公金でないのかということ、教育委員会のほうにご質問します。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） すみません、公金の考え方というのが、私もなかなか解釈が難しいんですけど、教育委員会で管理をしているお金という回答でちょっと好ましく

ないと思いますけど、住民の方からお預かりしているお金ですので、公金という感じで考えております。ただ、今の公金、一般会計上の公金という位置づけじゃない公金という感じでお答えよろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 一般会計に入れているから公金ということの解釈というのはいかなものかと思います。やはり、先ほどの答弁でありましたけれども、負担金の決定は誰がするのかと。何に基づいてするのかというふうな質問をいたしました。給食調理場の設置条例に基づいて負担金は決定して徴収しているということであれば、これは当然町の条例に基づいて実施している。かつ、それを町民から負担をさせているということであれば、当然、これは公金として考えるべきかと私は考えます。

予算を管理していらっしゃる企画政策課長は、この点についてはどうお考えかお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 公金の取り扱いの範疇がどこまでなのかということですが、いわゆる歳入歳出外現金というのをお預かりしている部分にあります。住宅料の敷金であったりとか、その中の一つとして、位置づけとした一般会計を通しますんで、位置づけとしてはそういうような取り扱いになるんじゃないかと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 今も先ほどちょっと質問したように、一般会計予算に計上しているか、していないかで公金か公金じゃないかというふうな判断をしているというふうな回答があったと私は理解いたしましたが、まず、地方自治法第210条、会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないというふうになっております。いわゆる総計予算主義の原則でございます。公金と言われるものは、予測し得る収入及び支出は予算に計上し、住民代表の議会の議決を経て、予算を通して執行されなければならないと。収入と支出を相殺して、差額だけを予算に計上することはできないというふうにされております。これはもう当然地方公共団体の皆さんは、これは全てわかっていらっしゃるかと思います。そういうことであれば、今回の給食費、保護者から負担させて、それをまかない材料費に充てて、それ以外の人件費とか、電気代は町の一般会計で出していると。いうなれば、これは地方自治法で禁止している相殺というふうなことにもひっかかるのではなかろうかと。ですから、私は、今回、給食会計について監査のほうで、随時監査で実施されたときに、やはり予算決算にあげるべきだというふうな監査委員の意見が付されておりますが、まさにそのとおりだというふうに思って、前回の報告の中では質問しませんでした。このような一般質問の中で

予算の考え方、また、予算のほうに収入として保護者負担金、負担金になるのか、諸収入であげるのか、これはわかりませんけれども、それとまかない材料費については、きちんと町の予算の中で歳入歳出としてきちんと経理をして、これは町が提供する給食の一部を皆さんのほうにご負担していただくんですよということを明確に町民のほうに知らしめるべきではないか。当然、予算の執行に当たっては、たくさんの方の審査を得て支出していきます。ただ、貯金管理していくと、担当と場長さんだけが見て、正しいと思えば支出していくわけですね。ほかのところで問題になっているのは、たくさんのお金を、そういう歳計外現金、歳計外現金は予算ですから、公金外の学校徴収金とか外部団体の予算決算を役場の職員が担っておられるケースもあろうかと思います。そういったときに、ほかの町村においては、それを流用したり、一時借用してあとで返すといったつもりが3年ぐらいして返せないというような問題も惹起されております。学校徴収金だってそうですよ。教員の方が学校徴収金という形で集めたものを一時流用して、自分のために使ってたということで懲戒処分をうけるというのは最近の新聞でもよく出ております。ですから、そういうものを透明化するためには、当然、町が実施する。それに対する、町民から徴収するというのはきちんと歳入歳出予算で管理して行うべきものというふうに考えます。今のままで何ら問題がないというふうな答弁でありましたけれども、今のままで置いとるほうがよっぽど危険であります。ペイオフ対策は1,000万円以上、もし銀行がつぶれた場合は、決済用預金であれば全額補てんすると。これは銀行が問題があったときの対応ですよ。こんなのは、それは当然当たり前のことであって、これをしとるからといって何ら問題がないと。問題があるのは、職員の担当に3,000万円以上のお金を管理させているということが大きな問題であり、これは町民から見たらブラックボックスですよ。貯金を全部見せるかて、そういうことはないでしょう。非常に問題があると。

先だって、熊本県議会の一般質問でこれは県立学校における公会計化についての質問がなされたときに、古賀教育長が、県立の定時制高校と特別支援学校への給食費への公会計化への導入を検討するというふうな答弁がされたというふうに新聞に載っております。また、今後、この中では、県内では、熊本市、天草市、小国町、産山村が導入していると、今後、各市町村教育委員会にも先行事例を紹介するなど積極的に導入を働きかけるというような答弁をされているというふうなことが熊日に載っておりました。

やはりどこもこのような保護者から、町民から徴収するという大変な事柄ということ、今問題ないからほったらかしとりますというようなことを、執行部が考えるというのはいかがなものかと思います。現実には、監査委員が見たときには、町の管理規則に沿って適正に予算の執行されているということです。何らその予算のほうに移行したって何も問題は発生しないし、返って厳格化、執行にもガラス張りの透明性も図られ、

また、管理もきちんと会計管理者のほうでその予算を管理されることになりますので、特にその、なぜ私は頑に公会計化はしないというような回答をされるのかがよく理解できません。

確かに、町長さんのほうには予算要求がないとその先は進めないということがあります。町長が教育委員会の予算にそればつて、そういう助言はできるかと思えますけれども、かたくなに教育委員会のほうが、いやそれはしないというふうになったら、町長の部局のほうもその先に進めないんじゃないかというふうに思いますが、再度教育長にその公会計化についての考え方をお聞きしたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼いたします。

只今お話いただきました、その十分私も承知はしているところでございますけど、現在のところ、正直申し上げまして何ら問題がなかったという形でできております。今ご指摘いただきましたことも含めまして、今後もう一度、検討させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） はい、ありがとうございます。

ぜひ、町長もこの問題については予算をつける最高責任者でございますので、再度教育委員会のほうとも調整をお願いいたしたいというふうに思えます。

次に、富岡城の公園管理についてご質問いたしたいと思えます。

今、町長のほうから答弁で障がい者の方に対する町の責任はあるというふうにお答えがありました。何かあった場合は、保険に加入しているから何も問題要らないんだというようなご答弁をいただいたかと思えます。私が心配するのは、障がい者1人で、炎天下の中、肩掛け式草刈機を使って一生懸命汗を流してされております。ただ、障がいをお持ちの方ですので、なかなかその健常者に比べれば一応周囲に気を配るというのに少しおぼつかない点があるんじゃないかなろうかなというふうに思えます。先ほど、当然肩掛け式で業務を受託する場合は研修を受けなければならないというふうに規定されております。これ私も存じ上げておりますので、当然、シルバー人材センターの草刈りを募集する際も、それを要件として付けてあります。それだけ肩掛け式草刈機での作業というのは危険を伴うからきちんと研修を受けてさせなさいというふうになっております。多分民間であれば、受注した場合は、単独でさせないように、その研修の中でも2人以上で十分周囲を見ながら作業をするようにというふうな内容になっていると思えます。どうも町として障がい者の雇用率達成のために、一番危険な作業を障がい者のほうにさせていらっしゃるような印象を強く受けます。だからこそ、やはりそういう安全管理は

きちんと町として取った上で作業をさせるというふうな考え方を持っていないと、事故があった後に、あらしもたというようなことにならないように十分注意をしてほしいというふうに思いまして、今回、一般質問したところです。

あと、歴史資料館の方の作業も、これ前から聞いておりました。ただ商工観光課長に、前任者でありますけれども、どういうふうな作業をしているのかと、障がい者の方に作業をさせているのと、民間に発注してきちんと高所作業をさせていると。それはそのとおりでありますけれども、ただ、歴史資料館の前、二の丸公園、三の丸公園、非常に広い芝生があります。いつ行ってもきれいに整備されております。これは民間に託したら何十万と言わないんじゃないかと思います。あれだけの広さ、100万円近く取られるんじゃないかと思います。心配なのは、あそこが一番観光客が苓北町で訪れる場所ですよ。先ほどの障がい者の作業も申し上げましたが、この方はボランティアですよ、ボランティア、で1人でされています。同じような境遇に、片方はもらっていますが、片方はボランティアということで金ももらってませんが、やはり事故というものに対しては、単独単独でされてますから、非常に危険性は伴いながらの作業ですよ。ですから、やはりここは本当に私が質問で申し上げたように、富岡城、大変すばらしい、本当にきれいです。苓北町で一番きれいなのは富岡城の公園じゃないかというふうに思います。そのためには、本当に予算をつけて、ぜひその事故防止のためには、今歴史資料館に、多分20日まで勤務させても嘱託の業務には支障ないんじゃないかと思います。今、14日か15日ぐらいの勤務日数かと思いますが、その日数あたり、夏場だけが月に3、4回、もう冬場はほぼ枯れてしまっていますからあんまり作業要りませんので、年間通じてそんなに予算的にかかるっていうものじゃないかと思いますので、ぜひ、先ほど町長さんもこれは有効な考え方というふうに答弁していただきました。来年度の予算でぜひお願いしたいと思います。

あと1点、二の丸駐車場から三の丸公園に登り上がる道路がありますが、そのちょうど中間点のところに、コンクリート舗装が4メートルぐらい地盤沈下して段差が生じております。それにひきつられるかのように、アスファルト舗装の部分も亀裂が発生しております。これから正月にかけてたくさんの人たちが来場するかと思います。高齢者の方がその段差でけつまづいたり、その上にある駐車場から登り下りでその亀裂によってタイヤがパンクしたりする恐れもありますので、これは早急に調査をした上で、また苦情が出ないような対応をぜひお願いしたいと思って、これは要望しておきます。

以上で終わります。

○議長（錦戸俊春君） 答弁はよろしいですか。

○1番（山口利生君） はい、いいです。すみません、その今後の対応についてだけ、もしわかってればお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 只今、山口議員のほうからご指摘がありました、亀裂部分につきましては、今年度の予算で早急に対応したいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） これで、山口利生君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

なお、明日は、午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後2時01分

令和 2 年 1 2 月 9 日（水）

（第 2 日 目）

令和2年第8回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和2年第8回苓北町議会定例会は、令和2年12月9日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則

8. 議事日程

日程第1 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。

通告6番、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） おはようございます。通告6番、7番議員、浜口雅英。質問の相手は町長、質問形式は一問一答です。

質問事項1、安全安心のまちづくり。

質問要旨1、人口減少対策。

とどまることを知らない人口の減少対策として、平成29年6月の第14回定例会での企業誘致の質問に、「育成技術が進めばマグロの養殖も可能、旧坂瀬川公民館に従業員5人程度の魚類製造業を」という回答がありました。29年9月の第15回定例会では、「学校給食費の無料化による子育て環境の有利性を向上させ、移住者の確保を」という質問には、「人口増加の方策は、職場の提供である」という回答。「学園都市構想の具現化」に対しては、「地元水産系高校と連携していくつかの事業を実施した」。また、「熊本天草幹線道路がいつ完成するのか想像もできない中で、輸送距離や手段等の影響が比較的少ないと思われるIT事業や関連事業の誘致」の質問に対しては、「旧都呂々中学校跡に現地視察があった」とのこと。29年12月第16回定例会においては、「町内の高校に海洋土木関係学科の新設を」という質問に、「海洋土木に限らず、海洋関係のことを研究、検討し、県に要請したい」という回答等々がこれまで人口減少対策として提起してきた経過の一部ですが、いずれの質問に対しましても人口減少対策につながる具体的な成果は見えていません。先月の新聞には、私が学園都市構想で協力団体としてあげていた九州大学が他の国立大学と日本沿岸のマイクロプラスチックごみの共同調査に取り組んだとの報道があり、これに天草拓心高校マリン校舎の生徒たちも参加した旨の記述がなされておりました。今、地球上の生態系へ強い影響を与えている環境汚染防止への取り組みだろーと思います。これにマリン校舎の生徒たちが参画しているということは、まさに学園都市構想の礎ではないでしょうか。町政年報元年版によれば、人口の推移として、町長就任前年の平成2年の国勢調査による町内人口は9,916人が27年調査では7,739人と大幅に減少しており、この間の人口減少数は2,177人に達しております。さらに、令和2年11月15日の住民登録人口は6,998

人と7,000人を割ってしまいました。少子化は国を滅ぼすというのが町長の口癖のようですが、人口減少対策に今後どのような対応、対策を考えておられるのか、具体的な施策をお尋ねします。

質問要旨2、新型コロナウイルス感染対策による財源の検証と行政の組織改革。

新型コロナウイルス感染に関しては、6月の第5回定例会、9月の第6回定例会でそれぞれ一般質問をしました。第5回定例会では、2019年12月、中国武漢で突如原因不明の肺炎患者が確認されたとの報道があった。これに対しての国の特別定額給付金の支給状況を尋ねました。2020年1月16日には、国内初の感染者が発生し、同月30日には、世界保健機構が緊急事態宣言を発し、20年5月27日現在、世界での感染者数は約560万人、死者数は約35万人でしたが、現在、20年12月8日では、感染者数6,765万人、死者数は154万人に急増しています。再度、亡くなられた方々のご冥福を、そして、英国でコロナ感染症のワクチン接種が始まったと報道されていますが、感染されておられる皆さんの早期回復を心からお祈りいたします。

このような中で、「ウイルス解明長期戦」として「新型コロナの流行が収束するには、集団免疫が成立するかどうか」が鍵になる。しかし、基本的な性質さえわかっていない。新型コロナは、感染力が強く、病原性の面でも厄介だが、人間が対処不能なウイルスではない」という専門家の意見が報道されています。

私たちは、感染防止のための3密や不要不急の移動をしないなど、できることを適切に、確実に取り組んでいくべきだと考えます。

さて、町は、新型コロナウイルス感染症に伴う町民への支援策を実施しておられます。10月31日現在、執行率99.9%の7億470万円の特別定額給付金事業をはじめ、県の給付金を受けて7項目、また、町単独事業として、全住民を対象としたいほく応援地域振興券の発行の2,115万円の事業費を、そのほかに商工農林漁業事業者へ合わせて3,960万円など、単独事業費が総額6,846万円、これに、国県補助事業が7億2,800万円の支援策が実施されており、総額では7億9,653万円です。うち町の支出額は、補助関係事業に510万円を負担しており、今後、交付金支給等の見込みの可能性もあるのかもしれませんが、10月31日現在の単独事業分等の合計は7,361万円に上ります。

10月31日から約1カ月経過した現在の対策の実施状況と執行状況をお知らせください。

町もいつ収束するのか見当もつかないこのコロナ禍による財政の見通しと運用には苦慮されておられることと考えます。

そこで提起しますが、今後も厳しくなっていくと思われる本町の財政見込み等を考慮しながら、今、今12月議会において、町長、副町長、教育長の特別職給与及び議会の

議長、副議長、議員の報酬のそれぞれ6月と12月に支給される期末手当2.6カ月分は、執行部三役及び議員の総額で1,219万6,000円になります。この金額が多いか、少ないかの判断は別にして、この期末手当2.6カ月分を新型コロナウイルス感染症の収束見込みがなされるまでの間、それぞれ支給しないとする事項の条例化を提起しますが、いかがですか。

また、本年10月31日までに実施された新型コロナウイルスの支援策には、子育て世帯臨時特別交付金が810人へ810万円、学童保育関係の放課後児童健全育成事業に約700万円、全住民を対象とした応援地域振興券を2,115万円、ほかにも農林業商工事業者への給付事業はなされておりますが、そのほかの町民への対応は不十分ではないでしょうか。

よって、現在、要保護のみが対象になっている学校給食費、小学児童、月4,200円、中学生、月5,000円、年間の食材費約2,700万円。これを無償、無料にしたらどうでしょうか。このことによって、本対策事業への税金の活用はより多くの住民へ広がると考えますし、人口減少対策にもなります。

さらに、今回のコロナ問題は、これまでにない地方自治体への取り組みが求められています。一般的に、町村行政には、専門的な職種は少ない傾向にあると考えます。

このような中で、今回のコロナ対策には的確な状況の把握、素早い判断、素早い行動が求められます。ついては、現在の健康増進室を課制度に機構改革し、町民の安寧を図るべきではないかと考え、併せて提起しますが、いかがでしょうか。

質問要旨3、電源立地自治体の特色を生かせ。

本町には、70万キロワット、2基の計140万キロワット、県の電気エネルギーの7割を供給できる発電所が立地しています。町には、電源立地促進対策交付金が1号機対象として61の事業に13億円余りが交付され、さらに、2号機を対象として32事業に15億4,000万円が交付されています。1号機、2号機の交付金の合計は約29億円にのびます。これに加えて、発電所の償却資産を中心に固定資産税が毎年納付され、現在は年間数億円ですが、多いときは年間数十億円にのび、町の財政力指数も平成8年、16年、17年には1を超えておりました。

このような状況の中で、町の電源立地自治体として名実ともに明るいまちづくりとして幹線道路や地域からの要望に応え、防犯外灯を積極的に設置すべきです。これまでもこの要望に対しては、設置規則に基づくという説明でしたが、地域のことは役場の規則よりも地域の皆さんが一番ご存じです。発電所が立地している389号線の都呂々竹の迫海岸には、約50メートルおきに10基の防犯外灯が設置されています。夜でも一定の明かりが保たれ、防犯上も、通行上も非常にありがたい施策です。反面、324号線の坂瀬川地区から志岐地区、そして志岐漁港道路、さらには設置を希望されている町内

の集落等は明かりが不足しています。近年、地球規模での脱温暖化、脱炭素化が叫ばれておりますが、若干の課題を抱えているとはいえ、安全で、安価で、安定して供給できる石炭火力発電を多くの人々に理解してもらうためには、これの宣伝活動を行う必要があります。手段として、積極的な防犯外灯の設置が効果的だと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨 4、町道等道路の維持管理。

道路は、国道、県道、町道などがあり、これらは地域住民の教育や医療、地域間交流、産業の振興等に不可欠で、水道、電気等の供給システムとともに、住民の重要なライフラインとして大きな役割を担っています。このような中で、町道鞍付線と林道高葉山線は、どちらも行き止まりの道路です。そのためか、2本とも管理はよくありません。特に、高葉山線は最悪の状況で、管理者が立ち入った形跡也没有ありません。一次産業の振興をまちづくりのメインにしておられる苓北町が、その基幹の一つである林道の維持には手付かずの状態が見えます。現状の終点部分はとても通行できる状況ではありませんし、起点部の路側には大規模な崩落も見えます。一次産業林業振興をうたうのであれば、直ちに何らかの対応をすべきではないのですか。

また、レンタルのショベルカーにより道路維持をされておりましたが、このたび、新規購入するということのようです。私は、ショベルカーよりもグレーダーが道路維持活用には適している。地元で同様の機械を所有しておられる土木建設業者にこの作業を依頼するのはどうかということを提起しておりました。新規事業に当たって、購入費、維持管理費、作業の内容、対応、成果等の比較はされたのでしょうか。手戻りにならないよう、慎重な対応を提起します。

ところで、公衆用道路に設置され、路面に露出している下水道、簡易水道等のマンホールの数はいくつあるのでしょうか。路面のマンホールに共通して多く見られるのが、設置箇所の凹凸による通行する車両への振動と付近民家へ振動音が響くことです。設置後、数十年が経過していると思われませんが、マンホールが取り付けられている地盤等には問題はないのかお尋ねします。

質問要旨 5、海岸現状の改善。

本町は、海に囲まれた風光明媚な自治体の一つです。しかし、先般、台風9号、10号が相次いで本町の西の海上を通過しました。気候の変化で潮位が以前よりも高くなっているという中で台風襲来でした。相次いで通過したことにより、海岸沿線に甚大な被害を受けました。坂瀬川漁港の倉庫は防波堤を越えた越波によって外壁が流され、そのほかにも海岸沿線の道路が海水により冠水したとのことでした。

このような中で、次の8項目を質問します。

①富岡鵜瀬の終点部分に海に面した町有地がありますが、防潮手当が不十分のため、

陸側が海水により洗掘されています。

②水尻海岸は、この沿岸の消波ブロック設置等の防潮対応が不十分なために、春の迫側河口部分に海岸の大小の石や流木が大量に打ち上げられました。これに対して、町はすばやい対応をされ、河口の流木・土砂等は取り除いてありますが、人家もあることです。今後のことを考えた場合、何らかの防潮手立てが必要ではありませんか。

③曲崎も同様に、海岸の土砂や石、そして流木が陸地に打ち上がっていますが、そのままの状態で先端部の岸壁は崩壊したままです。

④年柄海岸は、先の議会の中でこれの保全を提起しましたが、町は、建設海岸であり、県の管轄であると言い逃れ、更には、県の施設台帳への記載もないということで、何の対応もされていません。今回の台風で崩壊の箇所は更に大きくなっております。

⑤富岡海水浴場から白岩崎にかけての海岸遊歩道にも大小の石、流木が漂着しております。今後も遊歩道として活用するのであれば、以前提起しましたように、陸側に移動すべきです。また、キャンプ場トイレの下部地盤は大きく崩壊しています。

⑥高潮や越波対策工法として、消波ブロックなどが設置、施工されていますが、白木尾、内田海岸のように、背後に人家があるかないかでパラペットや消波工の施工高さが違うという管理者、県の考えのようですが、同一の高さが必要とは思われませんか。

⑦坂瀬川海岸は、以前は海から農地、そして道路という形状でしたが、現在は、その農地に多くの民家が建築されております。このように、海岸環境が大きく変わってきていますが、消波工、護岸防波堤の設置高の見直し、あるいは新設の必要はないのか、お尋ねします。

また、消波工は、設置されてから数十年を経過している箇所もあり、設置状況はランダムで整然としておらず、砂に埋もれて沈んでしまっているようなブロックもあります。設置されている消波ブロックを整然に、そして、安全計算に基づいた当初の計画どおりに据え直すことにより、高潮に対する効果が発揮され、地域住民の不安払拭につながると思いますが、いかがでしょうか。

⑧国道背後地と民家の間に従来の海岸堤防の残骸が見えます。これは坂瀬川から上津深江一体ですが、大きな水路が口を開けた状態のままで地域住民への安全策は施されていない状況です。放置されていると言っても過言ではありません。高潮対策とあわせて、地域住民の安全のために何らかの安全対策をすべきではありませんか。

以上、これらの８点の案件は、このまま放置されるのでしょうか。個別の対応についてお尋ねします。

質問要旨 ６、粗大ごみの有料化。

令和２年９月３日の全員協議会において、粗大ごみ収集の見直しの説明があり、手数料として１個５００円の案が示されました。苓北町は、人口減少、高齢化が進んでいる

中で、コロナウイルス感染症問題も抱え、町民生活は非常に厳しい中にあり、コロナ対策のための支援金は10月31日現在、7億9,000万円の財政支出が行われております。このような中で、町民生活に一番身近なごみ収集の施策に1個500円の手数料を徴することはあってはなりません。さらに、広報れいほく10月号の資料で、図表3で収集量と費用の比較表が掲載されておりますが、わずか3年の実績比較で町民への理解を求める資料にするのですか。もっと町民の人格、民意を尊重すべきと考えます。いずれにいたしましても、町民の立場に立った施策を推し進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨7、生活環境の保全のための松落ち葉の処理。

西海岸の富岡漁港区域内のうち、漁港北側入り口から富岡海水浴場まで約500メートルの間に松の木の暴風・防潮林、遊歩道、階段護岸、そして展望箇所が設けられています。また、東海岸の富岡港漁船だまり一体、町道東目線の富岡浄化センターから高速船発着所まで、この東西両海岸には、暴風、防潮林として松の木が植栽されていますが、これにより大量の落ち葉が発生しているのはご承知のことでしょう。先日も早朝からご近所の皆さんがほうきで路面、路側の落ち松葉をはいておられました。この松並木の根元には、枯れた松葉がうず高く積み上げられています。これまでも議会等を通じて、この落ち葉を堆肥センターでの水分調整剤として、あるいは、火力発電所の燃料として対処できないのかという提起もしてまいりましたが、堆肥には、分解できない松葉の性質があるとか、発電所の燃料には、海岸の落ち葉なので塩分を含んでいるとの答弁で、結果、何の対応もされておられません。しかし、落ち葉がたまっている下のほうは腐食してもろくなっています。現在、水分調整剤として材料を購入しているのであれば、この落ち葉の活用を検討すべきです。また、燃料としても、この落ち葉の量は、1日に燃烧させる石炭の量に比べればほんのわずかな量ではないのですか。発電所とは共存・共栄という言葉を度々発せられておられます。これへの対応こそがまさに共存・共栄と考えます。落ち葉をこのまま放置してよいのでしょうか。これでいいのでしょうか。この処置は行政で対応すべきではありませんか。このような状況を知りながらも、町は何の対応もされないのですか。どうすれば、だれがこの落ち葉の処理をするのかお尋ねします。

西海岸は天気のよいときは、サンセットを望む絶好の場所であり、数少ない荅北町の誇れる観光資源の一つです。先の定例会の折には、「頼山陽とともに呉と越を臨み、茶飲み話に花を咲かせることも可能です」という夢物語も提案しました。東側海岸からは、遠くに雲仙普賢岳を、近くに富岡城を、そして、新エネルギーとして注目を浴びる天草市通詞島の風力発電の大きなプロペラを望むこともできます。しかし、うず高く積み上げられ放置された状況などはばつとしません。直ちに現場の検証をされて沿岸住民の苦悩を解決すべきです。

質問要旨 8、小学校児童の通学時重荷の解消。

児童の登校時、下校時の状況を見てみますと、特に1、2年生をはじめ下級生は大きなランドセルが目立ちます。また、上級生も前かがみになった状況で下校しております。通学しておる児童の了解を得て、ランドセルを抱えてみました。このときは具体的な数値の把握はできませんでしたが、重い。若いときは重労働もしてきた私でさえ、ランドセルの重さにはびっくりしました。あとで保護者の方にお尋ねしましたところ、5から7キログラムはあるということでした。この件に関しましては、以前、議会の中でお尋ねし、学校に荷物は置いて下校してもよいという説明もあったような記憶もございますが、いずれにしても、小さな児童が重いランドセルやリュックを背負わされた今の通学状況が今後の成長に影響を与えないのか不安です。まだ体格の整っていない幼い体でこのような思いランドセルを背負っての通学体制には何ら問題がないのでしょうか。医学的な見地からの検証も必要と考えますが、いかがでしょうか。

さらに、下校時は確認しておりませんが、集団登校時に正式な歩道ではありませんが、道路幅員が狭いために側溝蓋の上を歩道として登校せざるを得ない状況があります。そして、側溝蓋の段差につまずいて重たいランドセル、リュックを背負ったまま転んでひざをすりむいたり、中には、顔を直接地面に打ち付けた事案も複数件目の当たりになりました。幸いなことに現在のところ大きな事故、けがにはならなかったようです。登校児童がつまずかないような道路側溝蓋の整備も必要です。高校生や中学生も含めた町内の児童生徒の保護者が安心して通学を見守られる体制を作るべきです。そして、通学児童生徒の安全を見守りながら、あわせて、安心して子育てができる苓北町としての人口増の目論みも図るべきではないかと考えますか、いかがでしょうか。お尋ねします。

質問要旨 9、バス停の改善。

平成28年、67人、29年、72人、30年、62人、この数字は、年次別中学卒業生の進路調査によるもので、令和元年度苓北町町政年報の資料です。この数値の合計は201人になります。この3年間の記録では、就職者は0人で、無業者等が1人計上されております。進学者と専修学校は200人と記載されております。本定例会で質問するに当たり、本町からバスで通学されている生徒の最新情報が知りたかったのですが、町政年報では、その情報をつかむことはできませんでした。まちづくりは、ひとづくりからという言葉があります。この言葉こそが義務教育振興の、そしてまちづくりの原点ではないのでしょうか。このことからすれば、町も単に小中学校の運営のみならず、社会人になるまでの期間の大まかな動向はつかむべきではないのでしょうか。そして、繰り返しますが、住みよいまちづくりのためにもひとづくりの施策に今以上の行政の力を注ぐべきです。

本題に戻りますが、町政年報では、このバス通学生徒の数値をつかむことができませ

んでしたが、町はこの状況を把握しておくべきではありませんか。町は義務教育までだから知る必要はないという考えなのではありませんか。私は11月20日、富岡港バス停から西川内のバス停まで31カ所のバス停の状況を見てまいりました。そして、20日現在で天草市内の3つの学校へのバス通学者数を聞き合わせましたところ、概数34人程度で、乗り降りされる停留所は12カ所ようです。ところが利用されている12カ所のバス停の中で、表示看板だけのバス停が半数の6カ所もあります。雨風をしのぐものも照明も何もありません。義務教育を終えた卒業生が高校へバス通学しておられます。将来の目的に向かつての貴重な活動です。以前、本会議でこの問題を質問し、このとき、バス停のパフレットをお渡ししました。ぜひこれを活用し、適切で天候に左右されない、良好で安全な通学環境を守らなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

加えて、年柄や小松のバス停は草が生え放題で管理不十分です。何らかの対応をする必要があると考えますが、いかがですか。なお、年柄のバス停は、この通告書出したのが11月の26日でしたが、その後には草を刈ってありました。これからは自分たちでよく注意をして、自主的にそういう維持管理に努めてください。

以上、終わります。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。なお、教育長が答弁する場面もありますが、この答弁が終わってから答弁させていただきます。

「安全安心のまちづくり」ということで、9点のご質問をいただいておりますが、8点目のことは教育長からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の人口減少対策に、今後どのような対応、対策を考えておられるのか具体的な施策についてであります。人口減少への対策の施策として、今年度、「苓北町人口ビジョン改訂版」と「第2期苓北町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、本年7月16日の議員全員協議会でご説明をしております。この総合戦略を達成するため、大きな4つの基本目標として、「Ⅰ、苓北町に仕事をつくり、安心して働けるようにする」、「Ⅱ、苓北町とのつながりを築き、苓北町への新しいひとの流れをつくる」、「Ⅲ、町民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「Ⅳ、ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」を掲げております。

その目標を達成するために、総合戦略の5ページから26ページまでに掲載しておりますように、基本目標毎の施策として25項目の施策を推進することといたしておりますので、25項目の施策については、関係各課に事業確認をさせながら推進してまいります。

なお、人口減少の問題というのは、これは私がこの30年来ずっと訴え続けた少子化

は国を滅ぼす、まさにそれに近づいているわけではありますが、これ苓北町だけの責任ではありません。我々も責任の一たんは感じますが、30年から25、6年ぐらい前までは国に相当要望書を持って、あるいは口頭で、そして国会議員の方々にもお訴えをいたしました。そのときの計算でいきますと、日本全体で少子化対策をやっておれば4兆円で毎年済むところであったと、私は専門家の方にお伺いをいたしました。その後も町単独で少子化対策を進めてまいりましたが、やはり町単独での少子化対策というのはあまり効果がない。お金は相当財務局からも注意をされました。当時、単独で7,000万円をつぎ込んでおりましたが、こういうものにはお金はつぎ込んではないという財務局の考え方、つまり、少子化対策にはお金を使うなということでありまして、今は相当金額が減ってまいりましたが、そのような国の考え方であったわけでもあります。それを覆せなかった私の力も力不足だとは思いますが、そういう状況の中で、今こういう全国的に人口減少、大変な状況に見舞われています。それはご指摘の内容がそれに当たるのではないかと、私は考えているところであります。

次に、2つ目の新型コロナウイルス感染症対策による財源検証と行政組織改革についてであります。12月3日時点での新型コロナ対策の実施状況と執行状況は、国民に一律10万円を給付する特別定額給付金事業、中学生までの対象児童に1人1万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金事業、町内保育所へ上限50万円までの新型コロナウイルス感染症対策にかかる備品購入費等を補助する保育対策総合支援事業の国の3事業は、全体事業費7億2,405万1,000円、執行額7億1,777万円、執行状況は99.1%となっております。

また、国から町に交付を受ける新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、交付決定額一次分6,070万3,000円と、二次分2億504万4,000円を合わせまして、合計交付限度額が2億6,574万7,000円ですが、これまでに計画した全36事業、全体事業費2億5,865万6,000円のうち、地方創生臨時交付金充当額は2億3,598万8,000円です。なお、12月3日現在での事業執行額は1億8,286万5,000円で、執行率は70.7%となっているところであります。

また、学校給食費無償化に充当したらどうかということですが、新型コロナでの影響として、学校が休業となったことにより、給食の提供ができなかったことから、要保護・準要保護世帯を対象として、給食にかわる食糧費として支援措置をしております。

なお、地方創生臨時交付金実施メニューの国の審査も終わっております。交付決定通知も11月25日付けできておりますので、学校給食への充当は考えておりません。

次に、収束見込みがなされるまでの間、特別職と議会議員の期末手当を支給しないと

する条例化のご提案がございましたが、コロナ対応については、まず、国及び県からの交付金、そして町の財源に各種事業等に取り組んでおります。十分なコロナ対策ができるような体制に持っていく努力をいたしまして、どうしても足りなくなった場合には、お申し出のとおり、そういうことも考えていくべきでございますが、今はそういう時期ではないと考えております。

コロナ対応については、健康増進室を課へと機構改革のご提案でございますが、コロナ対応につきましては、一つの部署で処理できるものではございません。これは役場全体で取り組むものでございますので、そのためには、中心は健康増進室、福祉保健課になるかと思いますが、全体体制で対応するということで、対策本部体制として対応に当たっているところであります。

次に、電源立地自治体の特色を生かせということで、安全で安価で、安定して供給できる火力発電を多くの人々に理解してもらうためにも、積極的な防犯外灯の設置が効果的であるとのことでございました。

浜口議員からは、これまでも外灯の設置については、ご質問をいただき答弁をさせていただいており、設置基準についても資料として提供しておりますので、内容については、ご承知のとおりでございます。苓北町といたしましては、基準に基づき区長からの行政通信等で要望があった際、現地調査を実施し、区長さん方の立ち会いをいただいた中で設置が必要であるかどうかの協議をさせていただいております。

今後も同様に対応させていただきますが、外灯の設置につきましては、区長へも設置基準をお示しをし、必要と思われる箇所をリストアップし、町の方へお知らせをいただくように区長会等で周知を図りながら整備を進めてまいります。

次に、4番目の町道等道路の維持管理について答えさせていただきます。

林道高葉山は、議員ご承知のとおり、行き止まりの路線で未舗装でもあります。しかし、町民等の普段の活用はほとんどありません。林道各路線の維持管理につきましては、限られた予算を有効に活用できるよう、路線ごとの利用状況も考慮した中で、引き続き適切に対応してまいります。

次に、タイヤショベルの新規購入と、地元土木業者のグレーダーを借り上げての道路維持管理の比較についてであります。タイヤショベルの購入費、維持管理費用とグレーダー借上料を比較検討をした結果、タイヤショベル購入のほうが費用が安価でありました。

作業の内等については、どちらも路面の土砂等を押しながら処理いたしますが、タイヤショベルのバケットはタイヤ幅とほぼ同じなため、グレーダーのほうが土砂を押す範囲は広いようです。

平成30年度からリースによりタイヤショベルを運用しておりますが、路面処理状況

について地元住民の方からの指摘等もなく問題がないと考えております。

以上のとおり、比較検討した結果、タイヤショベルの新規購入を決定いたしました。

次に、町内の公衆用道路に設置され、路面に見えている公共下水道、農業集落排水のマンホール設置数は2,826基、簡易水道につきましては、仕切弁等の水道用鉄蓋が679基、上下水道では合計3,505基のマンホール等を公衆用道路に設置しております。

設置箇所の凹凸による通行車両の振動と付近民家への音が響くとのことでありますが、路面とマンホールの段差が生じている箇所においては、大型車両が通過した場合、そのようなことが起こることがありますので、現場を確認調査をし、対応を図ってまいります。

また、マンホールを設置している地盤につきましては、基礎碎石及びコンクリート基礎を設置した上に、マンホールを設置しており、車道部では25トン荷重に耐えられる構造となっております。しかしながら、ご承知のように、マンホール周辺の舗装材の経年劣化や交通量が多く、大型車両の通行がある場所では、長期間の通行により段差が生じてきます。マンホール付近の段差につきましては、ご指摘のような問題が起こらないよう適宜補修を実施してまいります。

なお、昨年度におきましては、12カ所の補修を実施したところでございます。

次に、5番目の海岸現状の改善についてのご質問でありました。

1点目の富岡鵜瀬の終点部の町有地についてであります。議員ご指摘のとおり、当該町有地につきましては、海水による洗掘を確認しているところであります。

今後、観光施設等の修繕必要箇所の中で、利用状況等も踏まえ、優先順位をつけながら対応を検討したいと考えております。

2点目の水尻海岸の防潮対策についてであります。家屋前の堤防開口部を締め切ってほしいとの地元住民からの要望があり、新年度予算に修繕費を計上する予定であります。また、堤防かさ上げの要望もありましたので、今後、実現に向けて検討をいたします。

3点目の曲崎の件についてであります。管理用道路に打ち上げられた流木等の処理につきましては、今年度中に対応することで計画をしております。

なお、道路の補修につきましては、令和元年9月議会一般質問の折にも回答しましたとおり、この道路は、九州大学の意向もあり、普段の立ち入りを規制しております。道路の傷みが激しい箇所もございますが、管理道としての使用において、現時点で早急な対応は必要ないと判断しているところでございますが、今後、必要に応じ補修等を検討してまいります。これは随分長い間、曲崎の一部が崩れたときに補修をしたところでもございます。今後は、国土強靱化の考え方の中でこの湾内を守る等も含めた中で、県とも、

国ともご相談をしてみたいと考えているところでございます。

4点目の年柄海岸におきましては、年柄船組合の代表の方にお聞きしたところ、元々は九州電力が発電所建設工事用の港として整備し、発電所完成後に斜路のある方については、年柄船組合が譲り受け、その後、規約をつくり管理をしていらっしゃるということでありました。斜路以外の箇所は、組合としては今も九州電力の管理だと認識をしていらっしゃると思います。しかし、九州電力は、当該箇所は県に返還したということでございます。自らの管理だとは九州電力は考えておられません。こうした経緯について、組合には過去の資料等は残っていないとのことでしたので、町から事実関係を九州電力にお尋ねをしたところ、その当時の関係資料がないか問い合わせをしております。そういうことで、今のところだれが責任者なのかということがはっきりしない状況であります。

5点目の富岡海水浴場から白岩崎にかけての海岸遊歩道につきましては、平成9年度に県の海岸環境整備事業で整備が行われ、現在、町の方で維持管理を行っている状況にあります。

陸側への移動につきましては、私有地で雑木等が繁茂しており、維持管理費用等を考慮すると厳しい状況にあります。

気候変動等の影響により、今後の状況がどうなるかわかりませんが、県と打ち合わせをしながら、この海岸の整備を検討していく必要があると考えております。

なお、この道路につきましては、この道路がなくてもあの石原を歩くというのも一つの大きな考え方の転換ではないかと、私は考えております。そんな難しい石原じゃございません。そういったことも併せて県と相談をしてみたいと考えております。

なお、現在打ち上げられている石、流木の除去につきましては、なるべく早い時期に除去するように指示をしたいと考えております。

6点目の白木尾、内田海岸につきましては、台地の浸食崩壊の原因は、台風等の高波によるものではなく、湧水によるものであると判断をしており、県や関係機関にも現地視察等を通じて、崩壊防止対策を要望しているところであります。

これも国土強靱化の観点で、そのまま放っとけばあの家屋が建っている場所だって危ない状況になるわけですので、しっかりとお訴えをしていこうと考えております。

7点目の坂瀬川海岸につきましては、県事業として、国道324号線の越波対策工事が本年度、上津深江港付近から始まっており、坂瀬川地区につきましても、議員ご指摘の点も考慮して、順次工事が実施される予定であります。

8点目の国道背後地と民家の間の旧海岸堤防についてであります。上津深江港から坂瀬川一帯にかけて確認したところ、西川内地区の長崎浜バス停付近に、議員ご指摘の大きな水路が存在しております。ここは、以前にも旧海岸堤防の補修等を県にお願いをいたしました。今のところ補修の予定はなく、できる限り道路としての利用は避けて

いただきたいとの回答でありました。

今回、大きな水路がそのままになっていることから、転落防止等の対策ができないか再度、県に要望をしてまいりたいと考えております。

次に、粗大ごみの有料化についてのお尋ねであります。

昨日の高戸議員及び松本議員の回答と重複いたしますが、粗大ごみの収集につきましては、ご承知のとおり、これまで苓北さわやかクリーン作戦時に各団体等の協力をいただき、町において年1回無料で収集事業を実施してまいりました。

しかしながら、今後、事業を継続していく上で「コロナ禍に対応した収集方法の実施」、「粗大・大型ごみ以外の搬入対策」、「仮置き場の長期化による期間外の搬入に対する管理、臭い・害虫発生への衛生管理」、「処理量・臨時収集費用の増大」、「高齢化に対応した収集方法の見直し」など主に5つの解決をしていく課題がございます。

本課題改善にむけて、これまで区長会、区長役員会、一般廃棄物処理対策推進委員会において意見をお聞きした上で、7月から苓北町生活環境整備対策委員会に諮問を行い、その後、委員会意見により、9月の議会全員協議会、9月から10月まで各地区の区長会及び各地区一般廃棄物対策推進委員会で方針案の説明を行い、10月12日に委員会答申をいただきました。

町では、本答申結果を踏まえ、大型ごみの収集を有料化することにより、分別意識の再向上とリユースやリサイクルが推進され、ごみの減量化が図られることを目的として取り組みを進めてまいりたいと考えております。

コロナ禍の中で、町民皆さま方の生活において、非常に厳しいものがありますが、大型ごみは解体、分別することによって、毎月1回の不燃物収集日に無料で回収できます。

町といたしましては、地域で連携協力をしていただきながら、リサイクルなどの取り組みを進めていただくよう、地区分別講座等を開催しながら、ごみ処理の協力について、町民皆様方をお願いをしたいと考えているところであります。

ということは、そのままこの大型ごみのタンス等は、技術的な仕組みがわかれば簡単に取り壊させるそうでございます。そのことについて、各区長さん方にリモートで講習会を開こうということが担当課で検討されております。なるべく小さくして毎月1回の収集に出していただければ大変ありがたい。まさにこれが自助・共助・公助、私と浜口課長のときに町民にお訴えした、自分でできることは自分で、自分と町とで一緒にやらなければならないことは共助で、そして、とてもこれは住民の方にはやっていただくのは大変だということは公助、行政の力でこれをやっていくと。まさにこのことが当てはまるのではないかと考えております。

なお、ごみ処理を苓北町と共同で実施している天草広域連合管内市町の大型ごみ処理の状況は、天草市では、大型ごみシール券1枚当たり1,000円の手数料により収集

されております。しかし、上天草市では、1メートル以上のリサイクルできないタンス等の粗大ごみ収集は実施されていない状況となっております。

次に、7点目の生活環境の保全のための松葉の処理についてであります。富岡西海岸の松葉の処分については、今年度中に熊本県において対応する旨の回答をいただいております。

なお、次年度以降につきましても、東海岸も含め松葉等の片付けは、引き続き、地域の皆様方のご理解の中で対応していただきたいと考えておりますが、その集まった松葉については、地域との協議の中で、必要に応じ町でそれを片付けるということで今検討を進めているところであります。

また、松葉の処理についての堆肥センターでの水分調整材としての活用につきましても、令和元年9月開催の決算審査特別委員会、令和2年3月議会一般質問の折にも回答しましたとおり、松葉は油分が多く分解に時間がかかること。また、松葉を使用した堆肥は酸性の値が高いために、弱アルカリ性の土壌を好む町の主要作物であるレタスの圃場での使用には向かないことなどからも、現在のところ堆肥センターでの松葉処理は考えておりません。

あわせて、苓北発電所での燃料としての利用につきましても、同様、海岸線の松葉は塩分も多く含んでおり、九電のご回答によると、ボイラー等の腐食の原因になりかねないからということで活用は今のところ厳しい段階にあるようでございます。

最後に、バス停の改善についてのご質問でございます。

浜口議員のご質問では、天草市内へのバス通学者を例に挙げて改善が必要であるとの指摘でございました。

バス利用者への環境改善ということでございますが、このことにつきましては、バスの利用状況についての資料をバス事業者からいただいておりますので、利用状況やバス停の土地の状況等を調査し、検討をさせていただきます。

なお、ご指摘があった年柄、小松のバス停の管理につきましては、草刈りを実施いたしました。これは指摘がある前にやるべきだと思っておりますし、私がずっと見た感じでは、草だけではなくて、前の覆ってある布きれかビニールかわかりませんが、そういうものもまだちぎれちぎれ残っておりますので、このことについてもしっかりと整備をし、これはまたいつの日か使えるときが出てくるかと思っておりますので、その辺の整備は心掛けてやってまいりたいと思っております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の浜口議員のご質問についてお答えさせていただきます。

小学校児童の通学時重荷の解消についてですが、現在、小学校児童の荷物は、授業時

間数の増加に伴い、教科書のページ数が増え、ランドセル等が重くなっている状況にあります。平成30年に文部科学省から教育委員会に対し、重量などに配慮を求めるよう通知が出されております。内容といたしましては、家庭学習等に使用しない教科書を学校に置いて帰る、いわゆる「置き勉」の推進でありました。教育委員会としまして「置き勉」の推進と特定の日に持ち物が偏らないよう、数日に分けて持って帰る。また、持って来る等の取り組みの指導を小・中学校に行っているところです。

また、重荷に対する医学的見地からの検証については、専門的な検証は非常に難しい状況にあります。できるだけ重荷にならないよう引き続き、指導をしていきたいと考えております。

次に、通学路の安全確保についてですが、苓北町通学路安全推進会議により、通学路交通安全プログラムを策定し、毎年、点検も行っております。このような状況の中で、今後、更に担当課、また苓北交番、それから学校、この三者で情報を共有しながら、更に安全性を高めていくというふうに考えております。

以上、浜口議員のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 安全安心のまちづくのために趣旨を答弁いただきました。総体的に町民のことを思った、町民のための誠意ある回答は少なく、今後の議会の一般質問の項目が増えて感謝申し上げます。

この8番の子どもたちの通学時の重荷の解消ですけれども、これやっぱりその専門的に難しいとか、そういうことでなくて、あなたたちは教育会を通じて、県を通じてそういうふうの数値的な検証はできるわけでしょうが。何もとらんとでしょう。それ苓北町教育委員会の中でできないということであれば、わからんとは県に聞いてくださいよ。そうせんと、子どもたち、考えてみなさいよ。私たちの腰ぐらいまでしかない小さな子どもがですよ、かがんで行きよつとですよ。実は、教育長、ご存じですか、志岐小学校の子どもが中通のお寺の前でこけました。顔から血出して、騒動だったんですよ。この中では大したけがはなかったというか。それは知つとりますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の件につきましては、私ども学校からの報告によって存じ上げております。更に申し上げさせていただくならば、先ほど詳しい資料をとということでしたので、ちょっと数値的なものをお答えさせていただければと思います。

現在の通学カバン、ランドセルでございますけど、業者のほうに問い合わせをしました。全国的な平均でございますけども、1.1キログラムから1.3キログラム、さらに、いろんな質がございますので、それより重たいランドセルもあるんだろうというふうには思います。ただ、これ以上、ランドセル自体を軽くすることは耐久性に問題があるの

で、これ以上は恐らくできないだろうということでございます。

志岐小学校の子どもたちの１１月３０日でのランダムの調査でございますけども、小学校の１年生、男子４．３キログラム、女の子３．３キログラム、各学年１名ずつ学校の協力を受けまして、ちょっと重たそうだなというそういう印象の子どもで構わないから聞いてみしてくれということで、実際に測ったところでございます。６年生男児５．９キログラム、女子５．２キログラムで、この場合、学年差がございますので、平均はあまり数値的には意味はもたないと思いますけれども、男子４．６キログラム、女子４．２キログラムでございます。

ただ、医学的な見地からといいますと適正な負荷というのは、体重の１５％という医者もおりますし、そのデータは出ております。ただ、１５％と申し上げましても通学距離が違いますので、近い距離での何キログラム、遠い距離での何キログラム、これに基づく医学的な検証というのは、現在のところはできていないという状況でございます。

以上、現在、子どもが捉えている数字はその程度でございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） 大体男女で、私はランドセルの本体、全体の重さを聞いたわけです。また、今後お尋ねをしていきます。

それから、人口減少対策についてですよ、この問題、確かに今、町長の答弁にあったように全国的にというよりも、いや、この地球レベルでの厳しい課題があるのかもしれない。町民の中には人口減少対策には、もうあきらめムードが漂っているということ。まあ、あきらめムードなのか、最初から考えておられなかったのかどうかわかりませんが、そういう状況があります。そして、二言目には、天草市と合併すればよかつじやなかつなという話もしてこられます。しかし、財政がどこの自治体も厳しくなっていく中で、苓北町の場合は、先人の苦労の中で、九州電力の火力発電所２基を誘致することができたわけですので、そういうことから考えると安易に天草市にひっつけばよかやっかいというのは、それぞれ仕事関係で有利な業種の方もおられるやもしれませんが、町民全体のことを考えれば、安易な取り組みはすべきではないのではないか。特に苓北町の場合は、いち早く下水道事業に取り組んでおられます。これが天草の中で、果たしてこれだけ下水道の普及が進んでいるのはどこがあるのかということの気もしますので、その分のもし進んでいない、合併して進んでいないとすれば、苓北町の発電所の固定資産税は全部よその町の下水道に回っていくというようなことも、これちょっと単純すぎる考えかもしれませんが、そういうこともあろうかというふうに思いますので、なかなか厳しい取り組みではありますが、積極的に取り組んでいただいて、人口減少に歯止めをかけてほしいというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（錦戸俊春君） 答弁はいいですか。

○7番（浜口雅英君） はい。

○議長（錦戸俊春君） これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 通告7番、3番議員、廣田です。私は、3点につきまして質問をさせていただきたいと思います。

孫ターンについて。

令和2年3月議会一般質問の折、県立矢部高校のゆずマーマレードが山都町のふるさと納税返礼品に加わったということを紹介させていただきました。今回、地元高校生の頑張りがあまくさ苓北観光協会を介し、苓北町のふるさと納税の返礼品に活用される運びのようです。天草拓心高校マリン校舎の生徒たちが手掛けた実習品、「さばみそときびなごの缶詰」、あくまで教育実習品ですので数量限定となるようですが、大変喜ばしく思います。コロナ禍の中、ふるさと納税は貴重な苓北町の自主財源です。今後とも鋭意取り組んでもらいたいと考えます。

さて、天草拓心高校マリン校舎を以下、「マリン校舎」と呼称します。マリン校舎は、水産実習船、熊本丸（495トン）を有し、日本各地の海を航行しながら、漁業や大型船舶の運航技術を身に付けるだけでなく、水産庁の用船として、沖縄周辺海域を中心とした東シナ海の資源調査などを行うことで日本の水産資源を知ることができ、食料供給や漁獲調達の基礎データの作成に貢献をしています。また、令和2年度の入学生から4級海技士の認定校にもなっています。令和2年4月1日現在、海、船、水産物のスペシャリストを目指す「海洋科学科海洋航海コース」、捕る漁業だけでなく、育てる漁業も盛んな苓北町で、エビをはじめ、様々な育てる技術を身に付けたり、加工技術を学ぶ「海洋科学科、栽培・食品コース」、情報ビジネスに力を入れた「普通科」があるようです。

さて、このように水産教育環境整備がなされているマリン校舎が立地所在する苓北町として、孫ターンとでも申しましょうか、マリン校舎県立高校入試制度をつかさどる県教育委員会とも連携し、学区（県）外から、父母のふるさとである祖父母の暮らす苓北町において、マリン校舎通学3年間で暮らすとき、特別な支援を行うことができないでしょうか。

中には高校通学3年間で一時的な転入にすぎない、そんなに多数存在するとも思えないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、日常の食卓に孫がいる、日常の生活を孫とともに送る、この高校生の孫ターンによって、社会人の孫ターン移住定住につながればとも考えます。

町長の考えを伺います。

次に、苓北町における行政手続きの押印廃止について。

令和2年11月13日の記者会見で、行政手続きの数について添付書類を含めて1万4,992種類に達したと発表、このうち、99%以上に当たる1万4,909種類で押印が廃止される見通しとなったと河野太郎行政改革担当相が述べられました。前後しますが、令和2年10月6日の記者会見で、地方自治体にも押印廃止を呼びかけるため、「押印廃止マニュアル」を作成し、配布していきたいとも述べられています。この記者会見中、単独で見直される約3,800種類を全て廃止した福岡市を例に挙げられたこともあります。苓北町における行政手続きの押印廃止についてどのようにお考えなのかお伺いします。

苓北町において、マイナンバーカードをどう普及していくのか質問いたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国民1人10万円を支給する特別定額給付金事業が実施されました。苓北町では、対面請求、郵送請求が多数であり、マイナンバーカードでの申請は12件であったと聞き及んでおります。このマイナンバーカードの普及率が低いのは、利用者視点での制度設計がなされてこなかったことに尽きるのではないのでしょうか。このような中、この9月にマイナンバーカードを利用したマイナポイント事業が始まり、キャッシュレス決済基盤の構築に加え、来年3月からはマイナンバーカードを健康保険証として利用できる制度が始まる予定のようですが、医療機関受診に際して、従来の健康保険証とどちらでも使用できるようになるようです。当面、従来の健康保険証が廃止されるわけではありません。また、受ける医療機関は、そのマイナンバーカードの情報を読み取るカードリーダーをはじめとした、初期投資、システム整備が必要となり、その後もこのような状況下において、苓北町におけるマイナンバーカードの普及に今どのような状況か。今後、どのような具体的取り組みをなされるお考えなのか、お伺いをいたします。

以上、3点、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の、いわゆる孫ターンについてのご質問であります。県外からの入学と在校生の状況について、マリン校舎にお尋ねしたところ、現在、4名がその県外からマリン校舎で学んでいるということで、県外の学区外からの入学も可能なようでございます。

議員ご提案のように、ふるさとでの修学となれば、通学期間3年間の一時的な転入になるかとは思いますが、父や母が育った苓北町を第2のふるさととしての思いの中で過ごし、成長していく部分もあり、将来的な移住・定住の可能性も期待できるのではないかと考えます。既存のマリン校舎入学準備金及びその他の制度とのバランスも考慮しな

がら、支援のあり方などについて検討させていただきたいと考えております。

次に、苓北町における行政手続きの押印廃止についてのご質問でありました。

国の基本的な考え方として「新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の継続による社会基盤の維持を両立させるため、社会全体で「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行を見直し、在宅勤務を積極的に推進することが求められております。また、アフターコロナにおける一層の生産性向上を目指すため、デジタル技術を積極活用することで、時代の要請に即した行政手続き、仕事のやり方を再構築していくことが必要であり、官民一体となって取り組みを推進する必要がある」となっております。

その中で、行政手続きの見直しの具体的な取組項目といたしまして、1つに、社会保険・労働関係、2つに、各種証明書、3つ目に、安全規制、4つ目に、業法（営業についての許認可等）、5つ目に、国税・地方税、6つ目に、補助金・交付金、7つ目に、統計・調査、8つ目に、会計・人事関係書面等、9つ目に、地方公共団体の手続き等とあげられております。

先ほど、廣田議員のご質問の中でもありましたように、10月6日に行政改革担当大臣が記者会見で、全国に先駆けて「はんこレス」を既に原則完了した福岡市の事例などを参考に、自治体向けのマニュアルを作成、配布する方針を明らかにされておりますので、町といたしましても、そのマニュアルが届きましたら、今後、各省庁から発出されるガイドライン等の内容を踏まえて取り組んでまいります。

3点目の苓北町において、マイナンバーカードをどう普及していくかのご質問でありましたが、現在、政府におかれましては、国のデジタル化を進めるために、まずは国と地方の行政がデジタル化を実現し、あらゆる手続きを役所に行かないでも実現できるような社会の構築を目指し、デジタル庁の創設を始めとした施策を強力に進めておられます。

この中で、オンラインで確実な本人確認ができ、デジタル社会に不可欠なマイナンバーカードについて、令和4年度末までにほぼ全国民に普及させることを目標に、普及策を加速することとし、このためにカードをお持ちでない方に改めてスマートフォンなどで申請できるQRコード付きの交付申請書を本年12月末から来年3月末にかけて再送付する予定となっております。

また、令和3年3月からの健康保険証利用にあわせ、マイナンバーカードと一体化し、将来的には保険証を廃止することを早期に目指すなど、マイナンバーカードの普及拡大は政府の優先課題の一つとなっております。

このような状況の中、苓北町では、現在、役場窓口での申請サポートのほか、町職員が職場や団体等に出張して、一括してマイナンバーカードの申請を受け付ける出張申請を実施しておりますが、11月22日時点での苓北町の交付枚数は1,348枚で、交

付率は19.41%にとどまっております。

今後の普及拡大につきましては、マイナンバーカードの利便性や安全性の周知とともに、申請機会の拡大が重要と考えております。

具体的には、来年1月からは平日昼間に役場に行く時間がない方やご家族揃っての手続きがしやすいように、第2、第4日曜日の午前中に休日窓口を開設することとしております。

このほか、地区公民館等への出張窓口開設や平日夜間受付の検討など、引き続き、国の施策に準じて、普及促進を図っていきたいと考えております。

付け加えて申し上げますと、マイナンバーカードの魅力が更に上がるように、国ではお考えいただけないかと考えておりますし、また、個人情報国が握ってしまうというその恐れをいदैておられる方も非常に多いわけでございますので、その疑問を払拭できるような対応を、国がしていただくということもマイナンバー普及の大きな要因になってくるのではないかと考えております。

以上で、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。

まず、孫ターンについて再質問をさせていただきたいと思います。

熊本県唯一の水産系の県立高校が存在する苓北町です。特色ある高等水産教育活動が展開されているようでございます。検討された上で、事業実施の際には、親のふるさと、祖父母の住む苓北町に孫ターンし、親の実家から通学することも奨励する。その際に、入学準備金及びその他の制度を展開する用意が苓北町としてあることを全国的に情報発信していただくことを期待をいたします。

次に、行政手続きにおける押印廃止につきまして、例を挙げるとするならば、マイナンバーカードを持って本人が役場に出向き、その申請書なりに本人が自署する場合。その上の押印というのは、無駄な手続きと受けとれると思われます。また、苓北町、苓北町教育委員会、苓北町議会としても国・県の事務以外の町単独の行政手続きにおいてその程度の申請手続き、種類があるのか、事前に把握しておく必要もあると思われますので、その点、よろしく願いをいたします。

また、もう最後まで言わせてください。

マイナンバーカードの普及につきまして、答弁いただきましたとおり、政府は、令和4年度末までにほぼ全ての国民にマイナンバーカードが行き渡るようにする目標が掲げられております。石川県加賀市では、マイナンバーカード申請者に対し、市内で使える5,000円分の商品券を配布する取り組みがなされ、普及率が60%を超えたとか、普及率が5割近い宮崎県都城市は、商業施設や病院など、様々な施設に市の担当者が出

向いて、マイナンバーカードの申請のサポートをする取り組みが好評のようです。マイナンバーカードの普及拡大は、政府の最優先課題の一つとなっています。苓北町においても、その普及率の向上に鋭意努力ください。

また、先ほど町長が申されましたように、安全性には十分に注意をされまして、これからも普及に努めていただきたいと思いますけれども、もう1回。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この孫ターンについては、大方私も積極的にやるべきだと考えておりますが、心配な点もあります。お子さんが都会で育って、そしてこっちに帰ってこられて、ほんと途中で嫌になってしまっただけで帰るという話になったら、その人の将来はどがんとなつとか。自分の望むまた学校に転校できればいいですけど、なかなかそういうことが私は心配でなりません。そのようなこととか、もろもろ心配事もございますので、そのことも検証しながら、お子さんがこっちにこられて、そのお母さんやお父さんが心配のない苓北町での生活がどのようにしたらできるのか、もう少し検討する必要があると考えております。

この押印についても、なかなか今までの慣習がございます。それに変わるものの一番最たるものは、自己サインが一番確実であると思うんですが、押印に比べて非常にめんどくさいというか、1日に1回ぐらいしか書かれない方がいいかもしれませんが、私は、1日に何十回か書かなきゃいけなくなります。そういった面で、たくさん処理をなさる方が自署でやるのか、どうするのか。何でそれを補うのか、そういうことも検討が必要であるのではないかなと。それぞれのマニュアルを、これから届くようでございますので、よく検討いたしまして、なるべく国の意向に沿った中でやってみたいと考えているところであります。

マイナンバーカードについてなんですが、何ととっても魅力が少ない。健康保険証に代わると言っても、前の健康保険証も生きているわけですから、何だかこうその辺が複雑な感じがいたします。だから、その辺のところをどうなさるのか、そのぐらいのことではなかなか面倒くさい手続きをしてでもやろうという人は少ないと思います。我々も努力はしておりますが、ただ日曜日に開設したというだけでは、なかなかマイナンバーカードを作ろうという人の増え方が少ないのではないかなと思っております。もっともつと利便性の高い、例えば、その何か何千円か配られたような、そういうのは国の最大の目標を達成するためには、これ国が支給されたらどうなのかと、各自治体にですね。結局、そういうそれぞれの自治体に任せておいたら、また、今度は自治体間での格差がどんどんまた出てくる。そういう面で、それともう何ととってもね、個人情報が取られてしまうんじゃないか、国に管理されるのではないかなと思っておられる方も非常に多いわけですからそれをどう皆さんに理解してもらえるのか。これ国の責任でぜひやって

いただきたいと思います。

そういう意味で、国の施策ですから、我々も懸命に進めてはまいります、もっとこう魅力があつて、そして、安心して安全なカードになるように、国のほうもご努力をお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 孫ターンにつきましては、町長おっしゃるように、本当心配もあろうかとは思いますが、こっちに来て、じいちゃん、ばあちゃんのところから通って3年間、優秀な成績を上げて、熊本丸の乗組員になるとか、県の職員になるとか、そういう事例ができれば、また見方もかわってくるのではないかと考えています。

印鑑につきましては、私たちも朝から事務局に入りまして印鑑を最初つくわけですので、この習慣はなかなか抜けないと思いますけれども、国の方向が方向でございますので、廃止に向けて取り組んでいかれると思いますけれども、ゆっくりと判断をしながらしていただきたいと思います。また、マイナンバーカードにつきましては、私も大きなことは言えません。先月、ようやくカードが来たばかりでございまして、まだ1回も使っておりません。しかし、町のほうからそういうふうに進められますので、一応作っておいて、皆さんに聞かれたときに、作るのは本当簡単です。全然問題ありません。職員の方が本当に優しく教えてくれますし、これはもう本当問題がないと、作ることにしましては問題だと思います。ただ、国に管理される。マイナンバーカードが悪用されるといふその心配がほとんどの方にあるのではないかと考えていますけれども、そういうところをこれから先、また、研究・努力されることを望みます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告8番、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 通告8番、8番議員、野崎です。通告しておりました2点についてお伺いをいたします。

まずはじめに、議会のネット配信について質問いたします。

これまで一般質問において、恵まれた通信環境を生かし、「議会中継を行ってはどう

か」との提案をしてきた経緯があります。当時の答弁では、「地域情報通信基盤整備事業で行った光ケーブルを使用しての中継となれば、当初の目的とは異なってくる」との話でありました。また、ほかの議員が、平成26年の6月議会で、「苓北町議会をテレビ配信する予定はないのか」との質問に、「光ファイバーをつないで配信すると、整備費用が2,000万円ほどかかる。天草市では、民間のケーブルテレビが放送することで、わずかな出資で放送ができているため、今後、民間の方にも協力いただいて、コストが苓北町に見合うものが出たならすぐにでも対応したい」との答弁をされております。

コロナ禍にある現在、町民の方が議会傍聴したくても感染クラスターの心配があり、非常に難しい状況にあります。そういった中、現在、苓北町のホームページでは、議会一般質問の音声として配信は発信されてはおりますが、録音での放送のため、約1カ月遅れでの開示となっております。タイムリーな議会の現状を見るには、SNS、これはソーシャルネットワークキングサービスのことで、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことですが、このネット配信や、今はやりのFacebookでの配信をしてはどうかと考えます。

Facebookとは、世界中の知り合いとネット上でも交流できるサービスであり、1、友達や知り合いと写真や動画を共有できる。2、情報を拡散できる。3、グループ機能でコミュニティを作ることができるなどのサービスのことです。聞けば、今年度採用された地域おこし協力隊の関根さんは、そういったネット関係に詳しい方だと聞いております。また、観光協会の一員として、今後、PR動画なども配信されると聞いておりますので、そういった苓北町の紹介の一部として、議会の様子をFacebookの動画としてアップしていただければ、状況がいち早く、低コストで配信が可能となります。将来、ケーブルテレビ等での議会中継の足掛かりとして、まずは試験的な取り組みを行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、人口減少対策と遊休町有施設の有効活用について、お伺いをいたします。

苓北町の人口は、年間約100名以上減少し、令和2年11月15日現在、ついに7,000人を割り6,998人、令和2年10月31日現在、高齢化率も41.5%となりました。主な原因としては、亡くなられていく自然減と、若者の進学・就職による転出、そして、子育て世代の減少による少子化が大きな要因と考えられます。こういった人口減少を少しでも食い止めるには、若い世代のIターン、Uターンによる移住・定住のための施策が絶対的に必要であると考えます。

現在、結婚を機に苓北町に定住された方や、他県から移住された方の話を聞くと、「苓北町は自然環境に恵まれており、子育てにはとてもすばらしいところです」と話されます。

また、町は情報通信の光ファイバー網や下水道などのインフラ面も整っており、こう

いった恵まれた環境を大いに生かし、移住・定住が増えるような対策を講じるべきだと考えます。

現在、世の中はコロナ禍にあり、都心部では、会社に出社できず、テレワークによる在宅で仕事をされる会社員が多くいると聞きます。地域おこし協力隊の関根さんも、11月号の町広報誌に掲載されていましたが、インターネット環境さえあれば、仕事ができる人は場所を選ばず、クリエイターやプログラマー、デザイナーの方など、月に1回から2回の出社や年間数回出社すればいい人もいると聞きます。都会には、コワーキングスペースというものが普及しつつあります。このコワーキングスペースとは、コラボレーション（共同）・ワーキング（働く）・スペース（場所）という意味で、複数の人、また異業種の人が仕事の場所を共有し、いろいろな情報を交換し、お互いを刺激し合うことにより、仕事の効率が上がるとのことです。こういった場所を利用されている方たちの中には、仕事をしながら自然環境に恵まれ、子育てしやすい地域に移り住みたいと思っている人が多くなってきていると聞きます。数日前のテレビ報道でも、企業の「脱大都市」として、賃貸料が「安い」、「空気がいい」、地方への移住・移転が本格化しているとの報道があっておりました。実際、長野市では、転入する業者に最大1,100万円の補助金を出して誘致を行ったところ、多くの問い合わせがあり、現在、3社が既に移転済みとなっているとのことでした。また、鹿児島県の錦江町では、中学校跡地をリノベーションし、サテライトオフィスやコワーキングスペースとして活用がなされ、教育や基幹産業である農業を始めとする「農林水産業」の経営効率化など、「人口減少、少子化、高齢化」等の過疎由来の課題解消を目的とした実証実験を希望する企業や学術研究機関との連携や、実証実験の受け入れを積極的に実施しています。そのことにより、将来的に若い世代が定住し、人口減少に歯止めがかかると期待されています。

このように、世の中はコロナ禍により企業の移転が本格化してきております。現在、苓北町の遊休施設の中にも、旧都呂々中学校校舎や坂瀬川中学校校舎2階、そして、旧KDD跡地などがありますが、こういった建物をリノベーションし、大きな企業ではなく、中小企業に対し、町も積極的に働く場所、コワーキングスペースを導入し、提供することにより、人口減少対策になると考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、苓北町の紹介の一部として、議会のネット配信についてのご質問であります。この件につきましては、8月12日の全員協議会の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について説明した折、質疑の中でお答えしたとおり、議会としての考え方の集約が必要と考えます。

議会としての今後の進め方等も含めて整理いただいた中で、議会からの要望があれば、町としてもより効果的な配信について検討を進めていく必要があると考えております。

次に、2点目の人口減少対策としての遊休町有施設を有効活用し、コワーキングスペースを導入、提供することによる人口減少対策の一つの案としてご提案をいただきました。ご提案のとおり、旧都呂々中学校校舎、旧坂瀬川中学校校舎2階、旧KDD跡建物などの遊休町有施設をどのように利活用していくかということは大変重要なことだと考えております。

いまだにまだはっきりした答えが出ていないもの、もう既に答えが出ているもの等がございますが、新型コロナの影響により、会社に出社しないで在宅や遠隔勤務でのリモートワークを導入する企業も増えるなど、これまでの人の流れに変化が起きつつあり、リモートワークの導入で、地方に住みながら仕事をする選択肢が生まれ、働き方が大きく変わると言われております。質問の趣旨にあったとおりだと考えております。

苓北町には光ファイバー網が町内全域に敷設されておりますので、遊休町有施設をリモートワークの場所として、また、企業の地方拠点施設として活用していただくことで、移住・定住の促進にもつながると思います。

施設ごとにみえますと、旧坂瀬川中学校校舎は、坂瀬川地区の避難所として、旧都呂々中学校校舎2階も風力発電事業者の現地事務所として現在位置づけておりますので、まず、利用提供できる教室の確認・調整を行い、あわせまして、旧KDD跡の建物も含め、コワーキングスペースとして提供するために、リノベーション費用がどのくらいかかるかも含めて検討したいと考えております。

以上で、野崎議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、議会中継の件ですが、確かに、議員での打ち合わせ、意見の集約は必要だとは思いますが、現在は一般質問のみの録音放送になっております。ほかの議案、審議の様子もお知らせする意味でも中継をしてはどうか。また、今後、議会中継をやるとなれば、当然予算が必要になってきますので、執行部の考え、お尋ねをしようと、そういった目的での今回の質問であります。

また、先ほども言いましたように、前回の答弁で、整備費用が2,000万円ほどかかる。天草市では、民間のケーブルテレビが放送することでわずかな出資で放送ができているため、今後、民間の方にも協力いただいて、コストが苓北町に見合うものができたならすぐにでも対応したいとの前向きな答弁があったと受け止めたので、その進捗状況を兼ねた中で、今回質問をさせていただきました。

そこでお尋ねしますけども、この件について、これまで検討されたのかをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 本渡のテレビ局からのこの線をつながなければいけないんですけど、途中でブチ切れてまして、テレビ局については全く考えていないということでございますので、非常に困っております。前向きにはいきません。NTTも、採算が取れないからということであつないでくれません。そういった意味で、ここはそのテレビ会社をどう使うかの研究もまた深めていかなければならないわけではありますが、まずは、その今言われたように、低い予算で、その町民の皆様方に議会の様子を見ていただくということは、これはもう大事なことであるかと思います。でも、これは議員皆様方の総意もあつてのことでございますので、まずそういうことをまとめていただいた中で、町も対応していきたいと考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 技術的なもの、整備費用的なものは私たちも素人でわかりませんが、今後、議会としても当然中継を行ったほうがいいのか、行わないほうがいいのか検討、意見集約を行って、そして、中継を行うとなれば、ぜひ執行部のほうとしても前向きに進んでいただきますよう検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、人口減少対策と遊休町有施設の有効活用について再質問いたしますけども、只今の答弁では、前向きに検討いただけるとの答弁だったと理解いたしました。先ほども言いましたように、苓北町の人口は年々100人以上減少し、ついに6,000人台になってしまいました。これを少しでも食い止めるには、他県や他市町村からの移住・定住者を増やすしかないと考えております。来年の3月には、町の誘致企業でもあるキューアサも工場閉鎖が決まっております。そのことにより、働き盛りの人口減少がますます進むのではないかと懸念されております。こういった現象を少しでも食い止めるには、今回、提案した町の遊休施設をリノベーションし、大きな企業ではなく、中小企業に対し、積極的に働く場所、コワーキングスペースを導入、提供することにより人口減少対策になると考えます。

再度お尋ねをいたしますが、そういったスピーディな対応ができないかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、今あげた3施設、これが活用できるかどうかをすぐに判断いたします。ただし、KDDをリノベーションするとなりますと、これは相当な金額がいるのではないかと思いますので、これちょっと見積もったりいろいろするのに時間がかかるかと思っておりますので、その辺のところは時間のロスはお許しいただければと思っ

ております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 先ほど紹介しましたが、鹿児島県の錦江町のサテライトオフィスですけれども、2017年6月から8月に大都市近郊地域にある8社のIT企業社員29名で、田舎オフィス勤務における滞在前後の心身の変化について広島大学の大学院の調査研究が行われたそうです。その研究結果によると、「健康関連、ストレス反応の改善、生理的機能や睡眠感の改善向上など、転地勤務による健康改善効果が期待されることが示された」とあります。このように、苓北町においても田舎オフィスの利点や自然環境のすばらしさをもっとアピールすれば、大都市からの利用が増えると思います。

そこで、私が考える遊休施設で環境的にベストだと思うのが、今お話されました、旧KDD跡地だと思っております。ここは、建物がしっかりしていて、芝生広場があり、また、サーフィンなどをされる方にとってはもってこいの場所だと思っております。こういった場所をリノベーションしてPRすればと思っておりますけれども、今、町長言われたように、改修には莫大な費用がかかると思われます。先ほども言いましたように、すばらしい場所ではあり、そして、また現在は東大の地震観測所としてもこれ利用されておりますけれども、費用的なものもありますけれども、早急な対応が必要だと考えますけれども、再度、そういった再利用に関しての町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） KDD跡は、おっしゃったとおりであります。そういった意味で、東京大学の地震研究所の観測所になっております。これは、しかし東京大学に諮ったところ、どこがきてもちゃんとその海底電線とつなげるようなことができればということで了解をいただいております。ですから、あとはKDDの建物に、私の観測では、外側の建物の躯体は非常に丈夫なんですけど、いろんな外側の窓やら、シャッターやら、ああいうことまで変えていって、部屋の中も相当暗ろうございますので、そして、随分屋根が高いわけですから、そここのところをすると相当その何千万円ではできないんじゃないかと。だから、改めて、これは見積りをさせていただきたいと思っておりますが、そこら辺が一番心配ですね。簡単に手を入れただけでは皆さんが快適に仕事をなされる環境にはならないと思っております。そういうことで、そのリノベーションにどの程度かかるか図りましてから、また、それができるかできないかのことも含めてご報告したいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、このお話というか、一般質問する前にちょっといろいろ調べましたところ、令和２年度の国の補正予算に、国立国定公園への誘客の推進事業及び国立国定公園温泉地でのワーケーション、これ働きながら休暇をとるということですけども、この推進事業というものが国のほうであっております。これは環境省から一般財団法人環境イノベーション情報機構が執行機関として採択を受け、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の再活性化に寄与する国立国定公園及び国民保養温泉地における誘客やワーケーションの推進を支援する事業を実施することにより、補助金が出ることになっております。苓北町も１９６０年に全国初の海中公園に指定された富岡海域公園があるわけですけども、これは一部商工観光課にも共通して言えることだと思いますが、このような情報はまずつかんでおられたのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは新聞の記事で読ませていただきました。ただ、ぼくが一番心配しているのは、あそこは国立公園地内じゃないんですね。だからそこら辺もよく問い合わせをして、町全体として指定していただけるのかどうか。これが課題になると思っていますので、その辺のところを早急に調べたいと思っています。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○８番（野崎幸洋君） 今後もこういった推進事業、有利な補助金等が出るような事業があればうまく活用していただいて、町の活性化につながるよう努力をよろしく願いしたいと思います。

さらに、人口対策として町長にまたお尋ねをいたしますけども、現在、苓北町は、高校、大学、専門学校へ入学予定の申請者に対し、奨学金の貸付を行っております。卒業後、町内に在住し、定められた資格を取得し、就職された方、また、町長が必要と認めた職種に対し、平成２６年度から返還が半額となっております。今後は人口減少対策、Ｕターン者の定住確保のために、定められた資格取得者に限らず、町内にＵターンし、就職された全ての方の奨学金返還半額を行うべきではないかと考えておりますけども、また、そういうことをすることにより、今の状況よりは卒業後のＵターン定住者が増えるのではないかと思います。この奨学金返還半額について、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 今の野崎議員の奨学金の全業種にというか、全員の半額免除はできないかということなんですけど、平成２５年度までは１１の国家資格の方を全額免除しておりました。平成２６年度から免除対象を広げまして、５４の国家資格及び、先ほど申し上げました、町長が特に必要と認めた国家資格及び第一次産業に関連する資格や技能等を取得し、後継者としてその業務に従事する方を現在まで半額免除をしてお

ります。状況といたしましては、令和2年度の現在の返還者は64名で、その中の5名の方が返還免除になっております。現在の奨学金につきましては、国の給付型をはじめ、たくさんの奨学金制度がありまして、本年度は1名の申込みでございました。本制度の趣旨であります、目的でもあります、学術優秀、品行方正及び身体強健で学習の思弁が困難である方が対象者になっておりまして、卒業後、国家資格等を取られた方が町内に居住し、かつ、町内の施設等で勤務された方で、今後、町の中心となって働ける方を対象者と考えております。若者の定住、人口増の対策や将来の苓北町を担っていただくような人材を確保する上でも、奨学金制度は必要だと考えておりますが、今の野崎議員が言われた方法等については、今後、研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 奨学金制度についても研究をしていくということですけども、先ほども言いましたように、人口はますます減少しているわけですから、いつの期間まで研究されるのかわかりませんが、早急な対応をしないと若者というのはどんどん苓北町から減っていく傾向にありますから、これもスピーディーな対応をぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほど浜口議員への答弁でもあっておりましたけども、苓北町の総合戦略に結婚・出産しやすいまちづくりを目指すと答弁があっておりました。現在、結婚して町内に在住された方は、結婚翌年に祝い金として、これ以前は10万円でしたけども、今は5万円支給されております。これも祝い金を下げるのではなく、年間でも数少ない成婚をされる方ですので、祝い金は増やすべきではないかと考えます。苓北町に定住されることにより、当然、税収が上がるわけですので、今後は祝い金を再度上げる方法で検討できないかを再度お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 只今の野崎議員のご質問ですけど、確かに、令和2年度から5万円のほうに変更をさせていただきました。理由といたしましては、保育所の年長、年中、年少さんの保育料が国のあれによって無料化に伴いまして、子育ての環境が整ったということで、そういう方向でさせていただいております。そこにつきましては、ちょっとまだ今年度、変えたばかりでございまして、そうですね、ちょっとまだ状況を見ながら様子を見させていただければなと思っております。

すみません、以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは課長で答えられないと思いますので、一つは、1年間居てからもらってからいなくなる人が多かったんですよ。そういうこともありましたので、

これはちょっと様子見なきゃいかんということもありましたが、ここにいらっしゃる方については、もっとこう何らかの防止策も考えて、元に戻したほうがよいのではないかと考えております。その防止策がどんな防止策からなるのを検討させてみたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ぜひその辺も1年で出られる方が多いというのは、今初めて聞いたんですけども、例えば、15万円なり20万円なりステップを置いて1年ごとにその祝い金をやるとか、そういったいろんな方法もあると思いますので、ぜひ、そのなるべくこの若い方、特に出産、子育ての年代が町内に定住していただくような方策をどんどん考えていただいて、人口減少の歯止めになるようにしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

次に、通告9番、倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 通告9番、倉田です。先に通告いたしました、新型コロナ禍における新年度、苓北町の予算編成について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの第3波が叫ばれる中、11月23日時点で、世界の感染者数は5,839万5,671人、亡くなられた方は138万4,651人、日本での感染者数は、11月23日時点で13万4,662人、亡くなられた方は1,995人、退院なされた方が11万3,372人との報道がっております。

また、今朝の新聞報道等では、8日午前3時現在、世界の感染者数は6,731万6,936人、亡くなられた方は153万9,965人、日本では、クルーズ船関係を除き、8日午前0時現在、感染者数は16万7,222人、亡くなられた方は2,458人、この2週間の感染者数は、世界で892万1,265人、日本では3万2,560人が増えております。その影響で世界的に経済活動は低迷し、日常生活に様々な支障をきたしております。

一方、内閣府が11月16日発表した2020年7月から9月期の国内総生産（GDP）速報値は実質で5.0%増となっている。しかし、コロナ禍前の水準を回復するには2年ないし3年がかかるとの見方が多く、先行き不透明であります。

さらに、コロナ禍の中、政府は第1次補正25兆6,000億円、第2次補正31兆9,000億円余りがつぎ込まれ、2020年度一般会計歳出は160兆円を超す勢いで、また、第3次補正の話もあっております。先送りされてきた健全化財政目標、2025年度の黒字化目標達成は、更に遠のきました。

想定されなかった社会保障費の増加と、景気低迷による税収の減少は避けられないようです。また、総務省によると、令和3年度地方交付税の概算要求は16兆1,933

億円で、対前年度比約4,000億円が減少しており、新年度予算編成も各自治体では、コロナ禍の中で大変厳しい状況になると思われます。

苓北町の令和元年度、いわゆる平成31年度決算書は、歳入50億3,795万7,000円、歳出48億8,594万6,000円で、主要施策成果説明書の決算統計によれば、歳入の36.7%が自主財源で、残り63.3%が依存財源となっております。

自主財源の町税全体では14億7,051万2,000円で、3,190万2,000円余りが減少しております。うち、固定資産税は前年度比約2,000万円余りが減少しておりますが、その主なものは九州電力苓北発電所の固定資産、いわゆる償却資産だと思われます。

なお、町税は自主財源の半分を占めておりますが、その財政収支の結果として、令和元年度、苓北町には15億4,144万円の地方交付税が交付され、交付税は依存財源の48.4%、約半分近くを示しております。

また、令和2年度一般会計当初予算は47億5,500万円で、税収は14億1,015万円で、元年度決算より6,036万1,000円減少し、うち、固定資産税は11億364万4,000円で、4,639万円の減額となっております。全体的な不足分は基金繰入や町債などで対応されておりますが、ご承知のとおり、地方交付税は基準財政需要額と基準財政収入額とを一定の基準によって算定し、基準財政需要額が基準財政収入額を超える自治体に対し、その財源不足額が交付され、調整率により調整され、算定結果として地方交付税が交付されない自治体が不交付団体であり、苓北町も一時期ありました。

基準財政収入額には、税収の75%が算入され、減少した税収の75%が普通交付税として交付されます。したがって、税収など自主財源が多いほどにこしたことはありません。その大部分は九州電力苓北発電所の固定資産と思われますが、その発電所の1号機は、非効率な型のため2030年度まで休廃止の対象に上がっており、町の財政、また、雇用の面から注視されております。

そこで、1点目に、国の財政事情が厳しい中、苓北町の令和3年度予算編成の基本方針及び重点事項について。あわせて、財政と償還計画、また、昨年からの第7次振興計画及び実施計画等に支障、変更見直しは生じないかお尋ねをいたします。

2点目に、自主財源の確保として、自由に稼げる頂けるふるさと納税、いわゆるふるさと寄附金制度があります。町は令和2年度、この予算に500万円を組んであります。楽天を活用した返礼品の追加などで対応されておりますが、現状はどうかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　ここで質問の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いた

します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 0 時 57 分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほどの倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、国の財政事情が厳しい中、令和3年度予算編成の基本方針及び重点事項についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響で、国税及び町税等が大幅な減少が見込めるため、予算編成の時期を前倒しして10月から予算編成作業に入っております。案の定、今朝の新聞には、国税55兆円ぐらいいろち込むというような観測が出ておりました。また、例年以上に厳しい予算編成となることが予想されるため、令和3年度の予算編成から新たに一般財源の「枠配分方式」を導入して編成作業を行っております。

このような中、来年度の予算編成基本方針として、歳入面では、町有財産の売却を含む有効活用、ふるさと納税制度の更なる拡充等による自主財源の確保に努めます。歳出面では、各事業の費用対効果等の検証による経費抑制、効率化、簡素化及び職員一人一人のスキルアップ、それに伴う行政サービスの向上を目指し、将来を見据えた創造性豊かな予算編成に努めることとしております。

次に、その予算編成の中での重点事項としては、1つ、新型コロナウイルス感染症対策に係る施策、1つ、地域の歴史・観光資源を活用した関係人口の創出・拡大につながる施策、1つ、子ども・子育て支援及び高齢者支援の充実につながる施策、1つ、豊かな自然に育まれた農林水産資源を活かした基盤産業の振興に係る施策、1つ、ICTを活用した教育と未来を担う人材を育てる教育力の向上を図る施策、これは一つには、このICTだけをあてにしておりますと、なかなか答えがすぐに出るものですから、その段階段階をしっかりと把握できて、理解できるような教育も取り込んでいかなければならないと考えております。の以上、5つの重点取り組み事項としております。

次に、財政につきましては、現時点での令和3年度の国の地方財政計画概要では、原資となる国税が減収見込みとなっているため、先ほどご指摘がありましたように、地方交付税を令和2年度予算比で約4,000億円減らし、約1兆6,000億円とする見通しとなっております。コロナ禍の影響により町税も大幅な減収と見込んでおります。このため歳出面で、人件費や公債費、扶助費等の義務的経費を除いた政策的経費を圧縮していく必要があると考えておりますが、その上に、このコロナ禍の中で相当落ち込ん

だそれぞれの産業の担い手の方たちをどう支えていくかということも考えなければなりません。国の施策も、補正にもこのコロナウイルス対策が昨日の閣議で決定されましたが、そういう状況を見ながら一般財源、一般財源で足りないときは、先ほどの質問にもありましたように、我々特別職がどれだけしなければならないか。そこは現実になってみないとわかりませんが、どうしても支えなきゃいけないところは支えていかなければならないと考えております。

また、償還計画につきましては、令和3年度から令和4年度に償還のピークを迎えることを長期財政計画で把握しておりますので、起債償還については、所要額を確保してございます。

次に、第7次振興計画及び実施計画に支障、変更は生じないかということにつきましては、新型コロナウイルス感染症の発症影響により、歳入面の税収等が落ち込むため、基本的な考えとして、圧縮しての事業執行や年度間のスライド及び新規事業は見送ることとしておりますので、現在の特別な状況下においては、実施計画の変更もあり得ると考えております。

限られた財源の中で、優先順位等を勘案しての事業執行を行う必要がありますので、職員一丸となって知恵を出し合いながら予算編成を行いたいと考えております。

次に、ふるさとづくり寄附金についての現状でございます。議員の質問の中にもありましたように、令和2年度は、令和元年度と同額の500万円を当初予算で計上しております。

本年度の取り組みとしましては、寄附の窓口を広げるため新たなポータルサイトとして「楽天」を追加し、より多くの人に苓北町を知っていただく機会を提供するとともに、新たな返礼品として、全国的に人気の高い「牛肉」を追加しました。また、『野菜の詰め合わせセット』や「天草拓心高校マリン校舎の缶詰セット」など、町の特色を活かした返礼品の登録も進めております。加えまして、阿蘇熊本空港総合時刻表への広告掲載を行い、PRを行ってまいります。いろいろ調べてみまして、皆さんもご承知でしょうけど、肉があるところは納税がどんどん増えていっているんですね。肉がなくても熊本県産であればいいということであれば、玉東町のように、本年度はもう12億円に迫ろうとしているふるさと納税があっておりまして、牛肉を扱うことが非常に皆さん方の興味につながる、そして、納税につながると考えております。

結果といたしましては、11月末現在で、寄附件数476件、寄附額722万5,000円となっており、年度途中ではございますが、昨年を上回っている状況となっておりますので、本議会において300万円を増額することとして、歳入歳出経費を計上しております。

今後に向けましては、さらなる寄附額の増加を図るため、新たなポータルサイトとし

て「さとふる」の追加、有料広告の掲載、ホームページやポータルサイト上の写真の刷新等を新年度予算に計上し、寄附額の増額に取り組んでまいりますが、それだけ甘いのではないかと考えております。肉に集中して、今までの私たちの考えでは、なるべく地元の業者に扱ってもらおうということで配慮してまいりましたが、肉の場合は、もうやっと1件だけ参加していただいてやっているという状況です。これよりも数量が増えるとなると、これは町の業者だけではとてもなかなかそれを実行に移すことができない状況でもございますので、あるいは、よっぽど数が増えたときには、他町の業者さんにも参入していただくことがあり得るということを申し上げておきます。

以上で、ふるさとづくりについての考え方を申し上げていただきましたが、しかし、今後に向けましては、更なる寄附額の増加を図るため、新たなポータルサイトとして「さとふる」の追加、有料広告の掲載、ホームページやポータルサイト上の写真の刷新等を新年度予算に計上し、寄附額の増額に取り組んでまいります。

倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 今、町長のほうからご答弁いただきましたけども、令和3年度の予算編成、一口に言って非常に厳しい中の編成ということで察しているところがございます。そういった中で、いわゆる基本方針としては、いわゆる何て言いましょうか、こう重点事項も含めまして5つの案をお示しいただきました。

1つは、コロナ対策に対する点、そして2番目に、いわゆる地元の歴史等を含めた観光の増進という内容、そして3番目に、子育て、いわゆる高齢者の支援、そして4番目に、豊かな自然を活かした、いわゆる利活用といいましょうか、そういう活動、そして5つに、ICTの教育のいわゆる拡大といいましょうか、そういう方向で一応重点事項は望むということでございました。

確かに、町長も先ほど言われましたけども、地方交付税の原資が非常に減っております。そういう中で、苓北町も多分今年度は、新年度は苦勞されると、個人的には察しておりますが、いわゆる、先ほど町長も言われましたけども、これ予算の組み方でしょうけども、ここ数年見ておりますと、やはり予算の組み方でどうにもなるというのはこう失礼な言い方ですけども、義務的経費が増大して、投資的経費が若干少のうなりつつあるということでございますので、その点がどういう状況下であるか、まずお尋ねをさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これはご指摘のとおりでありまして、当然、歳入の中で義務的経費が増えていく状況であるということが言えます。そういった中で、じゃあ特別職のだけ削るのか、一般職員のも削るのかということにならないような形で予算編成もして

いかなければなりません、国の状態が国債頼りになっております。国債頼りで、まだまだ国債の信頼性が保たれているからいいようなものですが、これが保たれなくなると大変な事態になるわけですし、そういった面で、我々も今の段階では国も足りない分を国債で賄って地方に配っていただける、そういう状況だと思いますが、まだまだコロナのウイルス感染がひどくなるようでありますと、いわゆる長期化するようでありますと、なかなか厳しい状況がさらに厳しくなるのではないかと。そんなときには、やはり組めるだけの予算しか組めないということで、人件費等にも及ぶようなこともあり得るんじゃないかと、そうならないように早く新型コロナウイルス感染症が収まってほしいという気持ちでいっぱいでございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 確かに、ご答弁のとおりだと思っております。先ほど、基本方針につきまして若干こう言葉足らずでございましたけども、町長の答弁でふるさと納税等の自主財源の確保、あわせまして、いわゆる費用対効果のいわゆる検証といいましょうか、そういう面を一応柱として組んでいきたいというようなご答弁でございました。令和2年度の予算編成の方針、これは現年度の方でございますけども、一般会計の地方債の残高を令和10年度ぐらいいままでに一応58億円まで圧縮するということが掲げられております。今年度も2年度も償還額として約7億6,500万円ほど組まれておりますが、先ほどこの償還計画については、一応財源は確保してあるということで、そういう面じゃ若干安心といいましょうか、しております。今まで、必要な事業に対してそういった投資をされてきたということは理解はしております。そういう面で、今後もまた必要に応じて、いろんな新たな事業を構築していく場面もあろうかと思います。それはそれで対応いただければと思っております。

そして、浜口議員が先ほど質問の中にありましたが、万が一、先ほど町長も触れられましたけども、万が一の場合、そういう部分まで踏み込んだ対応も検討する時期がきたら、そういったことはやむ得ないと、私は個人的には理解もしております。そういうならないように、できるだけ自主財源を確保していただければと思っております。

先ほど町長が、いわゆる第7次のいわゆる構想計画、あるいは実施計画等で変更もあり得るということが言われましたけども、私も個人的にそういう場面があるんじゃないかなと予測といいましょうか、考えておりますけども、前回も質問させていただきましたけども、このあと、野田議員も火力発電所関係のことを質問されておりますけども、ご承知のとおり、政府は、二酸化炭素、いわゆるCO₂を多く排出する非効率な石炭火力発電所を2030年度までに段階的に休廃止するという方向で調整されております。そのような中、ご承知のとおり、九州電力の苓北発電所の1号機、これもその対象になるんじゃないかなというような話が上がっております。

また、先月ご承知のとおり、第203回臨時国会で菅首相は、所信表明で、2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を表明され、脱炭素化社会に向けた国と地方の検討の場を創設したいと言われ、なおまた、原子力政策を進めるほか、温室効果ガスを多量に排出する石炭火力発電については、政策を抜本的に転換すると述べられておられます。

このような中で、苓北町の第7次振興計画基本構想、基本政策及び基本計画の中で、本町は電源立地町として、石炭火力発電の課題である発電効率の向上、二酸化炭素CO₂の排出削減などの技術開発を支援するとともに、新たな高効率石炭火力発電所の誘致活動を推進し、3号機の誘致活動に取り組むと明記してあります。現在、ご承知のとおり、政府の方針が大きく変わろうとしております。この政府の方針と苓北町の計画、方向性の見解についてお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の質問の中で、菅総理の発言を誤解なさっているような質問でありましたので、正確には2050年度までにカーボンニュートラルで実質的にCO₂排出をゼロにするということであります。例えば、この前も申し上げましたが、森林はどんどんCO₂を吸って大きくなります。そういった森林をしっかりと整備をしておけばそれはCO₂の削減とみなすということでありますし、例えば、今、この苓北発電所には森林組合からペレット状にした廃材をたくさん入れておられます。これも生きているときにCO₂を吸ったからその見返りとしてこれを燃やすのはCO₂削減効果があるということで、これがカーボンニュートラルなんですね。カーボンニュートラルは、だから、CO₂を出すやつを全く全部やめてしまうのかということではなくて、そういった案件、あるいは、CO₂で食料も作れます、また、地中下の中で閉じ込めることもできます、そういうことも一緒に考えながら2050年を目指していかれる。それとあわせて、苓北火力発電所1号機と、九州では松浦発電所のJ-POWERの1号機、そして九州電力の1号機、それともうこれはお辞めになるかと思いますが、西海市のJ-POWERの50万キロワット2基、これもいわゆる対象になっております。このことについては2030年度までに結論を出して、どういった形で継続させるのか。あるいは、フェードアウトと言っていますが、全く辞めるのか。その結論も出していくと。苓北火電1号機につきましては、今のところは、これは排出量が多いのではという考え方もありますが、実際、燃焼効率で考えると、その対象にはならないのではないかと。いずれにしろ、今すぐということではありませんので、これ電源立地対策協議会というのが九州にございます。その中で、我々も相談をいたしまして、只今のところ、松浦市と共同歩調を取りながら、例えば、取りやめになった場合には、新しいのに切り替え、どうして新しいの切り替えなきゃいけないかというと、自然エネルギーとかが進んでまいりま

すが、これがどうしても発電できない日が必ず相当数出てくるわけでありまして、そのときに電源調整能力を持った大型の発電は火力発電しかないんですよ。原子力は1本1本こう路線を抜きながらまたやるのは、これは大変な手間ですから、そういった意味で、CO₂は出すけれども、これは国も認めておられます。要するに、安定的な電源供給のための調整能力を発揮できるのは火力発電しかない。ただし、昨今の情勢を見てみますと、水素がどうも実用化に向けて大分研究が進んでいるようでございますので、水素とかが出てきますと、これはまた相当な、我々にとっては脅威になると思いますが、逆に言うと、新しく1号機を換えてもらうような状況であれば、そういった面では非常にプラスになる。と申しますのは、電線が、こんなに余裕があるところはあまりないそうです。そのためにレノバも来ましたし、そして、今、日本風力発電もいよいよ来年から実行になるということで、この送電線があるところじゃないとどちらにしる発電をしてもなかなか間に合わない。それとあわせて、自然エネルギーはそれはもう非常にすばらしいわけでございますが、このレノバが発電するの何万キロワットになりますか、もう大変な大騒ぎして造りますけれど、5万数千キロワットしかないんですよ。だから、自然エネルギーは、そして台風時とか、悪天候のときには使えなくなる。風力も風が余計吹けばいいというものではありません。そういった状況がありますので、もし換えていただくんであれば全面的に換えていただく、そのためには、もう今電力会社の力が弱まっております。弱まっておりますので、国からの補助もお願いしたいということで、県とその立地自治体が一緒になって国に要望していくということで、今、松浦と話が進んでおります。

熊本県はちょっと誤解をなさっていたような感じで、CO₂を発出するのには協力できないということをこの前、九州知事会での発言があったようでありまして、九州知事会で一丸となってやるという長崎県の意向が踏みにじられたということで、非常に怒りを持っておられますので、うちの課長がこの前、県と説明をしまして、ようやく理解をしていただきました。理解をしていただきましたので、今回、長崎県に申し上げましたら、長崎県は、これはしっかりしたところで取り消しをしていただかないとなかなか一緒に歩調を組めないというようなことでありました。そこは我々も、ぜひ熊本県のことも長崎県に理解をしていただきたい思いの中で、今、また作業を進めているところであります。

そういう状況で、いろんな面で暗い感じのイメージを持つか。あるいは、新しくすばらしいのに換えていただくか。そういう状況がどっちかというと、そっちのほうに運動したいなと。そのときには国費を、九州電力に補助をしていただかないと、九州電力ももう造れないと言ってました、新たなやつは。そういう状況であります。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 今、町長のご答弁も理解するところは大いにあるわけですが、2050年、ざっと計算してあと30年ほどあるわけですが、一応、2030年にはある程度の結論というか、方向性を見い出さだろうというご答弁でございました。そういう中で、先の一般質問の中で、いわゆるこの火力発電所の新規建設、今、町長も言われましたけども、いわゆる銀行関係が支援はしない。もうはっきりこう明言されているようでございます。そういうこと含めて、町長のほうから今国の支援も必要じゃないかと、私の勝手な憶測ですけども、そう理解したわけですが、いずれにいたしましても、現実的に考えれば、火力発電所に代わるのはすぐはないなと思っております。そうした中で、日本政府もいわゆる自動車関係になるわけですが、2030年半ばにガソリン車、いわゆるこの製造の禁止との報道がっております。日本経団連も12月7日、一昨日ですかね、7日に、2050年度温室効果ガスをゼロにする目標の実現に向け、政府への提言をまとめ、今後、再生エネルギーや原子力などをベースとした次世代の電力システムへの投資が必要だということを述べられておりますけども、個人的には、この原子力は危険すぎるし、また、長期的に見ても維持管理費、これは相当なコストがかかると思っております。そういうことで、いわゆる脱炭素化、これは世界的ないわゆる流れと言いましょか、そういうことで進むものと私は理解しております。

昼のNHKニュースでもトヨタが2014年に、いわゆる燃料電気車を開発したということで、今日、新たなモデルチェンジ、いわゆる改良型を出したと。1回の充電で830キロぐらい走るとということで、今日発売したと、先ほどニュースがございましたけども、そういう方向にいわゆる写っていく可能性、先ほど町長も水素関係言われましたけども、そういう時代に移行していくものと私は理解しております。そういった流れの中で、先だって報道であってございましたけども、ドイツでは2022年に原子力を廃止すると。あわせて、2038年には石炭火力を廃止すると、こう打ち出されております。やはり町長もまだまだ石炭火力は重要な位置づけだと、エネルギーの重要な位置づけと、私もそういう面では理解しておりますけども、いずれにいたしましても、3号機といいましょか、新たないわゆる高効率、CO₂を多く出さない、そういったあれができれば、それはしばらく、ちょっと言葉は悪いですけども、いいのかなと思っております。

先ほど松浦火力発電所等とも協議しながら一応こう対応してみたいというようなご答弁、発言でございましたが、その辺もう一度具体的にそのどういう方向性が可能であるのか、その辺も含めて再度お願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この後については、最終的には石炭火力とか、天然ガス火力と

かは、なかなか使われないようになると思いますし、電動自動車は東京都も発表しています。それでだったら余計今度は電力がいるようになるんですね。だからそれにどう対応していくかということについては、水素とか、自然エネルギーとか、そういうのをミックスしながらやっていくと。それとあわせて、今、政府内で検討されているそういう能力の低いCO₂を排出する石炭火力については、今後、どういうふうな持っていく方をするか、近いうちに出てくるのではないかと考えております。そういった意味で、1号機がどうなるかということにつきましては、CO₂をどういうふうな形で国が捉えられるか、今のところは安定供給のために自然エネルギーが止まったときなど、これは一番安定供給のための調整電源としては必要であるという評価を受けております。しかし、今後は、例えば、水素に換えろとか、いろんなことになってきた場合に、この九州電力の送電線が、非常に大きな役目を果たすのではないかと考えておりますので、3号機というよりも、むしろ1号機との置き換えになる可能性もありますし、国の方針が出てきた場合は、ぜひそっちのほうに行かなければならないようなときには、その方向で動きたいと。しかし、電力会社においてももう昔の電力会社ではありません。そういった意味で、もう力不足、だから国からの補助金もいただきながら、例えば、置き替えるならやっていきたいというお考えで、松浦とはこれからやるんじゃないんです。もう既に進めておりますので、その辺のところを考えると、我々の狙いは、もし置き換えになったり、機械の一部、多額にかかる機械の費用が入れ替えが出てきたならば国の補助をいただきたいと。これは熊本県と一緒にやりたいと、そういう思いで今熊本県とも話をしておりますし、そして、長崎県と同一歩調を取りながら、九州知事会でも一致協力してこのことについて当たっていただくというような方向性を今のところ持っているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 確かに立派な電源施設といいましょうか、送電線も設置されております。いずれにいたしましても、今後の動向については、九州電力、また国の協議の中でいろんな形で推移していくものと思われませんが、今町長のご答弁の中にもありましたように、いわゆる熊本県、長崎県、九州も含めてですけれども、特に熊本県の電力の3分の2ぐらいを確保しているというような状況下でありますので、もっともっと、県の協力もあっていると思いますけれども、そういうのを改めて要望して、さしずめというたら言葉が失礼ですけれども、早期な1号機の置き換えという形で実現できればなと期待しているところでもあります。

いろいろ大変な時代であります。税源の確保という面からすれば、やはり設置を望むところでもあります。大変でしょうけれども、よろしく、活躍期待しております。

2点目のふるさと納税の件でございますけれども、先ほど町長もご答弁も中で、今回の

補正予算３００万円ほど補正してあるようでございます。前年度は２２５件の約４００万円ほどの収入がっております。もちろん返礼品とか、手数料とか、いわゆる委託料等々の費用もかかっておりますけれども、非常に頑張られておられるようでございます。ご承知のとおり、このふるさと寄附金、これはどがしこ稼いでいただいても、地方交付税のあれとは全然関係なく、入ったほど、いわゆる得と言えればちょっとあれですけども、立派な財源ということで思っております。

よその町のことを言うのもちょっと気が引けますけども、天草市は昨年度５億９、０００万円、今年度は既にもう１６億円ぐらいあっているという新聞報道等もあっております。そして、上天草市が昨年６億９、３００万円、非常にこの近隣の天草島の中で何か苓北も頑張っているんでしょうけども、あつちは４町が合併して上天草市、２市８町で天草市という大きな母体自治体があったわけでございますけども、それにしても、何か苓北は少ないなと考えております。去年よりか増えてはおりますけども、私は、努力されておりますけども、これまた相手の自治体があるわけで恐縮なんですけども、研修視察、あるいは出向という極端な言い方ですけども、そういう気持ちで、全職員、全課で対応されていると思いますけども、その辺のこの取り組み、考えは、その新たな先ほども追加して言われましたけども、その辺はどがんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 新たなものというよりも肉なんです。肉を加えて今年は僅かではありますが、大体倍近くになっております。そういうことで、天草市も多分そうだと思います。いい肉がありますから。そういうようなことで、やっぱり肉をしっかりと宣伝して、そして、その肉を扱う業者が１店舗しかないというのが非常に残念なんです。先ほども申し上げましたが、その肉が増えてきて、できなくなったら他町の業者にもお任せするしかないのではないかと考えているところでもありますし、そういった意味で、いろんなものを増やすというよりも、私は今のところ肉をどういうふうに確保していくか。総務省が許している範囲内ですね、県内ではいいということでありますので、県内産をしっかりとアピールしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○１０番（倉田 明君） 今、町長のご答弁にもありましたように、天草市も「本当一番よかとは肉ですばい」、こう言われました。それで今苓北の返礼品も７０何点かありますけども、調整中のところもありますけども、人気は黒毛和牛といいましょいか、肉関係、それとわかめセットとか野菜セット、こういったほうが上位といいましょいか、人気があるように伺っております。本当ならば苓北牛が一番いいんでしょうけども、ご承知のとおり、もう１０年余り苓北では肥育牛がおりません。それで今のは熊本県内の黒毛和牛でございますけども、町長が県内の肉であればということでございますけども、

これは他市町もありますけども、やはり天草ブランド牛といいましょうか、そういうのを協力し合って、したらまた天草全島の、2市1町のあれが強くなるんじゃないかとも思っております。

いずれにいたしましても非常に少ないような気がいたします。しかし、ご努力は認めます。何が足らんとかなと、もう先ほど町長も言われましたけども、玉東町あたりも恐らくもう十数億ぐらい今年度は、今10億円ぐらいと聞いておりますけども、そんなぐらいもういっていると思います。それで何て言うかな、私もそういう面にはうというんですけども、何かがこの足らんとかなと。先ほど新たなシステムを導入したいというお話もありましたけども、担当課の課長に伺いますけども、ちょっとその点、どういう取り組みで今後望むのか。改めてちょっと、町長でいいですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 何が足りないかというと、肉なんですよ。そして、何が足りないかというと、間に入る業者、それが楽天が入ってきたおかげで少しは増えてきている。あと、さとふるも今度、来年から導入したいんですけど、玉東町の町長さんに聞きますと、楽天を早く入ってもらったと。楽天が優先的に持ってくるそうです。あそこも何にもなくて、肉はよその肉を出しているそうです。馬刺しはあんまり売れないそうです。やっぱり肉だそうです。県内産の。だから、足りないのは肉と、そして、間に入る業者さんだったと、多いに反省をしております。だから今後は、その間に入る業者さんにしっかり頑張ってもらえるように、こちらからしっかり接触をしてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 足りないのは肉だということでございますが、それも一つの大きなポイントだと思っております。いずれにいたしましても、こういう税収、いわゆる収入が少ない中で、先ほど町長の基本方針の中にありましたように、この自主財源、これをどうにかして、こういう状況下でありますので、確保されるよう期待し、なおまた厳しい予算編成となると思われますが、そういった点も町民にわかりやすくご説明しながら新年度の再編成をいただければと思っております。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、倉田 明君の一般質問を終わります。

次に、通告10番、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） お世話になります。一般質問最後となります。2番議員の野田謙二でございます。今回も田嶋町長に質問させていただきます。

先ほど、倉田議員のほうから私の質問に関することいろいろ聞かせていただきましたが、更に通告しておりました質問をさせていただきます。

さて、10月に開催されました臨時国会の冒頭で、菅新総理の施政方針演説が行われました。その中で、地球の温暖化対策として2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするとの目標を掲げた宣言がございました。これはメディアでも大きく報じられ、大きな話題となりました。2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするとの目標はすばらしく良いのですが、我が苓北町にとっては、それは、つまり苓北火力発電所が閉鎖される可能性もあるということになります。実際の現実問題として、九州電力苓北火力発電所からの税収が我が町の税収として莫大な額を占めているのが現実です。建設当初からの税収からすれば敷地の減価償却でかなり減りましたが、我が町の予算として40億円から6、70億円を毎年のように計上できているのは、苓北火力発電所があるお蔭だと思っております。

この臨時国会での菅総理の発言のあとで、九州電力の経営方針に変更が出てきてはいないかと心配をしています。現在、理解されている九州電力における苓北火力発電所の運営計画を教えてください。

また、この件に関しましては、現在ある発電システムで効率のよい大規模発電システムが新しく見つからなければ、現在のシステムが30年後も基本的に続いていると考えています。そのため、個人的には、二酸化炭素排出実質ゼロということは石炭火力での発電が全て廃止ではなく、日本の緑地利用で酸素が作られるに相当する量の二酸化炭素は排出するということになります。つまり、苓北火力発電所が稼働し続けても実質的な稼働量が少なくなるのは間違いないかと思っております。いずれにしろ、今のままでは苓北火電からの法人税収は減るのは確実という前提で質問させていただきます。

苓北町の税収は、住民税よりも法人税が大きくなっています。これは、結果から言えば、苓北町の住民よりも苓北町に進出する企業を増やすことが税収確保のためには効率がよいということです。苓北町への進出企業を増やし、その経済効果で町民の生活の安定と維持を図るということが基本的な戦略になっているかと思っております。このことは、どこの地方都市でも共通していることだと思っております。実際の企業誘致が難しいことは承知しております。そんな中で、今回、苓北町での風力発電事業が始まろうとしています。坂瀬川地区においては、日本風力エネルギー株式会社による3基の建設工事が来年4月からの営業運転を目指し、急ピッチで工事が進められています。また、都呂々地区においては、更に大掛かりな十数基を建てる建設工事が株式会社レノバにより契約されています。これら2つの風力発電システム会社には、地域に馴染み、大規模になる建設工事でも周辺への迷惑がかからないよう注意をして進めたいと願っています。

そこで心配なのが、今後、計画どおりに都呂々地区の風力発電システムの工事が実行された場合、都呂々地区は山の高さがあり、傾斜もきつい急傾斜地となっている地域が

多いということです。１１月には都呂々で住民に契約地の「風力発電事業に関する環境影響評価準備書法定説明会」が行われました。その報告内容をこの議会でも簡単に結構ですのでお聞かせください。

また、都呂々地区での計画では、施設に設置する計画数量が多いことを考えると、敷地整備だけでも大量の処理すべき残土が出ると考えられます。現在、行われているように、建設用敷地内に残土を無理やり埋立てするやり方では、ここ数年、頻繁に観測される線山降水帯に苓北町がかかる状態になれば壁面崩落の危険にさいなまれる可能性が出てきます。これはあくまで個人的な考えではありますが、自治体によっては、建設残土を引き取れる公共の処分場を整備しているところもあるそうです。苓北町には、残土捨て場としてイゲ林という箇所があると聞いておりますが、そこへの残土廃棄は大型車両が通れるほどの道幅がなく、利用は少ないとも聞いております。

そこで、苓北町単独でも結構ですし、民間業者との協力という形でも結構です。公共工事でも民間工事でも利用でき、安心して利用できる残土置き場を新しく整備されてはいかがでしょうか。ただ、安心安全に利用できる残土置き場とは、つまり、水質汚濁や土壌崩壊の心配がないように、擁壁等の整備を必要となるため、利用にはそれなりの費用を徴収する必要があることになろうとは思います。

ご意見をお聞かせください。

さて、苓北火力発電所の運営縮小の可能性についてです。

今では灰捨て場として数年間でできている立派な土地があります。立派な土地なのに、ここは土地としての有効活用ができない土地として処理されております。この土地を九州電力として活用することを提案してはと思っております。

まず、灰捨て場は、８年前に拡張するという議案が苓北町議会へ提案され、それが通りながら、九州電力の経済的事情かどうかまではわかりませんが、この計画がとん挫し、そのままになっています。これを苓北町の土捨て場兼灰捨て場として、新しく活用してはいかがだと思います。

また、苓北町は、九州電力の株主総会に出席できる１議席分の株式を購入していたと思います。それを利用して発議することができるのなら、株主としての立場から灰捨て場でできた土地に、九州電力が太陽光発電や風力発電の再生可能な自然エネルギーを利用した発電システムを設置してはどうかと提案するのはいかがでしょうか。

株主の立場での意見が言えないのであれば、設置自治体の意見としての立場でも結構です。それによる発電量は、専門家ではありませんので九州電力が必要とする発電量としては話にならないかもしれません。しかし、苓北町としては、九州電力は今現在既にある送電システムを利用し続ける保証となり、また、灰捨て場としての土地までもいち早く有効利用することができるようになります。ご意見をいただければ幸いです。

今回の質問は以上です。ご回答いただいたあとに、自席にて再質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

現在、理解をしている九州電力における苓北発電所の運営計画についてのご質問でありましたが、原子力発電所の再稼働の条件として、テロ対策施設の整備が義務づけられており、このテロ対策施設整備に多額の費用を要しているとともに、電力需要化等の要因もあり、現在の九州電力経営は非常に厳しい状況にあると伺っております。これは九州電力の幹部の方から聞いた話です。

火力発電所の休廃止について、現在、国の石炭火力ワーキンググループにおいて、様々な視点から論議がなされておりますが、現時点で、九州電力から苓北火力発電所の運営計画の変更についてのお話はあっておりません。これも直接幹部の方から聞いた話であります。

次に、風力発電事業に関する環境影響調査準備書法定説明会の内容についてであります。法定説明会を天草市と苓北町の各1カ所で開催され、法定説明会と申しますと、別に地元住民の皆様への理解と要望等を聴取するため、地元地区限定の自主説明会を都呂々4地区及び天草市下田北地区と福連木地区2カ所で開催されております。説明の主な内容は、これまでの風力発電事業の経緯、事業概要、環境影響調査（環境アセスメント）、今後のスケジュール等に説明がなされました。詳しくは、この後の議員全体会で説明させていただきますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

次に、建設時に出る残土については、環境アセス上、整備区域から原則搬出しないようにとの中で、現在、事業計画を策定中でありますので、残土置き場の整備は考えられておられないようでございます。しかし、今の気候変動、あるいは地震等々考えますと、現場にただ盛るだけでは危ないかと思って、先だってレノバの人にお伺いしましたら、そこはしっかりと、これは条件であると、国からの。条件であるのでしっかりとその現場で活用していきたいということでございました。

次に、苓北火力発電所の灰捨て場を土捨て場兼灰捨て場として活用したらどうかということでございますが、現在、まだ2基をしっかりと運転をなさっておられます。そして、灰捨て場も今のところ目一杯になりつつありますので、そのところ、第2灰捨て場の予定が一時ありました。私も当時の社長に直接お伺いしたら、数百億、一説によれば600億とか言っておられましたけど、これが自然のうちに消えまして、最近になって、今の灰捨て場の上に重ねていきたいということでありますので、多分、その発電所以外から出る泥を持ち込む余裕はなくなってくるのではないかと考えます。そういうことでございますので、例えば、今本当に土捨て場に困っておられます、県も。これ

は昨年暮れに県からも下田のトンネル掘っているんで、3万立米か何かそのぐらいだったね、どっか土捨て場はないかという問い合わせがあったようでございますが、なかなか見つからないので苓北町も見てみますとありません。今後も公共工事等で必要な土捨て場というのは必ず言ってくる。現に、来年1月から始まる善亀線の廃土は、先ほどの昨日の課長の答えでいきますと、5,300立米もあるということでございますので、この辺についても、我々はしっかりしたところを探さなければ。イゲ林は相当深いところでもあります、とにかく道路が狭い、危険であるということなので、すぐには役立ちません。そういった意味で、今後のことについては、土木管理課で目当てをつけているようでありますので、そこにしなければならぬと思いますが、これ苓北町だけの努力というよりも、天草全体で土捨て場というのはしっかりと確保できるように頑張っていかなければならないと考えております。

それと、あと灰捨て場の埋立てが完了した後の土地の利活用についてであります、ずっと重ねていくとあと30年ぐらいはもつとか言っておられました。その中で、九電と今後も協議を行う必要がありますが、先ほど申し上げましたとおり、まずは発電所を長く稼働していただくために、石炭灰の利活用やCO₂の分離回収・利活用のための研究や財政支援等について、九州電力と国に働きかけを行っていくことが重要だと考えております。

先ほど、倉田議員のご質問の中で県という話が出てきましたが、熊本県には財政的なことはお願いはしません。一緒に国にこのことについて、熊本県全体の電力需要にも関わることでありますので、ぜひ、一致協力して、例えば、先ほどの1号機の置き換え、いいものに置き換える。これも数百億から千億単位で出てくると思いますので、この辺の補助についてのお願ひも、熊本県と苓北町、九州電力、そして、あと九州電源立地協議会、あるいは九州知事会とも一緒になって、国庫補助もお願いしてまいりたいと考えているところであります。

そのことについては、もう既に作業を始めております。そういった意味で、皆さんと一致協力しなければ、これ国の補助ももらえないんじゃないか。そして、どの程度のお金がかかるかは、今後、そのワーキンググループから出てくるいろんな条件等、最悪か最善かわかりませんが、全て置き換えろという話になったときが、やっぱり一番の頂点ではないかなと。置き換えとなると全部換わりますから、九州電力はとてそそれに対応できないという話をしておられました。だから、国庫補助をいただかないとできないと、そういう意味では、置き換えになってきたり、基幹部分の更新になってきたりしますと、我が町の税収は当然増えてきます。だから、これがフェードアウト、いわゆる全くなくなるということにならないような努力を、我々、そして皆さんあわせてやっていかなければならないと考えているところであります。

その一つの大きな要因は、あの立派な送電線です。なかなかあれだけの立派なもの、50万ボルトというのはほかにはあんまりないんですよ。50万ボルトの送電線を持っています。そういった意味で、全てをなくなるような国の指導はないと思いますので、できれば、10年後、十数年後に新しいものに置き換えていただけるような状況を我々は今から努力していかなければならないと考えているところでございます。

以上、野田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 再質問させていただきますけど、これは町民からの質問も含まれておりますが、ちょっと先ほどの町長の答弁とかぶるところもございすけれども、特に土木管理課長に質問させていただきます。

建設における残土は、全国で様々なトラブルを起こしています。建設残土は、産業廃棄物と異なり、明確な規制がなく、処理の責任が曖昧になっていることや、適正な残土処理場がなく、運搬処理費用が高いことがあげられています。2003年に国土交通省は建設発生土行動計画を策定し、発注者、ゼネコンなどが残土の行き先を完全に把握することとの指針を出しましたが、相変わらず問題が起きています。それは、本来なら工事を受注したゼネコンや建設会社が発注者に対して、残土の処理費用を見込んだ上で契約し、残土を処理する下請け業者、運搬業者にしっかり残土の排出先を指定すべきということです。しかし、受注者及び下請け業者は、自社の利益の確保のためには、いかにコストダウンをするかを考え、残土処理費用は一番に削られる費用として計上されている可能性があるからだと思っています。

そこで、苓北町の対応についてお伺いします。

2020年1月、総務省は、都道府県や市町村などの自治体に対して、残土処理の実態調査を開始することを決定しましたが、苓北町での調査は実施されたのでしょうか。県工事であれ、町工事であれ、苓北町内で残土が発生する工事の場合、残土処理について適切な指導がなされているのでしょうか。それとも業者に任せっきりになっているのでしょうか。農地に、しかも無許可で何年にもわたり残土が放置されているという話も聞いたことがあります。把握されていますか。

また、苓北町で独自に残土処理状況を実態調査されたことはございますか。

東京都や大阪府、千葉県などの多くの都道府県で残土条例をつくって、残土処分を許可制にしているところもあるようです。熊本県はどのようになっていますか。

以上、答えをお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） この件に関しましては、土木管理課だけでなく、ほかの課にも全般的に渡りますので、ちょっとお答えが偏るかもしれませんが、例を挙

げますと、昨日説明いたしましたイゲ林ですね。あれの残土処理はちゃんと指定を設計書の中でうたっておりますので、民間業者ですけれども、そこに捨てるようにという指示の設計になっております。

ご質問の残土のいわゆる行き先ですね。その実態調査、苓北町独自には行っておりませんが、県からの指示もちょっとなかったような記憶をしておりますが、それぞれの工事で残土は指定して、距離を指定して積算しますので、当然、どこに捨てたというのはそれぞれの工事で把握がしてあるということを思います。ということでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 今回の質問、ちょっと事業者さんからのお問合せがありまして、それに関して、すごい大変マニアックな質問になりますもので、私もちょっとどこまでが理解できているかというのをちゃんと完全に把握はできない質問になります。

それによりまして、今回、実際に私の質問というのは、九州電力さんの火力発電所のことを聞こうとまずは思っていたんですけど、実際には、その残土処理のほうがメインになっております。今度の風力発電の都呂々での十数基の計画におきまして、出る残土というのが、その業者によって地元での処理、要は、崩れないようにちゃんと処理をしていただけるもんだというふうに理解をいたしました。

火力発電所の灰捨て場の拡張というのが、まずどうも見込めそうにもないので、こればかりは逆にその火力発電の、石炭火力発電の石炭量がそれほど30年間で今ある灰捨て場でもう一段積みば大丈夫だろうという想定なんだろうと思います。実際に、実際の稼働量というのは減っていく可能性のほうがこのままでは高いだろうと、僕は個人的には思っております。せっかくある送電線を、全然まだその風力発電だけで送電する、それっくらいのレベルになってしまったらもったいない話だなと、というのが僕には一番あるんです。実際に、そのもっと有効にその送電線を利用できるように、九州電力さんの経営が厳しいというのもわかりますので、もっといろいろな方法で僕の灰捨て場に太陽光発電と風力発電でも造ればというのは、単純な素人的な思い付きでしかない。その他の考えとかをいろいろ役場庁舎内でだれかいい案がありましたら、どんどん九州電力にも言うように、そういう視点でも皆さんに行き渡ってほしいなと思って、今回の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで、野田謙二君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時05分

令和 2 年 1 2 月 1 0 日（木）

（第 3 日 目）

令和２年第８回苓北町議会定例会会議録（第３日目）

令和２年第８回苓北町議会定例会は、令和２年１２月１０日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	８番	野崎 幸洋
９番	山本 政人	１０番	倉田 明
１１番	田嶋 豊昭（副議長）	１２番	錦戸 俊春（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則
監 査 委 員	登本 玄一		

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 9 号 | 定期監査の結果報告について |
| 日程第 2 | 承認第 13 号 | 専決処分の承認について
専決第 13 号 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 64 号 | 苓北町地域活性化推進基金条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 65 号 | 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 66 号 | 苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 67 号 | 苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 68 号 | 苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 69 号 | 令和 2 年度苓北町一般会計補正予算（第 7 号） |
| 日程第 9 | 議案第 70 号 | 令和 2 年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 10 | 議案第 71 号 | 令和 2 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 11 | 議案第 72 号 | 令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 12 | 議案第 73 号 | 令和 2 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 13 | 議案第 74 号 | 令和 2 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 14 | 議案第 75 号 | 富岡浄化センター更新事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について |
| 日程第 15 | 議案第 76 号 | 請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事〕の変更締結について |
| 日程第 16 | 議案第 77 号 | 苓北町斎場の指定管理者の指定について |
| 日程第 17 | 議案第 78 号 | 苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第 18 | 議案第 79 号 | 苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定について |
| 日程第 19 | 議案第 80 号 | 苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定について |
| 日程第 20 | 同意第 5 号 | 苓北町都呂々財産区管理会委員の選任について |
| 日程第 21 | 諮問第 1 号 | 苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに |

ついて

日程第 2 2 陳情第 1 4 号 天草初代代官鈴木重成屋敷跡地を苓北町が購入することについての陳情書について

日程第 2 3 閉会中の継続審査（調査）の件

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

日程第1の議事に入ります前に、監査委員の出席を求めています。野崎監査も着席をお願いいたします。

-----○-----

日程第1 報告第9号 令和2年度苓北町定期監査の結果報告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、報告第9号、令和2年度苓北町定期監査の結果報告についてを議題とします。

令和2年度苓北町提起監査結果公表書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

定期監査結果公表書について説明をお願いします。

登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） おはようございます。苓北町代表監査委員の登本玄一でございます。

さて、このたび、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を10月21日から10月30日までの5日間にわたり実施をいたしました。定期監査の実施方法については、事務監査と現地調査の両面から実施し、今年度も例年同様に役場庁舎内の整理整頓や機器類の整理がなされているかも監査の対象といたしました。定期監査を実施しました結果は、何ら法令に違反するような事例は見受けられず、関係諸帳票、帳票類などはよく整理されており、計数においても誤りはなく、適正に執行されていることを認めました。皆様のお手元に令和2年度苓北町定期監査結果公表書を差し上げておりますが、その18ページ及び19ページに地方自治法第199条第10項による監査意見及び各課の検討、改善を要する事項について、軽微な指摘も含めまして記載していますのでご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議方よろしく願いいたしまして、私の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 5番議員、松本です。

ちょっと詳しいことがわかりませんでしたので、補足してご説明をお聞きしたいと思

いますので、よろしくお願いします。

公表書の18ページ、第4、地方自治法第199条10項による監査委員の意見でございますけれども、土木管理課のところですね、まず、町有財産の効果的な売り払いに更に努めたい。それから、2番目に、道路維持につき優先箇所付けを行うこととし、更に努めたいということで、この件については、前回の一般質問の折にも少々関係がいたしますので、この2点について具体的にご説明をお願いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 松本議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

町有地の効果的な売り払いに更に努められたいというようなことで申し上げておるわけですが、昨年度も質問をお受けしましたけれども、このコロナ禍における自主財源をいかに確保するか。そういうふうな観点から販売可能な町有地の売り払い及び町有地を貸し付ける物件の積極的な売り払いに努める必要があろうかと思えます。これは昨日の町長の答弁にもあったかと思っております。

例えば、使用頻度の低い里道や、それから、旧富岡温泉ホテルの跡地、また、昨日話題になっておりました、旧テニスコートの跡地の売り払いや、それから、昨年度でしたか、一般会計へ移管されました都呂々浜団地、つまりここはレッドゾーンですので、恐らく住宅地には向かないのじゃないかなと思えますけれども、その住宅地ではなくても効果的な売り払いを望むものです。

また、旧テニスコート跡地及びふれあい館跡地については、先般の議会において松本議員から質問がなされておりましたとおり、いろいろな活用方法といいましょうか、質問をされておりましたように、町内には空き地や空き家がたくさんあるわけでございますので、そのような中でいろんな活用方法を考えながら慎重にご検討いただきたい。そのように思っております。

参考までに申し上げますと、ざいのおニュービレッジが4区画、それから都呂々浜団地が3区画、計画されたところでは残っておろうかと思っております。

それから、道路の維持管理についてなんですけれども、これは今年度の会計年度任用職員2名を雇用するなどして重機を借り上げた努力がなされております。範囲が広いために町民のご要望においつかないのが実情ではないかと思いますが、昨日も道路維持活動については、ショベルカーがよいのか、それともグレーダーがよいのかと提起がなされておりましたが、町民の皆様の道路の利用頻度などを早急に調査するなどして、地元の区長さんやいろんな方と協議を重ねながら効率的な道路の維持管理に努めていただきたい。優先順位どうのこうのというのは、私どもでは把握はしておりません。しかし、今年度は山間部の道路について現地調査を実施する予定であるというふうなことを聞いておりますので、それに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 町有財産の売り払いの件についてでございますが、実は、今、監査委員おっしゃったとおり、今回、明神山地区の町有地の活用について一般質問をいたしました。今、ご説明のとおり、町内にはかなり宅地とか家屋が存在して、空き地の中ではイノシシ、あるいは、空き家ではタヌキが住み着いたり、シロアリの発生源になったりということで困っておられる。その本来ならばそういった形の処分をした後に、私は町有地の売り払いはいいんじゃないかなろうかと。ただ一つだけは、おっしゃったとおり、貸地がかなりあると思います。貸地を早めに売買していただければ、今回のコロナ禍の金の対策あたりには十分対応できるんじゃないかなろうかなと私は思います。それから、国の支援もいろいろありますので、今、町の状況を見てみますと、コロナに全く関係ないようなところにお金が、その分のお金が前回の補正予算の中でも入っております。そういった中で私はコロナ禍に対するお金は、まあ国からかなり補てんがありよんじゃないかなろうかと、そう思います。そして、この今おっしゃいましたけれども、この明神山地区に関しては、周囲には町営住宅がいっぱいあります。その中には、子育て期間の方々がおいでです。それから、ご老人の方々もかなり入っておられます。やはりくつろぎの場、そういったやつが近くにいるはずですよ。そしてまた、一番私たちが町民のよりどころとなっていた麟泉の公園がなくなった。それに代わるやつがグラウンド等になってしまっていない。そのため、町民の方々は、西の久保公園とか、あるいは遠くは福連木の子守唄公園なんかに出て行っておられるわけですよ。それについてはご承知のとおり、CO2の問題とか何かもいっぱいありますね。なるべく遠くに行けば。そこら辺でやはり近くには大きな公園がいる。一握りの公園はいっぱいですよ、富岡あたりにはいっぱいつくろうとしておられますけれど、そこら辺は管理は全くなされてないまま、つくられてないまま小さい公園ですのであまり利用がないということで、大きな公園はいるんじゃないかなろうか。それから、その明神山地区におきましては、防災マップ等を見てみますと、あそこら地区で土木管理課長が申しましたとおり、0から50センチぐらい浸水すると。しかし、あそこにはそれ以上浸水するところがあつとですね。そこら辺の方々がとりあえずそこに公園あたりにして、山とかなんかをちょっとつくっておけば、そこにでも運んで浸水は免れると、そしてどうもこうもそれ以上の浸水してきたときには、そのタワーがあつじやなか。長時間タワーに登って、こんときこうしとるわけいきませんので、いざというときにはタワーに登られる。そしてそれまでないときには、少しのときにはその公園のちょっとした高いところでも避難できると、相当やっぱり地の利はよいわけですよ。そういった方を私は意識しましたので、今回の一般質問に取り上げたわけですが、ところが、その内容の中で、監査委員の指摘によって売却

するというような一言がありましたので、監査委員の方がどのような指摘をされたのかということで、懸念を持ちましたので、今回質問に当たりました。もしよかったら答弁をお願いしたいと思いますけれども。

それからもう1点、道路維持につきましては、優先箇所付けを行うこととし、更に努めたい。私は大変ありがたいことだと思いました。都呂々地区は孤立しておりますよ。孤立しておりながら、優先順位がどこが優先順位かわかりませんが、狸川内線にしても、濁淵線にしても全く今まで手付けられていない。それから、一昨日初めて申し上げましたけれども、道路改良はしていきながら、途中で中断されておる。そこら辺が全くわからなかったんですよね。今回、良いご質問をしていただいて、私はそうにうれしく思いました。今後はぜひその優先場所付け等にも目を配っていただいて、公平なる、そして町民がマイナスにならないようなやっぱり行政をされるように一つご協力のほど、それから、お力添えをいただきたいと思います。この件については大変ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 登本監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 只今の松本議員のご質問、先般も大変参考にはさせていただいております。今後、それを活かして、また私たち監査委員頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 19ページの水道環境課の・3番目、令和3年度以降、粗大（大型）ごみの有料化が計画されているが、その料金徴収方法について最新の配慮が必要であると。また、私、この徴収方法というよりも、このごみの有料化ということですね。

それから、一つ下がって農林水産課で、堆肥センターについては令和2年度から無料化した、ということですが、同じ自治体の中で、しかも同様の廃棄物に対して、かたや有料、かたや無料、対象は同じ町民、住民ですよね。施策のあり方として、これ監査委員さんによりも町長にお尋ねしますけども、これ施策のあり方として、同じ廃棄物を同じ住民に対して、かたや有料、かたや無料、これ施策のあり方がおかしいんじゃないんですか。やっぱりここは今後まだ水道環境課のごみはまだ無料のままですけども、今後、有料化も検討されているということですので、そこら辺は同じにして、畜糞を無料にするのならば、大型ごみも無料にすべきだというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この２者は性格が違うものであります。そういった意味で我々はこのように施策を取っているということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） どう性格が違うんですか。性格同じですたい、同じ廃棄物ですよ。それで、大体通常は畜産廃棄物は産廃の位置づけもできますが、町内で処理する分は一般廃棄物として処理する。粗大ごみも一般廃棄物でしょう。そういうことですよ。だから、今日、ここではっきりした回答はなくても、まだ粗大ごみのほうは有料化を検討しているということのようですので、やっぱり今後検討されていく中で、そういうものを見て、対住民に対して同様の対応をしていくということにすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 特に堆肥センターの牛糞については、今までは持ち込み料を取っておりました。しかし、それでは優秀な堆肥をつくる原料がなくなることの判断の中で、その堆肥センターの趣旨をしっかりと全うできるような方向に進むようにそういう今の現状になったわけであります。

大型ごみにつきましては、今でも袋代を取っておりまして、有料化しております。そういった意味において、昨日いろいろな説明をいたしました。説明をした中で、有料化にすることによって、その粗大ごみ等々の選別をしっかりとさせていただいて、これはここに出さなくても自分で解体して捨てるとか、あるいは、大事にまだ使っていくとか。あるいは、欲しい方に分けていただくとか。ただ簡単に粗大ごみが無料であるからといって年に一遍全部出されると。話を聞きますと、中には、ああこれよかとんあったと言って持って行かれる方もいらっしゃるようでございますので、その辺のところの強化もしながらやっていくべきであると。そういうことで、回収賃の値上がりもあると聞いておりますし、そういうお金がかかるということも意識していただきながら、この粗大ごみの収集については、何も全部捨てていただいて、金をたくさん取るということじゃないわけです。金がじゃあ取られるのが非常に苦しいということであれば、自分で解体して、月に一遍は捨てられると。何度も申しますが、そして欲しい方もいらっしゃると思いますので、そのことも町民の皆さんに意識していただいて、なるべく粗大ごみをごみ捨て場に持っていかない状況もつくらなければならない。その考えるきっかけで５００円ということになったと理解をしているところであります。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） 質問の趣旨から若干ずれたような答弁になられております。有料化については高齢化が進む中で、このごみの廃棄物を、しかも大型ごみの廃棄物の有料化については、苓北町の高齢化が進んでいることを十分検証しながら今後検討を重ね

てください。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 18ページの総務課のところです。私、避難所について一般質問もさせていただきましたけども、ここで必要なコロナウイルス感染症対策に必要な物資ということであってありますが、どのような物資を指されているのか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 石田議員の質問にお答えをさせていただきます。

指定避難場所について、その安全性の再点検を行い、コロナウイルス感染症対策に必要な物資について整備をしていただきたいというようなことで出させていただきましたけれども、ご存じのように、地球規模の気候変動によりまして災害はいつ発生するか予測が不可能な時代でありますので、その避難場所の確保とその安全性については、更にその点検あたりをきちっとやっていただきまして、町民皆様が安心していただくために欠くことができない重要な町の施策ではなかろうかと思っていますところ。

先般の定例会でも石田議員さんから一般質問がございまして、常日頃から各地域の指定避難場所の安全の点検はもちろんのこと、安全な避難場所の確保をお願いしたい。これについて、私もそう思います。

また、身体弱者に対する避難場所と申しますか、一つの避難場所に対して、最低でも一部屋は弱者に対する部屋の確保をぜひ今後はお願いをしたい。これは総務課長もそのようにお答えになっていたのではなかろうかと思っています。

また、このコロナウイルス感染症対策としては、密閉、密集、密接の3密を避けるとともに、避難時における発熱や咳などの症状がある人への配慮と申しましょうか、これは先般の台風のときもなされておったと聞いております。そういうふうなことで、専用避難場所の開設、あるいは段ボールベッドの確保、これも十分に今後にもなされると聞いております。

非接触型の体温計、マスク、消毒液など、今までにないような整備が早急に必要と思われるまして、このような指摘をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 私の質問の中に簡易トイレとかいうことでの質問もさせていただきましたけども、そこら辺までお考えになっていたんでしょうか、お聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） はい、もちろんそうでございますし、ご存じかと思いますが、各公民館には、既に坂瀬川地区では井戸を掘ったりして、すぐそういうふうな簡易トイレあたりでも使えるような施策と申しましょうか、今年度は富岡公民館にもう1本井戸を掘る。その次は都呂々というふうな計画も着々となされているようでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） ページ、4ページの令和2年9月末現在の職員の配置状況のことなんですけれども、土木管理課8名が事務職となっておりますけれども、1人の方については、ただ資格を持った職員採用だけであって、そのここの位置づけというのは、あくまでも事務職という位置づけだったのでしょうか、その点だけ。

○議長（錦戸俊春君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） ご回答させていただきます。

そこのところは私のほうでは詳しくは把握ができておりませんので、担当課長に回答いただいて。総務課長、よろしゅうございますか。よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） ご指摘のとおり、土木管理課のうち1名は技術職として採用しておりますので、この一覧表ではあがっておりませんが、土木管理課の部分は、一般事務職7、技術職1となります。

採用として一般職、技術職という採用をしております。ただし、その給料表としては行政職1表同一表ということで同じ給料表ということになっておりますので、その区別の中で事務職ということのカウントに表的にはなっているということでご理解をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） はい、わかりました。私も給料表そのものは行政職1表というふうに理解をしたんですけども、ここで事務職、技術職と書かれたときにどういうふうになっているのかなと思って質問をいたしました。従来、教育委員会に調理場関係で1人だけ技能職2級を使った職員がおられましたけれども、もう退職して全員が事務職という行政職1表の取り扱いというのは理解した上で、あえてここでちょっといかがなものかなと思って質問させていただきました。

ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 19ページの教育委員会に対する監査意見の中で、一番下のほうに時代に即した社会教育委員の活動を所望するというふうな一文があります。ちょっと私も、社会教育委員の方たちは一生懸命今現代に即した形でいろんなご意見を教育委員会に出しているというふうに理解しとったもんですから、今、これから見ると、時代に即していない社会教育委員というところが見られるというふうな観点でここに一文が入ったんだろうと思いますけれども、どういうふうな面で今時代に即していないというふうなことが見受けられたのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 只今の山口議員の質問にお答えをさせていただきます。

私どもが若いころは非常にこの社会教育と申しましょうか、社会体育あたりが非常に盛んだったわけで、私も30代だったと思いますが、社会教育委員をやっていた経験も実はあるわけですが、そういうふうな中で、近頃はこの高齢化になってなかなか社会教育委員の顔が見えないというふうなことがございます。そこで、社会教育委員の職務については、一つ、地域の社会教育に関する諸計画の企画・立案、二つ目で、教育委員会の諮問に対しての意見、具申、三つ目といたしまして、地域の問題解決などに必要な研究・調査をするというふうな3項目が社会教育委員の主な職務として実はあがっておるわけですが、本町における社会教育委員の皆様におかれましては、只今山口議員がおっしゃいましたとおり、それぞれの立場でご活躍をされていることとは思いますけれども、目に見える、先ほど言いましたように、目に見える形での社会教育委員の活動内容がなかなか伝わってきていないのではないかというふうに思うわけです。例えばの例でございしますが、苓北町における女性の会が富岡地区だけになってしまったというようなことは、これ皆様ご承知のとおりでございまして、このような地域における重大な問題が発生した場合は、教育委員会は社会教育委員に対して諮問をなされるべきではなかろうかなと思っております。そういうふうなことをすることによって、この問題解決につながるかと考えておるところです。そうすることによって、もちろん社会教育委員の活動の場が与えられ、また、活動ができるというふうなことです。

つまり、学校教育も非常に大切な分野ではございますけれども、時代に即した社会教育委員の活動の見える化を図っていただきたい。そういうようなことで、このような提案を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第9号、令和2年度苓北町定期監査の結果報告についてを終わります。

監査委員には、長期間の定期監査、大変ご苦労様でした。
ご退席いただいて結構でございます。

[代表監査委員 退席]

—————○—————

日程第2 承認第13号 専決処分の承認について

専決第13号 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、承認第13号、専決処分の承認について、専決第13号 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第13号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を令和2年11月27日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告をし、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、主な改正として、本年の給与改定について人事委員が令和2年10月7日、熊本県人事委員会が令和2年10月27日にそれぞれ国家公務員、地方公務員の期末勤勉手当の年間支給月数を現行4.50月分から4.45月分へと0.05月分引き下げる勧告がなされました。0.05月分の減は、期末手当から差し引くこととなっており、令和2年12月の期末手当から適用させるに当たり、基準日が12月1日となっているため、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、改正の内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 承認第13号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、私のほうからご説明させていただきます。

今回の改正は、本条例第3条第2項で規定している、級別職務分類表、別表第2において、本年4月1日から新設した審議員を5級に追加するとともに、5級に会計管理者を追加し、あわせて、「、」と「又は」などの表現を整理をいたしました。

また、今年度の人事院勧告及び熊本県人事院会勧告は、民間との比較において月例給は差が極めて小さいことから改定を行わないこととし、ボーナスについては、民間の支給割合4.46月との均衡を図るため、4.50月分を4.45月分とし、職員の期末手

当の年間の支給月数を0.05月分引き下げるもので、令和2年度は12月期の支給月数を1.30月から0.05月分引き下げ、1.25月分へと改正し、令和3年度以降は、6月期と12月期の支給月数を均等化することに伴い、条例を改正する必要があるため、それぞれ適用日が違うため、条立てで改正を行っております。

次の次のページをお開きをお願いいたします。

令和2年荅北町条例第26号、荅北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容については、新旧対照表にて説明させていただきますので、次ページの新旧対照表をお開き願います。

右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分でございます。まず、条立て第1条は、第3条第2項で規定している別表第2の改正で、職務分類の5級に会計管理者と審議員を追加し、あわせて、表記分の「、」及び「又は」等の表現を整理をいたしました。

次に、条立て第2条、次のページになります。

第2条は、期末手当の改正で、第19条第2項、第3項において、規定している支給月数を改正前は6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては、100分の130を、改正後は、100分の125に改め、0.05月分引き下げるものです。

次のページをお願いいたします。

次に、条立ての第3条の改正は、第2条で改正した期末手当の乗率100分の125を100分の127.5に改めるものです。これは、令和2年度においては6月期分が支給済みであるため、12月期分で0.5月分引き下げることになりますが、令和3年度以降は6月期分と12月期分を均等化し、それぞれ1.275月分を支給することになるためでございます。

条例本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は令和2年4月1日から適用し、第3条の規定は令和3年4月1日から施行するです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これはこの表からいくと、この主任主事3級に示されている参事、主任主事、主任技師のうち、主任主事と主任技師は、この表からいくと4級には上がれないということになっとですかね。経過として、これから一応参事になって、それから参事になってからこの4級に上がるということになるんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 一応給料表の級別ということでその級に上がるための職務分離ということでおっしゃるとおり、参事の3級、4級については、課長補佐ということになっていくということになります。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） いや、私、この主任主事、主任技師さんが、4級に、参事になることはどがんとなつとかな。

はい、終わります。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） お尋ねです。今回、審議員の職務というのが新たに改正されています。4月1日で福祉保健課のほうに審議員が配置されています。組織表の方は審議員というのがきちんと明記されていたので特に問題ないのかなとは思ってたんですが、今回の専決の中で、ここに審議員という職務そのものを明記していくというふうにされていますが、4月1日からこの専決するまでの間、この審議員におられた方はどのような給料体系の中に組み込まれるのでしょうか。ちょっと私もよくわかんないので質問いたします。

それとあと1点、これまで室長さんは管理職手当が出ていました。今回、室長をされた方が審議員のほうになられましたけれども、当然、課長補佐の中でも人事担当補佐には管理職手当が出るようになっていきます。組織表からいくと審議員の下に課長補佐というふうな位といいいますか、なっていますが、この審議員は特別にやっぱり室長同等の知識を持っておられるような方がなっていられるのかなと、私思ってたんですが、この管理職手当はもう規則のほうには出ないようになっていきますので、今回、審議員になられた方は、その分はもう管理職手当はもうはく奪というのはちょっと言葉があれですけども、もう支給しないというふうな形で、言うなれば降格というような形での対応に給料的にはなっているのか。

この2点お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） この件につきましては、昨年まで健康増進室長をしておりまして、保健師の資格を持っておりました。前年度いっぱい保健師3名のうち1名が退職をいたしました。それによりまして保健師が2名体制になるというようなことの中で、この室長、前室長からの強い申し出がありまして、管理職と保健職、専門職を兼ねることはなかなか難しいということでございまして、自分としては保健師の業務に専念をしたいという強い申し出がございました。そういった中で、私どもといたしましては、特別な相当の技術、知識を持っておられるということで、そこを審議員という位置づけを

新たに作りまして、組織規則、職の設置に関する規則につきましては、3月末までに規則の改正を行いまして、審議員という位置づけをしたわけでございますけども、この給与条例の部分の別表につきましては、はっきり申しますと、その時点で気づいて改正を行っていればよかったんですけども、それができずに今回になってしまったというようなことでございます。

それと管理職手当につきましては、当然条例の中に管理職手当の支給の条項に当たりませんので、管理職手当については支給をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 県のほうのやつは審議員になると管理職手当が出るような給与体系になっていたものですから、町のほうも審議員というのが新たに組織の中に役職が追加されたということで、この方たちにも管理職手当という形での手当が出ているのかなと思ったものですから、できれば職員の意識改革といいますか課長補佐から審議員、課長になるまでの間に、審議員という一つのポストができたというふうな非常にこれは喜ばしいことだと思います。士気を高めるためにはですね。ぜひその審議員に対する管理職手当ということも、1回検討をぜひ加えていただければと思います。

遡ってきちんとした形での審議員の給料表自体を改正するということは必要だと思いますけども、今後もそういう面も含めてちょっと検討していただければということで要望いたしときます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 今の山口議員と同等なんですけれども、以前、審議員制度が職務職階表になったとき、できたとは理解していたんですけども、ですから、当然審議員という制度はあるんだと思っていたんですけども、話し合いをもっていく中で、え、本当な、5級の中に審議員ちゅうとのなかなかということに、私も実はびっくりしたわけでございますけども、いつの時代からこの審議員という職務職階制になったときに抜けたのかなと思いますけども、もし今わかれば教えていただきたいと思いますけど。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今、高戸議員おっしゃるように、確かに職務職階制の部分で国に準じた形で、当初は審議員が入っておったかと思います。ただ、町のほうといたしましては、審議員という職がないというような状況の中で、これ私が総務課長を27年からやっておりますけども、その前の段階から審議員というものにつきましては、職の設置に関する規則、それから、この給与条例の別表からも削除されておりました。そういったことで、今回、先ほど山口議員にお答えしましたとおり、別途審議員の職が必要

だということで、改めて今回ここに加えさせていただいたということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 職務職階の当時、私もあれなんですけども、組合の役員をしていて、当然、審議員という職があるんだということで、今までずっと思ってたわけでございますけども、いつの間にかその審議員という職がなくなっていると、改めて今気づいたものですから、こういうふうな質問をさせていただきました。山口君同様、職員の意識を高めていくためには課長補佐から審議員、そして室長なり、課長になり、その職名にこだわるわけでもございませんけれども、できるならば今後うまい具合にと言ったらちょっと語弊になりますけども、審議員の取り扱いについて、いろんな考え方でこの審議員という職を活かしていただくと幸いと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第13号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第13号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第64号 苓北町地域活性化推進基金条例の制定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、議案第64号、苓北町地域活性化推進基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 議案第64号、苓北町地域活性化推進基金条例の制定について。

苓北町地域活性化推進基金条例を別紙のとおり制定することとする。

令和2年12月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。苓北町の地域活性化を推進することを目的に、都呂々ダムの運営収益の一部及び苓北町の一般財源を積立て財源とする苓北町地域活性化推進基金を

設置する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

令和２年苓北町条例第 号。

苓北町地域活性化推進基金条例（案）。

（設置）、第１条、熊本県と苓北町との共同施設である都呂々ダムの運営に当たり、施設所在地である苓北町の地域活性化を推進するため、苓北町地域活性化推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）、第２条、基金として積み立てるは、熊本県並びに苓北町それぞれ同額とし、予算の範囲内で定める。

（管理）、第３条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）、第４条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）、第５条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）、第６条、町長は、第１条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部または一部を処分することができる。

（委任）、第７条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

都呂々ダムは、簡易水道、農業用水、工業用水の利水専用の多目的ダムとして平成２年３月に完成しており、それ以降、町は都呂々ダム共同管理費として、簡易水道及び農業用水に係る分の費用を負担しております。以前から町としても都呂々ダム共同管理負担金の軽減について、熊本県企業局に要望してきており、また、議会及び予算決算特別委員会の中においても、議員の皆様方からも負担金の軽減についてご意見等がございました。これまでの熊本県企業局との継続協議の中で、共同管理費負担金については、ダム建設時の負担割合により、負担金そのものの減額は難しいとのことでありましたので、工業用水事業を含めた都呂々ダム事業収益の一部について、立地地域の活性化を目的として、熊本県企業局が２００万円を交付金として苓北町に交付し、あわせて、苓北

町も一般財源から200万円を拠出して、苓北町地域活性化推進基金に積み立て、これを財源として苓北町の地域活性化事業に充当していくことで熊本県企業局と協議が整いましたので、今回、基金の設置条例を上程するものでございます。

なお、熊本県からの200万円の交付金は、現時点では令和2年度から令和4年度までの3カ年交付を受けることとなっておりますが、その後についても継続して協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、課長の説明の中で、簡易水道、農業用水、工業用水等々の説明がありました。これ企業局とかいろいろ言葉が出てきましたけども、この条例から見ると、ただ単に熊本県と苓北町との共同施設という位置づけがなされています。今課長が説明されたような項目は、この設置目的の中に挿入すべきじゃないかというふうに思います。そうせんとこのままでいくと、熊本県と苓北町との共同施設、共同施設といえはどういうことなんですかね。共同施設じゃなかわけでしょう。施設とすれば県の施設なんでしょう、あれは。苓北町もその設置に関わる時に、何かの出資したとかそういう部分があるんですか。通常は、県と苓北町との共同施設ということであれば、持分が5・5なのか、あるいは9・1なのかわかりませんが、そういう形するのが共同施設とは違いますかね。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 共同施設のあり方についてですけれども、ダムを建設する際には、苓北町のほうも建設費の一部を負担しておりまして、その負担割合によって運営管理費というふうなところの最初のダムを建設するときの協定に基づいておりますので、管理自体は熊本県がなさっておりますけれども、施設自体は熊本県と苓北町との共有物ということになっております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 県営事業、国営事業には、当然地元負担金はありますけども、ただそれとその共同施設という意味、位置づけは違うんじゃないですかね。今おっしゃったようなことをこの中に、文言に加えてあればわかりやすいと思うわけですよ。先ほど説明のあった簡易水道、農業用水、工業用水ですか、そういうものを設置目的の中に入れて、そういうことで町の応分の負担の中で、熊本県がつくったと、その管理に当たっては、その目的に当たっては、町も農業用水とか簡易水道に使っていると。工業用水は、これは県でしようけんですね。そういう文言をこの中に書き加えるべきではない

かと、それか、この条例のほかに、何か規則か何かつくって、そういうもうちょっと詳しい部分を申し述べるとか、そういうことをしたらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 今回はダム自体は、双方の割合は違いますが、共有物というのは、熊本県のほうとも合意がなされておりますし、そのような考え方の中で位置づけがなされておりますので、それを前提として条例を作成させていただいたということにしております。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

○7番（浜口雅英君） はい。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 只今議員からいろいろ要望がありましたけれども、私自体も熊本県と苓北町との共同施設である都呂々ダムの運営にあたりというここに違和感を感じるわけですね。ちょうどこれを見た場合は、あのダムは苓北町と熊本県のじゃっかつというふうな感じを受けるわけですね。日本語の難しいところでございますけれども、もうちょっと上手なその言葉はないのでしょうかね。もうちょっと我々一般人にもわかりやすいような形がいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） ダムの建設当時の事業費について、一応共有物ということで定義がなされとる中で事業費を負担しておりますので、そして、参考までにご報告させてもらいたいと思います。

都呂々ダム全体の事業費が86億5,806万8,960円という中で、熊本県がそのうち69億5,242万9,374円、苓北町が簡易水道新規灌漑分として19.7%に当たる17億563万9,586円ということで、都呂々ダムの共同事業費ということで、そこで按分がなされておりますので、ですから、先ほど申し上げましたとおり、一応もともとは共有物と、共同施設でありますので、共有物と、管理だけは都呂々ダムが、熊本県のほうがいただいているというところで条例を規定させていただきましたので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） その内容については、浜口議員の質問の中で重々説明いただきましたので、ただ、私はこの文に、例えば、熊本県と苓北町との共同施設というのにこだわりがあったので、例えば、ここを消してしもうて都呂々ダムの運営にあたりとかいうものにせろば、我々あまりその文的に才能がない人でも、ああ都呂々ダムが運営すつとに地域活性推進するためにこういった条例をつくったんだなというのがわかるよう

な気がするわけですね。あまりにも、この条文自体が高度になり過ぎて、ちょっと下々にはわかりかねますので、そこら辺はもうちょっと訂正する必要があるんじゃないかなろうかというような言い方をしたんですが、内容はよかったですよ。内容はもう今企画政策課長がおっしゃったとおりわかりますので、その条文をもうちょっとわかりやすい方法ではできんかなというような感じです。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 両議員のこと理解する面もありますけども、この条文の作成に当たりましては、熊本県からも交付金をいただくということで、条例案自体を何回か熊本県のほうとすり合わせをして、このような位置づけでということで第1条の設置のところは規定をするということで合意を得られたのちに今回上程させてもらっておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、苓北町地域活性化推進基金条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第65号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、議案第65号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 議案第65号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和2年12月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第２６４号）による基礎控除額相当分の基準額を４３万円に引き上げる等の改正（令和３年１月１日施行）に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険税条例（昭和４０年苓北町条例第３５号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページをお願いします。右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

国民健康保険税の減額につきましては、保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、被保険者均等割額と世帯別平等割額にかかる保険税について、原則として７割、５割、２割の軽減を行っております。

第１５条第１項第１号が７割軽減、同第２号が５割軽減、同３号が２割軽減の軽減判定所得の基準を定めております。

改正の詳細につきましては、新旧対照表の後ろに添付しております補足資料、個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直しによりご説明いたしますので、そちらをご覧くださいと思います。

はじめに、１、大綱の概要としましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を現行の３３万円から４３万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金の支給を受ける者の数の合計額から１を減じた数に１０万円を乗じた金額を加えるものでございます。

その理由としましては、２、制度の内容にありますように、○１番目、令和３年１月１日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ１０万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益、つまり税額が上がるが生じないようにする必要があるためでございます。

個人所得税の見直しの内容につきましては、恐れ入ります、裏面をご覧ください。

真ん中の図にありますように、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額は、一律１０万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が１０万円引き上げられるものでございます。これに伴い、給与及び公的年金等所得者は、所得に直しますと金額が１０万円引き上げられることになります。

表面に戻っていただきまして、２、制度の内容、○２番目、このように一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方が２人以上いる世帯は、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなる。つまり税額が上がることから、その影響を遮断するため、次のとおり軽減判定措置の基準を見直しを行うものでございます。

改正後の点線囲み内が見直し後の７割軽減基準額、５割軽減基準額、２割軽減基準額の軽減判定所得の基準額になります。

今回の個人所得課税の見直しに伴い、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当部分の基準額を３３万円から４３万円に引き上げるとともに、年金給与所得者が２人以上いる世帯は、当人の担税力に変化がない場合でも、当該見直し後におきまして、軽減判定所得は世帯主、被保険者数の人数掛ける１０万円分増加する。一方、軽減判定基準は、人数に関わらず１０万円しか増額しないことから、軽減措置に該当しなくなり、税額が上がることになるため、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計額から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加え、税額が上がらないようにするものでございます。

以上が改正の概要になります。

恐れ入りますが、条例の本文のほうにお戻りをいただきたいと思います。

附則としまして、施行期日、第１項、この条例は、令和３年１月１日から施行する。

適用区分、第２項、この条例による改正後の苓北町国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第６５号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６５号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい

ては原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第 5 議案第 6 6 号 苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
について**

○議長（錦戸俊春君） 日程第 5、議案第 6 6 号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第 6 6 号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和 2 年 1 2 月 8 日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年苓北町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

内容につきましてご説明いたしますので、次のページにあります苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分となります。

租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正を踏まえ、地方税法等の一部改正が行われたことにより、延滞金の割合の特例の規定中、特例基準割合が延滞金特例基準割合に改められたことに伴いまして、条文内容が変更となっております。今回の条例の一部改正につきましては、用語の見直しのみでございます。

条例（案）本文の 2 ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 6 議案第 67 号 苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 6、議案第 67 号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第 67 号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和 2 年 12 月 8 日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。

苓北町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町介護保険条例（平成 12 年苓北町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

内容につきましてご説明をいたしますので、恐れ入りますが、この次のページにあります苓北町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。お願いします。ここに示しておりますとおり、右側が改正前、左側が改正後で、下線の部分が改正部分となります。

附則の第 2 条に係る分の箇所でございます。租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正を踏まえ、地方税法等の一部改正が行われたことにより、延滞金の割合の特例の規定中、特例基準割合が延滞金特例基準割合に改められたことに伴いまして、条文内容が変更となっております。今回の条例の一部改正につきましては、用語の見直しのみでございます。

恐れ入ります。また 1 ページ、お戻りをお願いいたします。

附則、この条例は、令和３年１月１日から施行する。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第６７号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６７号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第７ 議案第６８号 苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第７、議案第６８号、苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議案第６８号、苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について。

苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和２年１２月８日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。特定公共賃貸住宅の入居者の居住の確保及び安定を引き続き図る必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町特定公共賃貸住宅管理条例（平成１３年苓北町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「、当該特貸住宅の管理開始後２０年間を限度として」を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

特定公共賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づき、中堅所得者等に対して優良な賃貸住宅の供給を促進することを目的として、家賃については、近傍同士の家賃と均衡を失しないこととされております。

苓北町の特定公共賃貸住宅は、平成13年4月に管理を開始しました城下の柵の水団地2棟4戸でございます。苓北町特定公共賃貸住宅管理条例では、第12条第1項で家賃の決定について、また、第14条では、家賃の減額について定めがあり、当該住宅の管理開始後20年間を限度として家賃の減額ができると規定されていますけれども、20年計画の令和3年4月からは、本来家賃を徴収することとなる条例になっております。

柵の水住宅の本来家賃は6万5,000円でございますが、管理開始当初から入居者の居住の安定を図るため、減額措置を行いまして、所得に応じて入居者負担金として4万5,000円と5万円をいただいております。現在の入居者4世帯、全て4万5,000円でございます。

そして、現在の近隣における民間賃貸住宅の家賃は4万5,000円から5万円の相場でございます。

以上の状況から、今後も入居者の居住の確保及び安定を図るために、引き続き家賃の減額が必要と考えられるため、所要の改正を提案いたすものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、苓北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

ここで11時5分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時51分

再開 午前 11 時 04 分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第 8 議案第 69 号 令和 2 年度苓北町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 8、議案第 69 号、令和 2 年度苓北町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第 69 号、令和 2 年度苓北町一般会計補正予算（第 7 号）（案）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,795 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61 億 2,141 万 1,000 円とするものでございます。

今回の補正予算は、普通交付税及び臨時財政対策債等の歳入の確定によるもの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関係事業費、河川及び港湾施設ほか災害復旧事業による各事業費の増額が主なものでございます。

なお、内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 議案第 69 号、令和 2 年度苓北町一般会計補正予算（第 7 号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 4,795 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、61 億 2,141 万 1,000 円とするものでございます。

5 ページをお願いします。

第 2 表、債務負担行為補正。

1、追加で、苓北町斎場管理運営業務、期間、令和 3 年度から令和 5 年度、限度額 1,065 万円と協定書により発生した額。苓北町老人福祉センター管理運営業務、期間、令和 3 年度から令和 5 年度、限度額 3,795 万円と協定書により発生した額。苓北町温泉センター及び温泉自動販売機管理運営業務、期間、令和 3 年度から令和 5 年度、限度額 7,425 万 6,000 円と協定書により発生した額。苓北町町民総合センター等管理運営業務、期間、令和 3 年度から令和 5 年度、限度額 5,469 万 6,000 円と協定書により発生した額でございます。

6 ページをお願いします。

第3表、地方債の補正です。

1、追加で、緊急自然災害防止対策事業債、緊急自然対策防止対策事業で760万円、災害復旧事業債、港湾施設災害復旧事業で730万円を追加するものでございます。

次に、2、変更です。公共事業等債、町道改良事業で60万円を減額し、限度額を320万円に、町道舗装事業で360万円を減額し、限度額を460万円に、橋梁点検・補修事業で240万円を減額し、限度額を1,120万円に、災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業で70万円を増額し、限度額を7,910万円に、農地等災害復旧事業で80万円を増額し、限度額を220万円に、臨時財政対策債、臨時財政対策債で1,138万3,000円を増額し、限度額を1億6,138万3,000円にそれぞれ変更するものです。

9 ページをお願いします。

歳入です。

款10 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税、節1 地方交付税は、普通交付税の交付額が確定したことによる8,253万2,000円の増額です。

10 ページをお願いします。

款13 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、節1 富岡港船客待合所使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響による使用料減免に係る本年10月から来年3月分までの富岡港船客待合所施設使用料22万9,000円の減額、節3 町有地使用料は、都呂々地区風力発電事業に係る金井の森の町有地行政財産使用料4万9,000円の増額です。

目4 商工使用料、節1 商工使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う使用料減免に係る10月から3月分までの物産館施設使用料33万円の減額です。

11 ページをお願いします。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節1 社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金は、障がい者の施設入所者3名増に伴う410万2,000円の増額、障害児施設給付費国庫負担金は、放課後等デイサービス利用日数等の増により50万円の増額です。なお、国庫負担割合はどちらも2分の1です。

目3 災害復旧費国庫負担金、節1 公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、町河川岩井川災害復旧事業に伴う153万4,000円の増額。

節2 港湾施設災害復旧費国庫負担金は、都呂々港湾施設災害復旧事業に伴う1,467万4,000円の増額です。

12 ページをお願いします。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節6 新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応として関係各事業に充当する臨時交付金 9 1 3 万 5, 0 0 0 円の増額。

目 2 民生費国庫補助金、節 1 社会福祉費補助金は、障害福祉サービス関連システム改修に係る障害者自立支援給付審査支払等システム事業国庫補助金 4 3 万 5, 0 0 0 円の増額です。

目 4 土木費国庫補助金、節 1 道路橋梁費補助金は、国の交付金及び補助金内示に伴い、社会資本整備総合交付金（町道改良事業）で 6 9 万円の減額。同じく、社会資本整備総合交付金（町道舗装事業）で 4 1 3 万 1, 0 0 0 円の減額。道路メンテナンス事業国庫補助金で 3 7 6 万円の減額です。

目 6 教育費国庫補助金、節 3 学校教育費国庫補助金、学校臨時休業対策費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大による本年 4 月分の学校臨時休業違約金の支払いが不要となったことに伴い、1 1 万 6, 0 0 0 円の減額。学校保健特別対策事業費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための対策費として、町内小中学校 5 校掛ける 5 0 万円の計 2 5 0 万円の増額です。

1 3 ページをお願いします。

項 3 委託金、目 2 民生費国庫委託金、節 1 国民年金事務委託金は、平成 3 0 年及び令和 2 年の税制改正に伴うシステム改修費に係る事務委託金 6 7 万 6, 0 0 0 円の増額、年金生活者支援給付金支給業務事務委託金の年金生活者支援給付金支給業務のシステム改修に係る事務委託金 1 9 万 8, 0 0 0 円の増額です。なお、補助率はどちらも 1 0 分の 1 0 です。

1 4 ページをお願いします。

款 1 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費県負担金は、障がい者の施設入所者 3 名増に伴う 2 0 5 万 1, 0 0 0 円の増額、障害児施設給付費県負担金は、放課後等デイサービス利用日数等の増に伴い、2 5 万円の増額です。なお、県負担割合はどちらも 4 分の 1 です。

1 5 ページをお願いします。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務費補助金、土地利用規制等対策費交付金は、交付額の確定により 3, 0 0 0 円の減額、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、商工業事業者への感染防止対策事業及び観光施設トイレ照明を人感センサーへの交換等への事業に対する熊本県の総合交付金 4 5 5 万 3, 0 0 0 円の増額。苓北町地域活性化等交付金 2 0 0 万円の増額は、議案第 6 4 号でご審議いただきました、苓北町地域活性化推進基金に都呂々ダムの収益の一部について熊本県から交付を受け、積み立てるものです。

目 2 民生費県補助金、節 1 社会福祉費補助金、放課後等デイサービス支援事業補助金

(臨時休業対応分)は、新型コロナウイルス感染症拡大により、本年3月分の学校臨時休業に伴う5万2,000円の増額。

節3児童福祉費補助金、熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金補助金は、新型コロナウイルス関連事業の給付金の事務費として4,000円の増額。

目4農林水産業費県補助金、節2農業費補助金は、補助金確定により中山間地域等直接支払事業補助金ほか2つの補助金、合計で99万2,000円の減額。

目8災害復旧費県補助金、節1農林水産施設等災害復旧費補助金、農地等災害復旧費補助金は、年柄地区頭首工護岸災害復旧工事の復旧工法変更に伴い、148万9,000円の増額です。

16ページをお願いします。

項3県委託金、目1総務費県委託金、節4統計調査費委託金は、委託金の確定により、国勢調査委託金と経済センサス活動調査委託金をあわせて7,000円の減額。

目2民生費県委託金、節1社会福祉費委託金、障害者手当等事務(県権限移譲事務)交付金1,000円の増額から、飛びまして、下のほうの目6土木費県委託費、節1港湾費委託金の海岸保全区域占用料徴収事務(県権限移譲事務)交付金7万1,000円の減額まで熊本県の権限移譲事務交付金の確定により、各事務に係る委託金の増額及び減額となります。

17ページをお願いします。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入は、都呂々地区風力発電事業に係る金井の森の町有地に係る普通財産の貸付料5万6,000円の増額、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金、地域活性化推進事業基金預金利子1,000円の増額です。

18ページをお願いします。

款17寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金は、ふるさとづくり寄附金の収入見込額として300万円の増額です。

19ページをお願いします。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1減債基金繰入金、節1減債基金繰入金は、減債基金からの取り崩しを行わないこととしたことにより、400万円の減額です。

20ページをお願いします。

款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節2雑入は、社会保険料等については、教育委員会ほかの4件は、会計年度任用職員の今後の見込額による金額を計上しております。コミュニティ助成事業助成金は、一般財団法人自治総合センターから今年度の追加採択予定となった坂瀬川和田地区自治会へのエアコン整備費として180万円の増額。町有物件災害共済金は、落雷による役場庁舎中央制御盤等修繕に係る災害共済金85万7,

〇〇〇円の増額。収入証紙売りさばき料は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う旅券申請受付件数の減により、１１万円の減額です。旧都呂々中学校特別棟電気・上下水道使用料は、本年度の収入見込みにより８万円の増額。新ふれあい館電気・上下水道使用料は、苓北町社会福祉協議会の事務所が新ふれあい館から保健センターに移転したことに伴い、１７万９,０００円の減額。森林整備地域活動支援交付金返還金は、平成２４年度及び平成２５年度の交付金における間伐事業未実施分の精算に伴う天草市地域森林組合からの返還金１４３万７,０００円の増額です。後期高齢者医療広域連合負担金返還金（特別会計・療養給付費分）は、令和元年度の精算返還金５６８万９,０００円の増額。保健センター電気・上下水道使用料は、収入見込み増により、６４万円の増額です。障害者自立支援介護給付費返還金１８万円は、令和元年度分の障害者福祉サービス費の返還金として施設から受け入れをするものです。

目２過年度収入、節３民生費国庫負担金過年度収入３９万５,０００円と、節４民生費県負担金過年度収入の３７万８,０００円の増額は、子どものための教育・保育給付費について、令和元年度の実績に基づき、過年度収入として国庫及び熊本県からそれぞれの分を増額するものです。

２１ページをお願いします。

款２１町債、項１町債、目２農林水産業債、節１水産業債（緊急自然災害防止対策事業債）緊急自然対策防止対策事業は、本年９月の台風９号による越波により、坂瀬川漁港（和田）が浸水し、漁具倉庫等が被災を受けたことに伴い、護岸かさ上げ工事が必要となったため、７６０万円の増額です。なお、この起債の充当率は１００％で、交付税措置率は７０％です。

目４土木債、節１道路橋梁債は、社会資本整備交付金及び補助金内示に伴い、公共事業等債の町道改良事業で６０万円の減額、町道舗装事業で３６０万円の減額、橋梁点検補修事業で２４０万円の減額です。

目６災害復旧事業債、節１公共土木施設災害復旧事業債は、町河川岩井川の災害復旧事業に伴う７０万円の増額。

説２農林水産施設災害復旧事業債は、年柄地区頭首工護岸の災害復旧工事の復旧工法変更に伴う８０万円の増額。

節４港湾施設災害復旧事業債は、都呂々港湾施設の護岸起伏ブロックの災害復旧事業に伴う７３０万円の増額です。

目７臨時財政対策債、節１臨時財政対策債は、臨時財政対策債借入可能額の確定に伴い、１,１３８万３,０００円の増額です。

２２ページをお願いします。

歳出です。

款１議会費、項１議会費、目１議会費、節４共済費は、職員の共済費５万８,０００円の増額。

節９旅費の普通旅費の５万円と議員費用弁償１４５万円の減額、並びに節１１需用費の食糧費１０万円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止による大会や会議研修等の中止による減額です。修繕料は、議会議場の設備故障に伴う修繕料として１０万円の増額。

節１３委託料は、議会定例会の時間数の増と臨時会開催増に伴う会議録作成委託料３０万円の増額です。

２３ページをお願いします。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節２給料から節４共済費までは、職員の人事異動及び期末手当支給率の減等に伴う人件費の補正です。なお、以降の人件費につきましては、説明を省略させていただきたいと思います

節８報償費のふるさとづくり寄附謝礼金１２０万円と節１２の役務費、ウェブサイト掲載等手数料１５万６,０００円及び節１３委託料のふるさとづくり寄附金受付等業務委託料３６万３,０００円の増額は、歳入のふるさとづくり寄附金３００万円増に伴う各歳出費目の増額です。

節１１需用費は、庁用車の燃料代が安くなったことによる燃料費１５万９,０００円の減額。

節２５積立金は、寄附金の増に伴う苓北ふるさとづくり応援基金積立３００万円の増額、財政調整基金積立は、今後の財政運営に備えるための６,２６３万２,０００円の増額、地域活性化推進基金積立は、熊本県からの交付金２００万円と町の一般財源２００万円をあわせた４００万円を積立及び同基金の利子積立としまして１,０００円の増額です。

２４ページをお願いします。

節２６寄附金、熊本豪雨災害義援金は、義援金の寄附予定２６自治体のうち、３つの自治体から人的被害及び大きな災害もなかったということで義援金の辞退の申し出がありましたので、その３自治体分掛ける１０万円の３０万円の減額です。

目２文書広報費、節１１需用費、消耗品費は、庁舎内文書保存箱購入費として２４万２,０００円の増額。

節１３委託料は、空き家バンク制度のホームページ用に新たに事業所紹介ページの作成や情報ホーム等改修のため、ホームページ改修委託料として１３万９,０００円の増額です。

節１８備品購入費は、文書管理用整理ラック及びそのラックの固定用ベースプレートの購入費として１２６万７,０００円の増額です。

目４会計管理費の節２給料から節４共済費までは、人件費の補正。

目５財産管理費は、財源区分の変更です。

目６企画費、節３職員手当等から、次のページお開きいただいて２５ページの節４共済費までは、人件費に係る補正。

節１２役務費は、土地利用規制等対策費交付金確定に伴う後納郵便代２，０００円の減額。

節１３委託料は、物産館駐車場に設置している電気自動車の急速充電器の２月分と３月分に係る保守料２万２，０００円の増額、節１９負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業補助金１８０万円は、一般財団法人自治総合センターからの追加採択を受けた坂瀬川和田地区自治会へのエアコン整備費補助として１８０万円の増額です。地方バス関連の補助金は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛等により、利用者が減少したことにより、通常の地方バス運行補助金を８４万２，０００円減額し、公共交通応援事業補助金（地方バス）として、新型コロナウイルスの影響分として４２６万２，０００円を追加するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

目８諸費、節１１需用費、外灯修繕料は、台風による建て替え及び水銀灯からＬＥＤへの変更及び球替え等の費用として１３５万円の増額。

目１０交通安全対策費、節１１需用費は、紺屋町バス停のテント張り替え修繕料として１１万円の増額。

目１２庁舎管理費、節１１需用費は、落雷による役場庁舎中央制御盤及び庁舎のエアコン室外機等の修繕料として７９万８，０００円の増額。

節１３委託料は、役場空調設備点検委託料４０万５，０００円の増額。

節１８備品購入費は、役場庁舎内の清掃用掃除機４台の購入費として１５万９，０００円の増額です。

２６ページをお願いします。

目１３電算システム管理費、節１１需用費、消耗品費は、今年度の支出残の見込みにより５万円の減額。印刷製本費は、納付書等送付のための窓空き封筒印刷代及びコンビニ納付のためのキャッシュレス化に対応するための納税通知書、各種税料金納付書の変更の印刷代として１１５万円の増額です。

節１３委託料は、基幹業務電算システム更新委託料１０万円の減額。システム改修委託料１２万５，０００円の減額は、内訳としまして、コンビニキャッシュレス化収納対応に伴う、住民情報システム改修分を１００万円減額し、法改正に伴う国民年金システム改修分を８７万５，０００円増額しました差し引きとして１２万５，０００円の減額です。内部情報システム運用支援業務委託料は、委託料の確定により、１０万円の減額。

収納代行サービス導入委託料は、コンビニ納付による収納代行事業者へサービス代行に係る事務委託料として１０万円の増額です。

目１４情報化推進費、節１３委託料は、告知端末サービス及び町民へ提供するインターネット接続サービスの光ネットワークコアスイッチ更新業務のシステム改修委託料として４７８万５,０００円の増額です。

２７ページをお願いします。

項２徴税費、目１税務総務費の節２給料から節４共済費までは、人件費の補正です。

２８ページをお願いします。

項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費、節２給料から節４共済費は、人件費の補正です。

節１４使用料及び賃借料は、マイナンバーカードオンライン申請補助端末を年明けの１月から１台追加することに伴うシステムリース料２万７,０００円の増額です。

２９ページをお願いします。

項５統計調査費、目２指定統計費は、経済センサス活動調査及び国勢調査費の県の委託金確定に伴う、精算見込額により、節１報酬から節１３委託料までの増額及び減額をあわせまして１万２,０００円の減額です。

３０ページをお願いします。

項６監査委員費、目１監査委員費、節１報酬の監査委員報酬１５万円の減額から、節１９負担金補助及び交付金の研修会等参加負担金２万４,０００円までの減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止による会議や研修会等が中止となったため、監査委員費合計で４７万４,０００円の減額です。

３１ページをお願いします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節２給料は、人件費の補正。

節２８繰出金、国民健康保険特別会計繰出金（事務費分）は、国保の調整交付金システム改修等に係る９万円の増額です。

目３老人福祉センター費、節１１需用費は、ろ過循環ポンプ修繕料として２５万円の増額。

目５後期高齢者医療費、節２８繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費分）は、住民税の基礎控除等の税制改正に伴う電算システム改修に係る４６万７,０００円の増額です。

目６障害福祉費、節１３委託料、システム改修委託料は、障害福祉サービス関連システム改修に係る１００万円の増額。

節２０扶助費、障害者自立支援給付費は、障害者の施設入所者３名増に伴う介護給付費８２０万４,０００円の増額。障害児施設給付費は、放課後等デイサービスの利用日

数等の増に伴い１００万円の増額です。

節２３償還金利子及び割引料は、令和元年度の各事業費の確定に伴い、障害児入所給費等国庫負担金返還金４万１,０００円から、次のページの３２ページの障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金５６万３,０００円の増額まで、合計で７件で２７４万５,０００円の増額です。

目７新ふれあい館管理費、節１１需用費は、社会福祉協議会が保健センターに移転したことによる電気料３万２,０００円の減額です。

３３ページをお願いします。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節１９負担金補助及び交付金は、障がい児数の増により、特別保育事業（障がい児保育事業）補助金５８万５,０００円の増額。

節２３償還金利子及び割引料は、保育所関係補助金等国庫返還金確定に伴い、１４万２,０００円の増額です。

３４ページをお願いします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費の節２の給料から節４共済費までは、人件費に係る補正。

目２予防費、節１３委託料、予防接種委託料（インフルエンザ）は、予防接種者数の増の見込みにより、２６６万円の増額。

節１９負担金補助及び交付金、抗原検査キット購入支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症対策分として、２つの医療機関掛ける５０万円の１００万円の増額。定期予防接種補助金は、里帰りで県外の医療機関で接種された方に対する２万６,０００円の増額です。

目３環境衛生費、節２８繰出金、水道特別会計繰出金（事務費分）は、職員の児童手当に係る事務費分１８万円の増額。下水道特別会計繰出金（事務費分）は、処理場等維持管理費委託料及び電気料が減額となる見込みですので、３５３万６,０００円の減額。

目６保健センター費、節１１需用費は、保健センター事務室の照明の修繕料として１７万１,０００円の増額です。

３５ページをお願いします。

項２清掃費、目１清掃総務費の節２給料から節４共済費までは、人件費に係る補正。

目２塵芥処理費は、財源区分の変更による補正です。

３６ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費の節２給料から節４共済費までは、人件費の補正。

目３農業振興費、節８報償費、イノシシ駆除謝金は、捕獲実績見込みの増による４０万円の増額。

節 1 9 負担金補助及び交付金、中山間地域等直接支払交付金は、対象面積の変更及び新規集落の追加に伴い、9 万 3, 0 0 0 円の増額。イノシシ等有害鳥獣防除施設補助金は、申請見込み数の増に伴い、2 7 万 5, 0 0 0 円の増額。長寿命化支払補助金は、多面的機能支払交付金事業の算定圧縮率が変更になったことに伴い、9 1 万 4, 0 0 0 円の増額。強い農業・担い手づくり総合支援事業交付金は、事業が不採択となったため 1 7 3 万 9, 0 0 0 円の全額減額です。

目 4 畜産業費、節 1 9 負担金補助及び交付金、郡畜産共進会負担金は、畜産共進会が中止となったことにより、4 万 8, 0 0 0 円の減額です。

3 7 ページをお願いします。

目 6 農業経営基盤強化促進対策事業費、節 1 9 負担金補助及び交付金、農地有効利用補助金（単独）は、申請件数の増により 9 2 万 1, 0 0 0 円の増額です。

3 8 ページをお願いします。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 1 9 負担金補助及び交付金、林業技術者普及協議会負担金は、1, 0 0 0 円の増額。

節 2 3 償還金利子及び割引料、森林整備地域活動支援交付金返還金は、平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度交付金における間伐事業未実施分の精算に伴う、天草地域森林組合からの返還金のうち、熊本県に返還する、返還金 1 0 7 万 8, 0 0 0 円の増額です。

目 3 治山事業費、節 1 9 負担金補助及び交付金、県治山林道協会負担金は、事業実績による事業費割の特別会費に係る 1 0 万 4, 0 0 0 円の減額です。

3 9 ページをお願いします。

項 3 水産業費、目 1 水産業振興費、節 4 共済費は、人件費の補正。

目 3 漁港建設費、節 3 職員手当等も人件費の補正による 1 6 万円の減額。

節 1 5 工事請負費は、坂瀬川の和田漁港の護岸嵩上げ工事の新規計上による 7 7 0 万円の増額です。

4 0 ページをお願いします。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費、節 2 給料は、人件費の補正。

目 2 商工業振興費、節 1 1 需用費は、物産館トイレ照明を新型コロナウイルス感染対策のために人感センサーに取り替えるための修繕料 2 3 万 8, 0 0 0 円の増額。

節 1 9 負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス対策商工業事業者利子補給費補助金は、利子補給申請見込額の増により、1 2 万 5, 0 0 0 円の増額。苓北町感染防止対策事業補助金（商工業）は、新たに飲食店等への感染症対策事業費としての 1 0 件分として 1 0 0 万円の増額です。

目 3 観光費、節 1 1 需用費は、富岡海水浴場トイレほか 4 施設の観光施設トイレ照明を新型コロナウイルス感染対策のため、人感センサーに取り替えるための修繕料として

75万円の増額です。

目4温泉センター管理費、節11需用費は、温泉センターオイルタンクの液面計取り替えの修繕料として34万1,000円の増額。

節13委託料、温泉センター指定管理委託料は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用者の制限等により4月分から10月分の減収となった収益に対するリスク分負担分及び4月から9月までの上半期における燃料価格高騰に伴うリスク分負担分として、合計で556万4,000円の増額です。なお、財源の一部に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

目5富岡城公園管理費、節11需用費は、歴史資料館にあるAEDのパッド及びバッテリー交換のための消耗品費6万円の増額です。

41ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費は、人件費に係る補正。

目2道路維持費、節11需用費は、町道の維持補修費として、濁淵線以下6路線、450万円の増額。

節18備品購入費は、町道維持管理用としてタイヤショベル1台及びコンクリート吊りクランプ1個の購入費として500万8,000円の増額です。なお、タイヤショベル購入につきましては、申請が認められましたので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

目3道路新設改良費は、国の社会資本整備総合交付金の内示額の減額に伴う財源区分の変更です。

目4道路舗装費も国の社会資本整備総合交付金内示額の減額に伴い、節15工事請負費の舗装工事826万2,000円の減額。

目5橋梁維持費、節13委託料も、道路メンテナンス事業国庫補助金内示額の減額に伴い、節13委託料の測量設計委託料728万円の減額及び節15工事請負費は、社会資本整備総合交付金から道路メンテナンス事業に国庫補助金が振り替えられたことによる44万6,000円の増額です。

42ページをお願いします。

目6国県道整備促進費、節19負担金補助及び交付金は、県道坂瀬川御領線の追加事業として800万円の15%に係る負担金120万円の増額です。

43ページをお願いします。

項3河川費、目1河川総務費は、財源区分の変更です。

44ページをお願いします。

項4港湾費、目1港湾管理費、節11需用費は、都呂々港湾のさぶたの修繕料として12万4,000円の増額です。

４５ページをお願いします。

項５住宅費、目１住宅管理費の節２給料１４万２,０００円の増額と、節３職員手当等９６万円の減額は、人件費に係る補正。

節１１需用費は、台風による各町営住宅の修繕料及び一般住宅駐車場舗装等の修繕料として７６万円の増額です。

４６ページをお願いします。

款８消防費、項１消防費、目２非常備消防費、節８報償費は、消防功労金支給確定による１１０万円の減額。

節９旅費の１６５万１,０００円と節１１需用費の食糧費３６万９,０００円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種の訓練及び意見交換会等を中止したことによる減額となります。

目３消防施設費、節１１需用費は、防災行政無線尾越中継局の送信ユニットの修繕料として３０万円の増額。

目４災害対策費は、新型コロナウイルス感染症対策として、各避難所用整備品の入札残により、節１１需用費、消耗品費で１５０万６,０００円及び節１８備品購入費で７３６万２,０００円の減額となっております。

４７ページをお願いします。

款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費の節２給料から節４共済費までは、人件費に係る補正による減額。

節１１需用費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、学校保健特別対策事業として、消耗品費２０万円及び小中学校の蛇口取り替え修繕料４７万８,０００円の増額。

節１２役務費は、小中学校５校分の情報通信回線使用料１３万７,０００円の増額。

節１８備品購入費の７５３万３,０００円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、学校保健特別対策事業としてプロジェクター及び授業用ディスプレイのほか、備品購入費の増額。ＧＩＧＡスクール１,００３万６,０００円の減額は、タブレット等の購入の入札残による減額です。

節１９負担金補助及び交付金は、苓北中学校の修学旅行が関西方面に予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、旅行先を変更して実施することに伴い、旅行費用の２０％相当分のキャンセル料が追加費用として生じることとなったため、８４万５,０００円を計上するものです。なお、参加予定生徒は５８名で、今回生じる８４万５,０００円の支出につきましては、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を熊本県と苓北町でそれぞれ２分の１負担し、２分の１ずつ充当いたします。

４８ページをお願いします。

項２小学校費、目１学校管理費、節４共済費、社会保険料等は、会計年度任用職員の

学校主事及び小学校英語活動指導者の今後の社会保険料等の見込みにより、20万5,000円の増額。

節11 需用費、消耗品費は、6万1,000円の増額。図書購入費は、人権教育読本及び教師用教科書、並びに指導教科書等の購入費23万6,000円の増額。電気料は、志岐小学校及び富岡小学校の電気料増により55万円の増額です。

備品購入費は、教材備品の6万1,000円の減額です。

49ページをお願いします。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節3 職員手当等、期末手当（会計年度任用職員）は、英語指導コーディネーターの勤務日数が増となったことによる1万7,000円の増額。

節4 共済費は、学校主事の社会保険料等3万円の増額。

節11 需用費の電気料は、旧都呂々中学校内事業所の使用増により8万円の増額。修繕料は、苓北中学校教室床及び旧都呂々中学校体育館ほかの修繕料として197万2,000円の増額です。

50ページをお願いします。

項4 社会教育費、目2 公民館費、節11 需用費は、坂瀬川公民館ほか各公民館の避難所開設時の新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策も含めて、換気扇及び網戸等の修繕料153万円の増額で、国及び県の新型コロナウイルス感染症対応地方交付金を充当します。

目3 社会教育施設費、節11 需用費は、温泉プールのサウナ及び男子シャワー施設の修繕料として30万8,000円の増額。

節13 委託料の苓北町町民総合センター等管理委託料115万9,000円と、苓北町温泉プール管理委託料90万2,000円の増額は、温泉センターと同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用者の制限等により、4月から10月分の減収となった収益に対するリスク分担分としての増額です。なお、財源の一部に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

節18 備品購入費は、麟泉運動公園及び坂瀬川地区総合グラウンド用プラスチックベンチ及びワイヤレスマイク受信機、非接触型検温、消毒器等の購入費として、合わせて153万1,000円の増額で、国及び県の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2分の1ずつ充当いたします。

目4 文化財保護費、節11 需用費は、富岡城大手門跡整備寄附者の標柱の設置及び大手門広場境界地整備の修繕料61万4,000円の増額。

目5 志岐集会所管理費、節11 需用費は、ホールの舞台の引割幕及び中会議室のブラインド等の修繕料176万6,000円の増額です。

51ページをお願いします。

項５保健体育費、目２学校給食費、節２給料２０万８,０００円と、節３職員手当等５６万８,０００円の減額は、人件費に係る補正。

節１８備品購入費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、厨房用のエアコン及びルームエアコン、並びに食缶等の衛生対策として、食材保温・保冷対応角型２０缶の購入費として、合わせて５１３万５,０００円の増額です。

節２２補償補填及び賠償金は、本年４月分の学校臨時休業違約金の支払いが不要となったことによる、学校臨時休業違約金現年度分１５万４,０００円の減額です。

５２ページをお願いします。

款１０災害復旧費、項１農林水産業施設災害復旧費、目１農業用施設災害復旧費、節１５工事請負費は、年柄地区頭首工隣接護岸の災害復旧工事の復旧工法変更に伴う２７９万円の増額です。

５３ページをお願いします。

公共土木施設災害復旧費、目１河川等災害復旧費、節１５工事請負費は、町河川岩井川災害復旧工事費２８０万円の増額。

目２港湾施設災害復旧費、節１５工事請負費は、都呂々港湾施設の護岸起伏ブロック災害復旧工事費として２,４００万円の増額です。

５４ページをお願いします。

款１１公債費、項１公債費、目１公債費は、減災基金の取り崩しを行わないこととしたことによる財源区分の変更です。

以上で、令和２年度苓北町一般会計補正予算（第７号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、お手元に１２月３日現在の朝方お配りしておりますけれども、新型コロナウイルス関連事業のうち、特別定額給付金事業等の国の３つの事業と、町が国から交付を受ける新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、住民の方々に直接的に関係する事業１８事業についてその執行状況をまとめた資料をお配りしております。

また、今回の補正予算に計上しております新型コロナウイルス抗原検査キット購入支援事業補助金交付要綱（案）及び新型コロナウイルス感染症防止対策事業補助金交付要綱（案）についても参考資料としてお配りしております。

以上で説明を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

ここで、昼食のため午後１時まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前１１時５７分

再開 午後 ０時５７分

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これから、一般会計補正予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口議員。

○7番（浜口雅英君） まず、12ページと、51ページに学校臨時休業という言葉がついてあつてですけども、前もお尋ねしましたが、休業と休校とどう違うのか。前も何か笑いでごまかされて、結局、結論は何も出ないままになっています。本来、休業ちゅうのは、学校の先生方の言葉であつて、全部休校に統一すべきじゃないのかと思います。

それから、41ページで今回新たにタイヤシャベルを購入されるということで、それでタイヤシャベルの作業は、主として大体山間部になろうかと思うわけですね。集落の中ではあんまりそういうタイヤシャベルが活動する場はないと。となってくれば、山側のほうの泥を削る場合と、泥を削るというか、路面に落ちた泥を取り除く場合と、路肩に盛り上がった分を削るという場合もあるかと思いますがね。路肩部分のときは十分注意されて、車体自体も結構重さがあるかと思いますが、くれぐれも下に落ちないような管理人といいますか、監視人といいますか、付けて安全に万全を期してほしいと思います。やはり人力じゃなくて、機械でしていかと何百キロもある道路の維持管理は難しいと思います。

それから、42ページでこれは一般論の話ですが、国県道の坂瀬川御領線の負担金という説明でしたけども、ほかにも、道路新設、国県道の新設じゃなくても、国県道の維持管理も、特に度々問題提起しております。側溝の蓋なりとかは結構あります。私、知事直行便で県道44号の蓋鳴りがひどいという、二江は全然違うやっかという指摘をしました。したら、44号は木材を打ち込んで動きを止めてある。ところが、二江は側溝をやりかえましたですね。それであれはやっぱ政治力の違いがあるんでしょうか。天草市長さんと苓北町長さんと、どうもそこら辺が、どうして二江ができて苓北ができないのか。そういう気がしますので、併せてそういう話も、担当職員にでも直接知事が一番いいわけですが、そういう話もあっているということを伝えてほしいと思います。

それから、46ページで消防費があがっているわけですけど、あれはホース格納箱は非常備消防になるんですか、それとも消防施設になるんですか。

それから、50ページで志岐集会所の修繕料が出ています。何か中会議室がどうのこうのでしたけども、これは今度外壁修繕のときにはわからなかったのか。もしそのときわかっとならば外壁修繕と一緒に、一式の中ですれば経費とか何とか、諸経費とか何とかそういう部分が安くついたんじゃないかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼いたします。

すみません、前回から説明のほうがなかなかうまくいっておりませんが、ここでは、文科省及び熊本県教委から来ました、臨時休業、その中にも臨時休業（休校）というふうな書き方の文書が来ているわけですが、その中で臨時休業という形で、その名称をそのまんま取り組んでいただいているという形になります。よろしゅうございますでしょうか。

○7番（浜口雅英君） 説明になっとらんやかな。どがん違うとですかという話です。

○教育長（濱崎敏和君） 臨時休業の場合は、先生方は来ております。休校という場合は、大体が学校そのものを閉鎖するという形ですが、ただ、この場合の臨時でございまして、この前も説明申し上げましたように、学年末休業、学年始め休業、夏季休業というふうな言い方をします。学年末、年末年始の休業と使う場合には先生方も来ません。ですから、そこら辺の使い方としては、非常に入り混じった状態が実際上行われているということで理解し難い面もおありかとは思いますが、そのように一応、私ども文書に基づいたそういう形での表記をここでもさせていただいていると。そういう形でご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 41ページのタイヤショベル購入でございます。議員おっしゃいますとおり、運用には十分安全面に気を付けて運用させていただきたいと思っております。

続きまして、42ページの関連してのご質問でございますけども、国道44号の蓋鳴り等につきましては、もう県に要望したいと予定をしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 消火栓ボックスについてのお尋ねがございました。

消火栓ボックスにつきましては、消防施設費ということになります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 50ページの修繕料の内容でございます。内容といたしましては、舞台の幕を全面改修で116万2,000円、LEDで28万2,000円、中会議室等のブラインドがちょっと老朽化で壊れていますので、その補修で32万2,000円で、合計の176万6,000円でございます。

志岐集会所等の改修工事いたしましたのは外壁のほうの雨水対策、雨漏り対策でした

ので、今回は別ということで、中の部分の老朽化分を修繕するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、50ページですが、確かに課長の説明のとおり、外壁の工事だということは理解しております。これは外壁工事1億何千万円もかけて工事をするならば、集会所を全体的に見て、それでこの際、一緒にすべきものがあれば一緒にやったらどうかということは、私だけでなく何人かの議員も指摘していたと思います。それをそうじゃなくて、いやそうじゃないんです、そうじゃないんですということを押し通してしまって工事をやった。それでその後、何カ月もしないうちにこういうことが出てくる。このことなんです、私が言ったのは。もしかしたら、今度は、今年度中にまた舞台の音響施設の修繕とか何とかも出すんじゃないんですか。ちゃんともうちょっと慎重にやってくださいよ。あなたのお金じゃないんだ。税金なんです。税金の有効活用ということで、ちゃんとやってください。

それから、県道44号の県への要望は、行政の一番得意な回答の仕方、ですから、そういう件にしかないのではないかというふうに思いますが、できるだけ実になるような要望をしてください。

それから、消防施設でしたかね、46ページの消防施設は、これまでも何回か指摘といたしますか、気が付いた点をずっと要望とか、電話でとか、議会でとか言うとりますが、ホース格納箱が倒れてはいないんですよ。しかし、傾いている。そういう状況を見られて、昨日も言いました、安全安心なまちづくりで住民に訴えていかなければいけない、行政の取り組みをですね。それが傾いたままなんです。これまでも言ったと思いますけども、消火栓のそばのホースは、初期消火のときに一番有効な手段ではないんですか。とあれば、再度それを言うと、消防団に任せていると、管理は消防団に任せている。消防団に管理を任せるじゃないわけでしょう。行政でしなさいよ。消防団の活動というのは、もちろんそういう機器の整備整頓もあるかもしれませんが。確かに、消防自動車もきれいに手入れしてあります。それはそれとして、そういう指摘がどこからかあったときには、やっぱり必ず現場を回って、それでおかしい、確かに住民の安心感を取るのにはちょっと不足しているということがあれば、消防団だ、どこだと、区長だと、そういうことじゃなくて、行政が自らが動けばいいわけでしょう。

それから、41ページはそういうことで、けがのないように取り組んでください。

それから、休業、休校は、やっぱり本人が理解、皆さん方には理解し難いようですがということじゃなくて、県の教育委員会あたり、場合によっては文科省あたりとも十分話をされて、休業ちゅうのは、先ほどちょっと触れたと思いますが、これは先生方のための言葉なんですよ。それで休校というのは、そういうことじゃなくて、もう先生方

が休んでも、学校動かさんときは休校だということにすれば一番わかりやすかつじやなかですか。それを場合によっては、休業、休校、それで括弧書きで休校とか、そういう話は我々には必要ないんです。私たちは括弧書きも何も要らんです。それちゃんと苓北町教育委員会、日本の教育会が学校を閉めるのは休校なんだ。先生たちが休もうと休まないとなんなの関係ない、休校にすればいいわけでしょう。そこら辺、あと1回お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 大変申し訳ありません。子どもたち、先生方来ている、来てないというのは確かに出てくると思うんですけども、休業措置というふうな形での用語として残っております。ですから、学校で先生たちは来ていても子どもたちが授業はしない、この場合は休業という形でやっていますけども、ただ、本当に申し訳ないんですけど、先生たちが来ていなくても振替休業という言葉が残っております。実際、入り組んでおります。運動会の翌日学校を休みにします。これは休校ではなくて、振替休業という言葉で用語としてあるもんですから、今おっしゃいますように、休校と休業というのが大変わかりにくいと思います。ただ、今後、私たちが発する言葉として、苓北町では子どもたちが、子どもたちの言葉、子どもたちの側、それから、保護者さん側、地域一般の方の側からしますと、休校というほうがわかりやすいというふうに考えておりますので、ご指摘いただいて、そのように考えましたので、今後、そこら辺、文書その他は、子どもたちにも、それから一般地域の皆さん方にも休業より休校のほうが理解しやすいというふうに私も思います。そのような形で学校からの文書、それから、学校だよりあたりもそろえて皆さん方にご理解いただけるように進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） あと志岐集会所、教育委員会ばかりで申し訳なかばってん。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 時期に関しましては、ご指導いただいた分を注意をいたしたいと思います。今回の分は、舞台の改修が主なものでございまして、つぎはぎ等で研究をしてみたんですけど、やっぱり専門業者に見ていただいたら、全体的な改修をしたほうが良いということがありましたので、今回の12月補正に計上させていただきました。

よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私はそういう話じゃなかったですよ。外壁工事1億数千万円

使ったときに、いろんな集会所内の施設をいろんなところをつぶさに調べて、それでこの際一気にそこに300万円か400万円ぐらい、まあ金額で言うわけいきませんが、例えば、300万円か400万円ぐらいで外壁の修理が済むということであれば話は若干違いますけども、1億数千万円使って外壁ですよという。それだけの金を使うならば、今度の何か舞台が170万円ですか、200万円ぐらいですか。でしょう。総事業費に比べて、今度は修繕料は少ないわけですので、これも一緒にしまえばどうだったんですかという話ですたい。だけん、そのためには、今のように質問をしかと聞いとらんとおって、何やったかいと。年に4回しかない定例会なんですよ、議会はですね。やっぱ貴重な時間なんですよ。ようと聞いとってください。そういうことでしたら、この中会議室の関係の修繕もそのときできたかもしれない。今後、もしかしたら放送施設も多分出てくるだろうというふうに思いますよ。そういうものを一遍にしまえばよかわけですたい。そのときに2億円かかれば2億円かかってもやむを得ない。そういうことです。やっぱり総括的に税金の使い道を考えてほしいということをさっき指摘したわけですので、慎重に頑張ってくださいと思います。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 2点ご質問します。

34ページの予防費の抗原検査キット購入支援事業補助金100万円、それと40ページの商工業振興費の苓北町感染防止対策事業補助金100万円、これについてご質問いたします。

抗原検査キット購入支援事業の補助金の交付要綱も一緒に配付されておりますけれども、この中で、抗原検査、先だって医師会の抗原検査で陽性になったという点がこの議会でも取り上げられましたけれども、この抗原検査を町として100万円もし使わなかった場合に、廃棄処分するとした場合には、購入実費を全部補助するというふうな考え方ですけれども、この抗原検査を町民全体に拡充させるような意図っていうのがどういうものなのか。

それと、第1条の帰国者接触外来の許可を得た医療機関と、補助対象もこの1条にかける医療機関というふうにありますけれども、これはその範囲としては、その苓北町の医療機関というふうな範囲であるのかどうか明確でない。また、どのくらい町の中でこの医療機関というのがあるのか。少なければきちんと明示して、これから先、医療機関としての許可を得るような医療機関があるのかどうかということ。

それと、検査キットというのが単価、多分、これを予算化するときにはいくらのキットとしてあるのかというのは調べてあると思いますが、そのキットの単価がいくらな

のか。また、廃棄処分する場合の廃棄処分料というのは、もう医療機関もちと。これからいくと医療機関もちになりますけれども、それが廃棄処分するときの医療機関がどのくらいかかるものなのか。確認されていればその廃棄処分、費用についてお伺いしたいと。

それと、40ページの苓北町の感染防止対策事業補助金（商工業）とありますが、これの対象者がどのくらい考えておられるのか。また、単価がどのくらい上限の補助金を考えているのか。それが商工会に対して100万円の補助金出して、商工会が料理屋さんとかに補助を出すような仕組みなのか。そのあたりの詳細を教えてくださいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） まず、抗原検査の件でございますけども、抗原検査につきましては、年度当初、新型コロナウイルスの感染症が拡大した際に、まず、PCR検査よりも抗原検査が簡易であるということから医療機関のほうは、この検査キットの購入を考えられておられました。その町内、この補助金ですけども、町の補助金要綱ですので、町内の医療機関、今回の場合は2医療機関になりますが、50万円を限度額といたしまして、2医療機関に出すということでの100万円を計上させていただいております。単価につきましては、1本当たり5,000円という計算で、すみません、廃棄処分料につきましては、ちょっとその分は把握しておりません。申し訳ございません。

以上、この購入に関しての支援事業ですので、1本の単価5,000円の100本分ということで計上させていただいております。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 40ページの苓北町感染防止対策事業補助金ですけども、補助の対象者につきましては、町内に住所を有する法人または個人事業者で、町内に店舗を有する飲食店及び小売販売業者ということで、100業者を対象と考えております。予算的には、10件の分を予算計上をいたしております。補助金の額につきましては、補助対象経費の4分の3を乗じた額ということで15万円を上限としております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長、どうぞ。

○商工観光課長（西川文孝君） 先ほど山口議員さんのほうから商工会に補助金を交付する補助金かという話がありましたけれども、先ほどお話申しましたとおり、補助対象者につきましては、町内に店舗を有する飲食店と小売販売業者を対象にしております。直接の補助でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 確かに、まず、コロナウイルスの抗原検査キットですけど、5,000円の100本分をそれぞれ最低限これだけをしてほしいと。これは多分もう既に4月から、4月というか、その前から医療機関は抗原キットを購入しているかと思いますが、おおむねどのくらいを対象として医療機関は考えておられるのか。100件、これからいくと100本分ですよね、100人分を最低限、ですから、200件、苓北町で最低限購入するとしても全てゼロで購入できるということですよ。今までその抗原検査自体を何件くらい苓北町では実施しておられるのか。その概要あたりはつかんでおられますか。

この50万円というのが多いのか低いのか。これは使うと保険医療の適用になると思いますけれども、抗原検査も医師が必要と認めればですね。当然、本人負担3割で保険が7割という医療行為として捉えると思うんですが。私は、最初、インフルエンザのワクチンかと最初思ったんですね。これ説明があったときに。抗原検査というので全然違うし、本当に抗原検査というのがやるとしても、こないだみたいにその抗原検査では陽性、PCR検査では陰性ということで、抗原検査の陽性だったからそのまま新型コロナの感染者というふうになってしまうということで、非常にこれ住民もこれが本当に回りに知れたら危機感を覚えて絶対抗原検査さんかしないで、だから、抗原検査は、あくまでもそのスクリーニングであって、新型コロナの感染者かどうかはPCR検査で初めて確定というようなことを、県と国との間の中で確実性を担保していただかないと、安易に抗原検査を町としては勧めるというふうになりますよね、この補助金を使うとなると。医療機関も少なくとも200本はただで購入しても問題ないわけだから。だから、果たしてそれがいいのかどうかと。

それと、さっきの町内の2医療機関というふうにおっしゃいましたけど、この補助金交付金要綱は、町内に限るなんていうのはどこにもないわけだから、そのところは医療対象を、補助対象の中で第1条に掲げる医療機関とかじゃなくて、苓北医師会病院及び天草慈恵病院を対象とするというふうにこれから先、許可を受けるような医療機関がないのであれば、その2件は補助対象者としてここに明記すべきじゃないかと思います。これからいくと、町内に限るなんてどこにも書いてないから、というふうに思いますけど、これ補助金の交付要綱の作り方の問題だと思います。本当に抗原検査に対する検査キットの補助を使われなかった分は全部町が負担するていうような、これも一般財源でしょう。これは国の交付金じゃないんでしょ。これ財源内訳は100万円。この100万円は予防接種のほうとは違うと。

○健康増進室長（田尻康彦君） 違います。

○1番（山口利生君） 予防接種はあくまでも一般財源、この100万円の抗原検査だけが交付金ということですか。そのところで、これは抗原検査のキットの購入の余っ

た分に購入するということは交付金の中でも認められていることですか。

再度お聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） まず、抗原検査キットの使用期限が半年間ということになっております。ですから、使用期限を切れた分につきまして、町のほうで補助をするということで廃棄処分ですので、数はそこまでは上がってはこないんですが、最高100本まであれば50万円、総額ということで、1医療機関につき50万円までの限度額として補助をするということで、今回計上をさせていただいております。

抗原検査の件ですが、一応検査につきましては基準値というものがあまして、前回の苓北町で感染が確認された方につきましては、その基準値を超えたことで陽性という判定が出ておるようでございます。それを医師が認めて、県のほうに報告されておりますので、今回は陽性であったということです。1回目の検査はですね。その後、入院をされてからまたPCR検査を2回実施されておまして、そのときは陰性だったという結果です。そこを申し上げておきます。1回目は陽性という、基準値を超えたということでの検査結果でございます。

財源につきましては、先ほど少しお話がありましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが県の補助ではなくて、町の独自事業ということで、今回、この国が認めるメニューにはなかったもんですから、町が単独でこういった事業をしますということで許可をいただいた分で今回計上させていただいております。独自の事業で、補助につきましては、地方創生臨時交付金を活用するということになります。ですから、50万円、1医療機関で50万円いかないということもあると思います。今現在ちょっと調べたところで申し上げさせていただきます。11月末現在で、医療機関名はあまり出したくはないのですが、2医療機関で今20本近くが使用期限切れということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 非常にそれが本当に抗原検査実施したほうがいいのかどうかというのは、確かに、それは政策の判断ではありますけれども、そのあたりが今回あったようなことの二の舞にならないような形を十分補助金を出すときに、医療機関のほうとは調整をお願いしたいと思います。

あとは、もう補助金の交付要綱は執行部のほうでつくります。ただわかりやすいようにぜひもう1回、案の内容は詰めていただきたいと思います。

次に、商工会の飲食店のほうの、これは今よくテレビに出ているその隣との仕切りをするとか、空気清浄機を入れるとか、そのようなものを対象とするのか。ただ、確かに、

言ったらあまり苓北町の町内の飲食店のほうもある程度広いところは間をとってありますけども、狭い飲食店の中ではあまりそういう感染対策というのは具体にはされていないような気がします。こういう補助金を出すことによって、苓北町の飲食店は安心だというのは必要かと思いますが、１００件中、さっき聞いたら、ちょっと１００件あってその内の１０件を対象にするということでしたけれども、このくらいの数しか町内の飲食店とか、販売店とかはこれに力を入れないというふうに町としては考えておられるんでしょうかね。もっと今第３波が全国的に流行っております。いつ苓北町にくるのかというのは、みんな心配してて、今度の正月の帰省も感染拡大している地域からの帰省を来ないでくださいというような防災無線で今放送されています。非常に子どもたちが県外、まあ熊本市も感染拡大ですから、町外は当然帰ってくるなというふうにみんなが言っているかと思います。非常に親御さんたちも、この辺りは苦慮されています。一人で生活させている子どもたちに、正月にも帰ってくるなと町が言いよるからというふうに話があります。それと、やっぱり正月もみんな集まらんから、確かに仕出し屋さんたちは、四苦八苦してもう廃業せないかと、注文がないということで、非常に苦慮されているのを聞いております。そういうところもあって、商工業本当に疲弊している。今段々段々もう真綿で絞められて窒息死するような状況でございます。本当に１０件ぐらいしか対象者がいないのか。このあたりは商工会を通じて、もしもっとこの１５万円ぐらいの金額で、果たしてできるのかどうか。その辺りは商工会のほうとも詰めた上での単価４分の３の１５万円ということになっているのかどうかを再度お聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 新型コロナウイルスの、感染防止対策事業補助金の交付要綱につきましては、お手元にお配りをしておりますけれども、補助対象経費につきましては、第４条で、補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症による感染防止を図るために必要な経費であって、次に掲げるものとするということで、まず１点目としまして、設備・設置に要する経費としまして換気設備とか、自動水洗等、それと２点目としまして、物品購入に要する経費ということで、アクリル板、非接触型体温計、それと空気清浄機等の物品購入に要する経費となっております。

また、町内の店舗数ですけれども、飲食店と小売販売業者大体１００店舗を想定をしております、その中で補助金につきましては１０件を今回は計上しているということでございます。

今回１００万円の予算を計上しておりますけれども、商工会のほうにも、その旨は呼び掛けのほうはお願いをいたしまして、どうしても不足する場合は補正のほうで対応したいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） まず、39ページの漁港建設費で、先ほど、工事請負費が坂瀬川和田漁港の嵩上げ工事ということで説明を受けましたけども、その工事の内容がある程度具体的なものがわかっていれば教えてください。

それから、40ページ、今もちょっと苓北町感染防止対策事業補助金ということで100万円の内容説明がありましたけども、これは令和2年8月4日から適用するというので附則書いてありますけども、現在までのこの適用された業者は何業者あって、その周知の仕方、どのような周知をされたのか。商工会を通じてなのか、お知らせ版なのか、そういった周知徹底の方法についてお尋ねをいたします。

それから、同じ40ページで、観光費の修繕料で75万円、先ほどの説明では、トイレの人感センサーを取り付けたということで聞きましたけれども、もう一度、その何カ所で、どの場所に設置をされたのかお尋ねをいたします。

それから、47ページ、一番下に中学校修学旅行の追加費用支援金ということで、先ほどキャンセル料、これを84万5,000円支出ということでお話がありました。非常にこれはコロナ禍における修学旅行ということで、その判断はすごく大変だったろうと察しますけども、例えば、キャンセル料が発生しない時期にある程度の方向性、判断はできなかったものなのか。子どもたちが修学旅行といえば、学生時代の一生の思い出として残る大変な大きな行事ということで、子どもたちにとっては行きたいという気持ち強いということも察しはできます。ただ、行ったことによって、話を聞きますと、保護者の中に医療機関等お勤めの方がいらっしゃって、例えば、子どもが県外等に行った場合、また、天草島外に行った場合でも、例えば、仕事を2週間自宅待機しなければならないようなそういった職場環境にある方もいらっしゃるという話もちょっと聞いたもんですから、その辺の実情として、町のほうとして把握をされているのか。その点をお尋ねをいたします。

それともう1点、先ほどこの新型コロナウイルス感染症に伴う苓北町支援策の実施状況ということで資料をいただいておりますけども、上から2番目の子育て世帯臨時特別給付金ということで、0歳から中学生の対象児童、1人当たり1万円給付というのが載っております。この中で、支出状況が残額40万円残っておりますけども、これはどういう状況で残っているのかをお尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 39ページの工事請負費ですけども、これは坂瀬川の和田漁港の護岸の嵩上げ、沖側の護岸、延長75メートルを70センチ嵩上げする計画としております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 40ページの感染防止対策事業補助金でございます。これにつきましては、適用が8月の4日から適用ということとなっておりますけれども、これにつきましては、県の総合交付金のメニューの中でこういった補助金がありまして、県の適用が8月4日からということとなっておりますので、町としましても同じように8月4日からの適用といたしております。

それと、これにつきましては、補正予算成立後、商工会のほうにも呼びかけをしまして、また、広報等を行いまして、呼びかけをしながら。また、個別にも呼びかけをしたいというふうに考えております。

それと、同じく40ページの修繕料の75万円ですけれども、これにつきましては、観光施設トイレの照明を人感センサーに交換するということで、富岡の海水浴場と、海城公園駐車場、白岩崎キャンプ場、二の丸駐車場、それとペーロン倉庫のトイレ、以上5カ所を予定をしております。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 47ページの負担金補助及び交付金の中学校修学旅行追加費用支援金の件なんですけど、本中学校の修学旅行は、当初、12月1日から3日間で関西方面に予定をされておりました。最初の計画当時は、まだ関西方面もコロナはあんまり発生していなかったんですけど、徐々に発生してきました、学校のほう、保護者のほうと数度話し合いをしていただきました。今回のキャンセル料に関しては、20日を越えてちょっと最終決断をした関係もありまして、総費用の20%のキャンセル料の発生となっております。もう少し早く判断できなかったのかということもありますが、そういう事情でございました。

あと、医療機関のとか、福祉関係にお勤めの方の保護者さんの勤務に関しても、教育委員会等にもご相談がありまして、やっぱり2週間はそういうことで勤務ができないという事情も聞いております。今回は、この時期を逃すと中学生が修学旅行に行けないということもありまして、熊本の阿蘇の方に同じ日程で開催をしていただきました。子どもたちといたしましても、一生に一度のことですので、十二分楽しんできたということをお聞きしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 別添の新型コロナウイルス感染症に伴う苓北町支援策の実施状況の上から2番目ですね。子育て世帯臨時特例給付金についてのお尋ねだったと思います。この件につきましては、まず、児童手当をもらっていらっしゃる方に対し

て1万円のお金を交付するというのがこの制度の中身でございます。通常、公務員の方は、それぞれ職場から児童手当を支給しておりまして、今回に限っては、住所のある自治体からその1万円分についてはその公務員の方に支給するという形になっておりまして、予算を作成する場合、その数の把握が当初ちょっと非常に難しくて、今もらっていらっしゃる数に係数を掛けて出しなさいという国の指示がございまして、1.1倍のところを1.2倍にした予算を出しております。この810人という数字がほぼほぼもう現在確定でございまして、万が一の方がないかどうかは今ちょっと調査中というか、まだ待っているというか、そういう状況で、ほぼほぼ終わっているのが実際でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） まず、40ページの苓北町感染防止対策事業のことですけれども、県が8月の4日に施行するということでされているということですが、これはもう対象事業者にとっては、コロナ禍で非常に厳しい状況にあるわけですので、これはこの12月議会じゃなくてももっと早くに何らかの対策をとって、こういった事業もありますということでお知らせを真っ先にやらないといけないんじゃないかと思うわけですね。だから、こういうのがあればもっと早くに対策を取ったりとか、その飲食店におかれたら、やっぱ対策を実費で例えばされているところもあると思うんですね。だからそういうことがないように、せつかくこういった補助金の事業があるわけですから、早くにお知らせをして、早くに取り組むような体制をやっぱり整えるべきじゃないかと思います。その辺の考えを再度お尋ねいたします。

それと、先ほどの修繕料で、トイレ人感センサーですけれども、私はこの前物産館のトイレをちょっと使用したときに、大便所のほうというか、を見たところ、ウォシュレットが付いているのは1カ所であって、1カ所は和式便所、もう1カ所は洋式なのにそのままウォシュレットとか、そういう最新型じゃなく、今冬場であればすごく冷たい便座に座るような状況のトイレであるんですけれども、そういったところの対策というのは、今後はされる予定があるのかないのか。その辺もお尋ねをいたします。

それと、修学旅行の件ですけれども、これはもう非常にもう苦渋の選択の中のことだと思いますので、これはやむを得ないことだと思います。今も小学校の生徒が今日までですかね、修学旅行、長崎ということで聞いておりますけれども、その辺の事前に小学生というのはそんなに遠くじゃないんですけれども、一応県外に出ておられるわけですが、今回もそういった保護者、小学校のほうでも保護者の医療機関、福祉関係の仕事に就かれている方のそういった実情が、先ほど申し上げたような実情があるのかどうか。その辺もお尋ねをしておきます。

はい、以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 感染防止対策事業関係ですけれども、これにつきましては、当初、商工会のほうにもちょっとお話をしたわけですが、そのときにはちょっと要望はありませんということで話がありましたので、そのままになっていたわけですが、全国的に感染が拡大をしておりますので、感染防止対策の徹底を図るということで、今回、計上をさせていただいたところです。

それと、物産館のトイレの件ですけれども、ちょっともう一度確認をしまして、検討したいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 本日、都呂々小学校と坂瀬川小学校が行っております。本日、帰ってくる予定になっております。福祉関係の保護者さんの勤務に関しましては、ご相談があったのは、中学校のときが関西に行かれるということで、2週間接触禁止とか、そういう措置を取られている施設があると聞いております。小学校に関しては、長崎県のほうに行くんですけど、そこまでは感染地域じゃないんですけど、あとは福祉施設とかの事業主さんの判断とか、協力をいただいて、今回、小学校のほうからご相談はございませんでした。ちなみに、来週の16日から17日に志岐小学校が長崎のほうに行きまして、今年度の修学旅行は終了の予定となっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 再度、感染予防対策ですが、商工会にお尋ねしたら要望がなかったということの答弁でしたけども、これは通知、じゃあ商工会のほうから事業者100業者さんのほうにそういったお尋ねをされて、その中で全く要望がなかったのか。それとも商工会のほうの担当者だけの判断で、いや、要望はありませんよというのを町執行部のほうにお伝えがあったのか。その辺をお尋ねをいたします。

それと、トイレの件ですが、トイレも今後調べますということですが、それはもう担当課としては、事前にどういうトイレ、内容になっているのかというのは事前把握ができてないのはちょっと私もおかしいなと思うんですが、それはもう当然、以前もトイレ改修という工事をされているわけですから、今調べるんじゃなくて、当然わかつかないといけないと思うんですが、再度、調査をお願いして、早急な対応をお願いしたいと思いますけども。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 商工会からの要望につきましては、こちらのほうから、担当者のほうから商工会のほうの担当者のほうにお尋ねをしたわけですが、その

ときには、そういった要望とかがあがってきてないというような話があったようでございます。

また、トイレの件につきましては、もう一度しっかりと確認をしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 一般質問でもくどうでございますけども、例の指定管理のことで、今回もまたリスク分担でそれぞれ総合センターをはじめ、温泉プール、温泉センター、3つですよ、あがっておりますけど、またまた老人福祉センターは何もないということですけども、その確認は、ほかの施設がなっているのに老人福祉センターはないんでしょうかというふうな確認というか、協議はされませんでしたか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） すみません、リスク分担の件でございますでしょうか。

○4番（高戸幸雄君） うんうん、そうそう。

○福祉保健課長（本田 保君） 募集要項の際に、リスク分担のほうも明記いたしまして、価格の上下5%の変動によって、5%上がった場合は補填する、5%下がった場合はお返しするという。今回の補正にはございません。すみません。

○4番（高戸幸雄君） だけん、ほかの指定管理施設は上がとつとに、老人福祉センターだけが上がとらんもんだけん、そののちょっと。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 申し訳ございません。今回はリスク分担の契約というか、そういう協定を結んでおりませんでしたので、そのままにしておるところであります。

○4番（高戸幸雄君） なかったから、確認をされてなかったかということです。

○福祉保健課長（本田 保君） 値段が上がって困っているとか、そういう相談はございませんでした。

○4番（高戸幸雄君） とにかくリスク分担が協定書にないということでやむを得ないと、なかったので今回もありませんというような回答だと思います。今度から、令和3年度からについては、ちゃんと施設にそれぞれ載っておりますので、今後はそういったことがないと思いますけども、こうずっと考えていく上で、同じ町の施設なのに、ある施設はそのリスク分担表を交わしてなかったからゼロですよ。ある施設については、リスク分担を結んでいたのに委託料の増額をしますというのは、同じ町有施設でありながら、例えリスク分担を協定書内で結んでいなくても、途中でいろんなことで運営等々についてその施設と話し合うのが本来の姿じゃないかなと思います。幸いなことに、斎場にいたしましても、福祉センターにしてもJAさんが委託を受けておられますので、ほ

かの業種等々の関係もあって赤字経営までなっていないと思いますので、こういった結果になっていると思いますけども、これが本当経営的に小さな事業所ならば大変だなと思いましたので、今後は気を付けていただければ幸いかと思います。

それから、39ページに和田漁港があります。いち早くこの災害に取り組まれる姿勢については評価をいたしますけれども、ただ一つ、工事請負費（補助）というふうに明記してございます。補助というならば、国県支出金、漁業関係ですから、多分県の補助金がいくらかあるでないかなと思いますけども、いやいや地方債が760万円、100%充当ができますからということですけども、こういったときにその起債で100%充当するならば、従来の考え方でいくと、補助じゃなくて単独になるのではないかと思いますけど、そこはどうですか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） おっしゃられるとおり、起債を借りますし、その国・県からの補助金もありませんので、単独が正当な記載の仕方だと、申し訳ありません。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） はじめて、この緊急支援災害防止事業債ですか、これがあったもんだけん、どこの事業かなと思ってずっとしとったら、今当初説明を受けて、その時点でわかったわけです。単独にせよ、補助事業にせよ、先ほど申しましたとおり、いち早く災害復旧に取り組む姿勢については、評価といいますか、いいことだと思いますので、ただ、ちょっと括弧書きの明記がちょっとやったかなと思います。今後も気を付けていただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 抗原検査キットの購入のことにに関してなんですけど、そもそも抗原検査というのは具体的にどういう検査をするのか。例えば、PCR検査というのは、粘膜を採取して、それを培養してウイルスを発見するという検査というのは知っているんですけども、抗原検査というのは、具体的にどんな検査なのかというのをご説明、知っている範囲で結構ですので、願います。

それと、その抗原検査の検査の精度というのは何パーセントぐらいなのか。これもご存じでしたらご説明ください。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 只今の抗原検査の件でございますが、種類は、今、ちまたでもPCR検査とか、抗原検査とか種類がございまして、今回、抗原検査ということですので、これはウイルス特有のたんぱく質、抗原にくっつく物質を使い、患者の検

体中にウイルスがいるかどうかを調べるもので、今回の検査キットにつきましては、鼻のところに、ちょっと入れたところで調べまして、この検査、時間は15分程度かかるということで、PCR検査につきましては、ちょっとここで補足ということとさせていただきますけど、ウイルス特有の遺伝子配列を専用の装置で増幅して検出するものでございます。

精度でございますが、PCR検査のほうが上で、その下が抗原検査で、何パーセントというのは、ちょっと検査のキットの種類によってもちょっと変わってくるかなということですので、PCR検査より低いということだけ報告させていただきたいと思います。すみません。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 何パーセントというのはわからないといいますが、実際に陽性と陰性でそのパーセンテージが違う可能性があるんですね。陽性の方を見つけきれないという可能性と、陰性なのに陽性と出てしまう。そっちでそれぞれ違うと思うんですよ。要は、薬剤が違う物質にも反応している可能性とかもあるんじゃないかとかですね。要は、ウイルス以外のものに。ウイルスがつくったたんぱく質以外のものにも反応しているという可能性だって否定はできないわけですよ、ぼくら素人では。そこら辺詳しくあったらご説明を願いたいんですが。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） すみません、私も専門ではございませんけど、知っている範囲でよろしいでしょうか。

○2番（野田謙二君） はい。

○健康増進室長（田尻康彦君） 専門じゃなかつですけど、はい。一応検査については基準値がございます。それを医師がその数値を超えたかどうかを判断されて、決定されているということですので、そこまでしか答えられませんが、よかですか。

○2番（野田謙二君） はい。

○健康増進室長（田尻康彦君） 申し訳ないです。

○2番（野田謙二君） 知っている範囲で結構です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） まず、20ページ、雑入でございますけれども、新ふれあい館の上下水道が17万9,000円減って、それで多分社協がこっち移ったことによる増だと思いますけれども、保健センターの電気代、上下水道が64万円になっとつとですね。これ単純に、減れば引いたしこ増ゆっとじゃなかろうかと思っておりますけれども、そこら辺の関係はどうなっとるかお尋ねします。

25 ページ、庁舎管理費の委託料の40万5,000円、これについては、空調設備がその雷でやられたというようなご説明でございましたけれども、この庁舎自体には避雷針が付いているんじゃないかと思いますが、その避雷針の関係はどがんやったとか、作動しとったか、しとらんとか。あるいは、避雷針自体の管理が不行き届きなのか。そしてまた、このこれについては、保険が、火災保険なんかが雷にはあろうと思いますけれども、そこら辺の対応はどうだったのか、お尋ねをします。

それから、28 ページ、使用料及び賃借料、システムリース料の2万7,000円の増ですが、これリース代ですので、年間契約でリースはするんじゃないかろうかと思うとですね。そこら辺の年間契約と途中これだけ増えたという管理関係はどういったものなのか、事情をお尋ねをします。

それから、40 ページ、しきりに出ておりましたけれども、商工業振興費ですかね、の負担金補助及び交付金、苓北町感染防止対策事業補助の商工100万円、いやいやすみません、それじゃなくて、どっちだったかな。あれは病院にあつとはどっちやったですかね。これは違うとこかな、すみません、失礼しました。

観光費の中で、すみません、ちょっと私勘違いしていました。修繕料が75万円あがっておりますけれども、これまで私、山陽公園の何ていうかね、敷石というですか、踏み石ちゅうですかね、あそこ再々言うてきとっとですが、全然してない。もしけがした場合は、どういったことになるか。そこら辺と、なぜそのあそこの梁石は修繕できんのか。危ない、相当危ないですよ。特にあそこら辺のご老人の方が休憩にも行かれるし、あるいは、老人会あたりで、地区外のですよ、老人会あたり集団で観光においでになったときに、足ちょっとひっかけて倒れたりなんたりされて被害があったとき、町はどのような感じでされるのか。これはもう再々言うととですよ。全く請け合ってもらえない。私が言うから請け合ってもらえないのかなというような、もうこの頃はそういった劣等感を抱いております。

それから、土木費、41 ページ、広域農道の昨日の話あたりでも、看板の設置とか云々とか、あるいは、その桜の花のどうのこうのといろいろ出たですけれども、この看板設置とか何かというのは、ここに管理者を今度新たに設定されました。有資格者を。その方たちはそこら辺を見回りに行つて、いろんなことをされないのか。私も施工管理を持っております。当然、施工管理が各工事においてはしないですけれども、その方を優先して採用しておられるわけですから、その方が管理をする立場にあらつとじゃないかなと思います。そこら辺、この施工管理の担当の方の仕事量あたりも教えていただきたい、現在の。

また、合わせてここに橋梁維持費が728万円、測量設計委託料が減っております。これはその方が入られたから、その方が積算していただいたということで減額になった

っでしょうか。当然、これぐらいがあつとが本当だと思いますね、有資格者ですので。私ならします。私を雇ってください、しいきらんときは。そこら辺、お尋ねをします。

それから、42ページ、国県道整備事業負担金が120万円出ておりますけれども、これ私の一般質問の中で都呂々地区の孤立の件で一般質問しました。そのとき、総務課長から、いやずっと今まで要望書を出しとるから、要望書出しとるばってんかせんとぞというようなご指摘を受けましたが、これの中にもいくらかこの今回の120万円については入っとらんというようなことでしょうか、これに関して、ほかに入っているのかどうかですね。入って、ここしていただくために負担金ばここに計上してあつとじゃなにかかて思ったもんですからですね。そして、一昨日の私の一般質問の中で、そういった常に要望書を出しておりますという中であつて、私、要望書をいただきました。しかし、竹の迫地区には要望書入っておりません。そこら辺、総務課長の見解と土木管理課の見解とどう違うのかですね。私が落ち着くごて、いや、県に言うのととですばいと、毎回のことですが、そういうことで、私に対する答弁だったのか。そういったところを教えてください。

それから、災害対策費の中で、備品購入費とかなんかありますけれども、すみません、46ページです。これも私は、前回、迂回路の関係で国道389号線の竹の迫地区が交通止めになりました。去年か一昨年ですね。ここは気象条件が雨が降らなくても、これから雨が降りますよということであれば、車を止めます。通られても止めます。そして、そのために都呂々は孤立します。そんなときに、何も町からの迂回路のそのこっち行けば狸川内線を通られますよとか、こっち行けば狸川内線がだめならば、上の濁淵線を行ってくださいというような、そういった指示も指摘も全くなかったですよ。私はずっとそこついとって、そっち行ってくださいと言うて、私がせんばんとですもんね、行ったもんが。それで、そこら辺がして、この件についてはここで指摘をしました。そのための例えば、ポストとか、あるいは案内板とかの購入費にされるのかなと思いますけれども、そこら辺も入っとつとですかね。

以上、これもお尋ねをします。

それから、ちょっとすみません、34ページに戻ってもろてよかですかね。

予防費のうちの19、抗原検査キットの支援事業ですが、私、昨日か今朝かのテレビの中でPCRの検査で東京あたりが1件当たり1,980円で民間の方がやっておられると。そういうことがニュースであつておりました。それで1日何件だと。ところが、それにはいろいろ問題がある。個人でやられるから、その厚生労働省の保健所なんか通さんから、そこら辺を通すようにしたいというふうなことで報道がなされておりましたけれども、さっきの説明では、1検査キット当たり5,000円と言われましたのでびっくりしたつですよね。ただ50万円の上限がありますので、それでようけ買わ

ればそれでいいわけですが、そこら辺のずれがあまりにも大きかったので、ちょっとお尋ねをしたんですが、もし、それがもうそういったことがまだここに流れてきとらんとなれば、検査キットが安なったということが流れてきとらんならばもうそれで結構です。私は、今朝かようべか聞いた話ですので。

それから、志岐集会所の、すみません、これも50ページです。5の志岐集会所管理費の中で、先ほど浜口さんのおっしゃった修繕料の176万6,000円、この件についても、私は、財源のほうで、確かに浜口さんのおっしゃった、本来ならば今の修繕料に組み込んででけんかというのは、思いました、最初から。浜口さんの質問でわかったんですが、こういうことは一般財源と、起債とは町の受けるその何だ、恩典が違ふんじゃないかなと思いますね。例えば、起債になれば、交付税の対象になると。一般財源はそもそももう全部出さんば、そういったことを十分に考慮の上、その一つの工事にまとめられる分については、上手なまとめ方をして、その対策されるようなことでやっていただかんば、財政の緊迫しとつとにですよ、どがんでもよかもね、町んどばくれというような感じで、教育委員会あたりがやっていただければ、我々は納税者として倒産すつとば目の前にしとつと一緒じゃないかなと思いますので、そこら辺お尋ねをします。

それから、53ページ、災害復旧費の中の公共土木施設災害復旧費、これ全体的に工事費ですが、お尋ねしますけれども、今回、毎年査定を受けて出しておられるというような、昨日の私の質問にお答えでございましたけれど、これまで相当壊れたところがあります。これまでに、いっぱいあります。その対応は、今後どうなされるのかですね。多分、今年受けたけん、出しますよというわけにはいかんとですよ、災害復旧については。その年度年度にやらなんから。今後の対応についてお尋ねをします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） まず、20ページの雑入のところでございます。新ふれあい館電気・上下水道が17万9,000円の減額は、これは38万8,000円から20万9,000円になったもので、それはおっしゃるとおり、移転に伴うもので減りました。まず、このふれあい館から出ていかれたので減りました。今度、保健センターの分が64万円、この点につきましては、健康増進室のほうの保健センター管理費のほうで毎月10万円の電気代のほうをそこから支出しておりまして、それと保健センターの分になります10万円が、毎月。その分で使用割合が8対2ということで、その8割で8万円、8月から8カ月間で8×8、64ということで、従来の社会福祉協議会と、さらに、地域包括支援センターが本年の4月から社協の委託の業務になりましたので、あのフロアいっぱいもう社会福祉協議会ということでございますので、その分も入れ

まして、こういう数字を64万円を上げておるところであります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 25ページになります。松本議員のご質問では、委託料の40万5,000円ということでありましたけども、内容としては修繕料に係る分だったと思います。

まず、この委託料の40万5,000円につきましては、役場の空調設備の点検が3年に1回は法定で点検が義務づけられておるわけですが、本年度、当初予算で計上が行われておりませんでしたので、その分を今回計上させていただきました。

それと、修繕料の関係ですが、雷につきましては、8月21日に落雷があつておりまして、役場のほうは避雷針建っておりますが、そのときは避雷針ではなく、庁舎にそのまま落ちた状況でございます。それに伴いまして、庁舎の中央制御盤であつたり、エアコンの室外機のほう若干故障しております。その分につきましては、共済のほう100%ということで、今回、歳入のほうにその共済金、それと修繕料ということで、その修繕料79万8,000円計上させていただきました。

○5番（松本良人君） 保険料はもらったと。

○総務課長（尾脇宣宏君） 保険料は庁舎の分は100%です。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 28ページの戸籍住民基本台帳費の14使用料及び賃借料の中のシステムリース料2万7,000円の分です。年額ではないのかというふうなご指摘でございましたけども、こちらの分はマイナンバーカードオンライン申請の端末を1月から3月まで、3カ月分、9,000円の3カ月分で2万7,000円ということで、1月から1台追加させていただく分のリース料になっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 34ページの検査キット購入支援事業の部分ですけど、松本議員から質問の中であったのは、最近出ております民間のほうでPCR検査用の袋の中に入ったやつを個人が持って行って、それで唾液を取るという簡易な検査だったと私は報道、テレビで見たんですが、それが2,000円台ということで、こっちのほうにご質問いただきまして、今回、既に医療機関が購入されている検査キットにつきましては、1本当たりというか、1セットが5,000円ということでお聞きしていただいたので、その分での計上をさせていただきました。ちなみに、PCR検査のほうで最近民間のほうからちょっと提案された金額は1万8,000円ということで、町のほうにしてみらっさんですかということで情報を持ってこられたところもありました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 松本議員からお話がありました、山陽公園の補修の件ですけれども、以前から石畳の剥離と階段の剥離が見られるということで、これにつきましては、11月に補修を行っております。モルタル補修を行っておりますので、ご確認いただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 41ページでございます。職員の事務量ということで主任技師の件だと思いますけども、今現在、道路舗装事業、橋梁点検、里道水路の維持管理、行政通信の処理等を行っております。先ほど、昨日のですかね、施工管理ですのということで、風力会社の点検、看板とか、それは係が違いまして、当然、道路工事の許可をした担当者が見て回って、看板等をちゃんと設置してあるかどうかはするということで、この728万円の委託料の減につきましては、これはその本人が点検をしたから減ったんじゃないく、交付金が、配分が減ったものですから、減らした。しかし、今年度、点検の業務の研修を行いました。研修に行ってもらいました。約1週間ぐらい、2回にわけて。来年度からは軽微な点検はできるということでしたので、高所作業車等を使わない点検については、やってもらおうということでいくらかその委託料は減らすことができると考えております。よろしいですかね、この件、はい。

それと、引き続き、42ページの国県道負担金ですけども、これは全く別の箇所であつた瀬川の分の側溝の改修の負担金でございます。

昨日、一昨日の一般質問でいわゆる要望はあげてあるかということでしたので、私が一般国道389号の法面对策並びに一般国道324号の越波対策についてという要望は行っておりますということでお見せしましたけども、これには都呂々の地区の孤立については一切触れてないじゃないかということでしたので、確かに、そのとおり、触れてありませんということはいいました。ただし、私たちの見解としましては、孤立化を防ぐための389号の法面の対策工事は着々に行われておりますよということで、都呂々地区が孤立するから、もう苓北町から優先的にやってくれろというふうな要望までせんやったということについては認めます。優先順位をつけて、下田とかあっちのほうから順番にしていきよりますので、早急にということがその中に入っとるかなということで、要望したつもりですので、要望しましたということです。

そして、53ページよかですね、ちょっと飛びますけど、被災箇所がこれまでも放置されている、ようけあるということでございます。その対応はということでございますけども、当然、被災があれば災害に採択され、国庫補助に採択される分についてはあげますけども、そこはちょっと微妙なところでございまして、現年災害というのが原則で

ございます。そこで、造波とかいうふうなことを待って災害に申請をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 災害対策費という中でその減額関係、それと迂回路の表示の看板という形でのご質問がございましたけれども、今回の災害対策費の減額分につきましては、新型コロナウイルスの交付金事業に伴って予算計上していた部分、その部分の入札残等の減額でございます。

また、災害対策費におきましては、その国道に関する看板の設置代とか、その分の費用は入っておりません。ご質問の中にありましたように、国道３８９号の迂回路、それと県道ということでございますので、その部分については、県のほうで迂回路の表示であるとか、交通指導員といいますか、警備員が立つのはこれまではされておったのが、そのときは立っていらっしゃらなかったということを聞いております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 志岐集会所の修繕料の件でございます。

志岐集会所の大規模改修工事に関しましては、起債事業であります、緊急減災防災事業債の財源として行わせていただきました。今回の幕の修理に関しましては、その起債事業の対象にはならないという判断がございまして、今回は一般財源でお願いしたという経緯になります。

お願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○５番（松本良人君） ２０ページの、私はそがん難しかことは言わんやったですよ。１７万９，０００円、社協がおったときに減額になっとるから、単純に町として１７万９，０００円上がっとじゃなかろうかなと、あまりにも３倍ぐらいなっとったもんですから、そこら辺が金額どうのこうのということです。そういうこと、そこら辺を聞いたかったですけれど。

それから、ちょっとすみません、場所を間違えまして、修繕料の２５ページ、庁舎管理費の中で、避雷針がついとして避雷針のついとらんとところにその雷が落ちるとするのは、ちょっと考えにくい。相当やっぱ技術力のある方がここを設計されたっでしょう。避雷針は、全部をカバーするような感じじゃなかっですかね。そこら辺をどうなのか。確かに、火災共済が効いとるからいいと思いますけれども、それはそれとして、この落ち度はどこにあるのか。そこら辺をもう一度お尋ねをします。

それから、施工管理者、土木施工管理者の関係でございますけれども、何か研修に行

ってからどうのこうと、その研修費用は自分で払うとですか。自分で払うとですかね。要は、もうできあがった方を採用さったでしょうもん。そして、広域農道云々で、施工が、私は施工側がしとつとを常に町道を管理せなならんから、常に道路管理者として見守りをして、相当やっぱり一般質問でも石田議員からも言われましたけれども、見にかところはつまらんやったというで、業者を指導する立場があつとじゃなかろうかなと。今までは、土木管理課の職員の方、まだそこまで、例えば、100メートル以内に云々とか、見えやすいところにて知られなかった。本当は知らんばんとぼってん、そこまで行き届かんじゃった。ただ、今回からは、今年からは、技術者、免許持ちですよ、早う言えば。免許持ちの方がわざわざ2、3回募集をかけて雇われた方がおいででございますので、あんな一般質問の中で言われたり、昨日もありましたよ、いろいろと。そういったことがないようにするために雇われた方ならば、じっくり注意なら注意する。もう雇わんなら雇わんと。お前できんから雇わんぞって言ってよかつじゃなかですか。わざわざ研修旅費もかけて、研修までやって、橋梁のどうのこうのまでさせんばんと、それは一般の方の大学卒の事務職員ば雇ってから、一から叩き上げたほうがようはなかですか。そこら辺お尋ねします。

この42ページの関係でございますけれども、私は、昨日は、土木管理課長の云々は私気にしとらんとですよ。ただ、私の質問の中の答弁の中に、国・県のほうに要望を出しておりますということをおっしゃったんですよ。それについて、そんならば、今まで私はずっとだまされてきたので、出してなかつば出してあつとか何か言うてきたので、今度は出した写しを出してくださいとお願いしたんですよ。そしていただきましたが、その形跡は全くなかったですよ。虚偽ですよ。国会なんか行けばそんなもんですよ。そういったことが、前回も私はそれを言って、くれんかと言うたぼってん、なかったですよ。何でそう出しとらんなら出しとらんでよかつですよ。今後注意しますて、今年から出しますてよかったです。出しとりますておっしゃった。そして、いただいた。いただいて確認したところが書いてなかった。どう責任取られますか。議会そんなもんですよ、やっぱりここで、うそ言うたということは。それをお答えください。

それから、迂回路の件で、誘導の方々の件、これは国道を止めたから、国道が町道のずっと上さん登ってこっち行けば狸川内線どうのこうの言えというわけじゃなかっですよ。止めたところにおらったですよ、1人。雇われた方が。その後、あっち回って、ああ行かれたほうがよかですよ、やっぱり町としては、そこは悪い、広報無線で言うたっですからね、防災無線で言うたわけですから、すぐ飛んできて、こっちへ行ってください、誘導ぐらいは町の職員か、それに準ずる方がずっと点々と立っていただいて、分岐点に立っていただいて、こっちへ行ってください、今、国道通れんですもんねて、誘導するのが本当じゃなかろうかなと、それに対するいろんなバリケードとか何かを購入

する予算じゃなかったかですかと聞いたです。あまりにも、いや、それはうちが交通止め、国道を交通止めしとらんからうちん責任じゃなかですよとか、あまりにも多少に責任投げ掛けすぎじゃなかですか、町長。お答えください。

これ46ページに関連すると思うですね。すみません、ちょっと力みすぎました。

それから、50ページの件、よくわかります。それは、私、浜口さんの質問の中でよくわかったですが、一緒に抱き合わせておれば、その工事の中に一緒に抱き合わせておれば、その170万円ぐらいですけれども、対象になって、それこそ設計変更なんかでも抱き合わせてよかったですから、それはできんだったかと。あるいは、当初から抱き合わせはでけんだったかと。でくっとならば、そのほうがいいんじゃないかと、よかったじゃなからうかと、1円でも10円でも町が利益になることは、やっぱりやってください。もしそれがよかったら。悪かったならば悪いということでございますが。そういうことです。よろしくお願いします。

それから、もう1点、41ページ、備品購入費の中でタイヤシャベルをお買いになるということです。これはいろいろ需要があって買われるということだろうと思いますけれども、だれが運転して、どういった形で管理をなされるのか。ややもすると、宝の持ち腐れになりはしないか。こういった車両を、特殊車両を持っておると相当なやっぱり神経を使わないかと思うとです。労災から何からですね。そこら辺の管理はどうなされるのか。そこら辺をお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） すみません、20ページの雑入の件です。申し訳ございません。単純に、簡単にお答えさせていただければと思います。移った先がふれあい館から保健センターに移ったんですけど、移った先のほうが広さも、使用人数も、使用頻度も上がったので、それで上がったわけです。そういうことです、すみません。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 先ほどの雷の件ですけれども、避雷針がカバーできなかったのかということのご質問でございます。一般的に、私もそうなんですが、避雷針があればそこに雷は落ちるものという認識でおりますけれども、今回については、避雷針がありますけれども、避雷針以外に落ちたということで、そこら辺の原因はわかりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 41ページに関連しました施工管理技士を持っている職員の件でございます。

先ほど、私が点検の研修に行かせたと言ったのは、これは公費ですね。これは施工管理士持っていても点検には、その国交省の開催する研修に行かんと点検ができないとい

う規定がございましたので、行かせております。よろしいですかね。

で、いわゆる指導をということですけども、係は道路の占用許可とか、道路工事の許可とかいう係員がおりますので、その係員にその資格を持ったからこういうことを点検せんばいかんということをして、一緒に点検をさせたいと思います。道路の看板とか何とか、一昨日、石田議員がおっしゃったですね、ちゃんと適正に工事をしているかどうか。許可をしたと、業者には、そうさせたいと思っております。

41ページの同じくタイヤショベルですね。会計年度任用職員が運転しまして、2人1組でします。道路を清掃します。そして、保険を、町村会の保険に加入して、その点もケアはして管理をしていく予定でございます。

以上です。

それと、例の要望書につきましては、松本議員の質問に私はこの前見せました、昨日見せましたのが、私たちはこれが要望しとるという意味に取ったものですから、虚偽の答弁じゃなかったということです。私たちは、松本議員の質問にこれがその答えだということを出しておりますということで答弁しておりますので、ただ、それをはっきり見せたらこういうことじゃないと、いわゆる見解の相違ということで、見解の相違ですね。結局、私たちはこれが要望書を出したということで思っておりました。しかし、こういうことじゃないということで昨日わかりましたので、それでは、その点については、要望を出してませんということです。こちらはもう要望書出したという、いわゆる見解ですね。これでもう出したと思っているということです。虚偽の答弁ではないと私は解します。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 50ページの修繕料の件でございます。一緒にできなかったことということなんですけど、この舞台幕につきましては、年次的につぎはぎのような形で修繕をしまっていました。今回、大規模改修ということで、一緒にできなかったんですけど、当時のメーカーのほうにお尋ねしたところ、全部総替えて約700万円という高額な見積りが出てきておりました。部内でもちょっと700万円はということいろいろ研究した結果、地元の業者さんで足場等を組んで116万2,000円でできるという業者が10月ぐらいにちょっと見つかりましたので、今回、リニューアルもいたしますので、それに一緒にという形で、全てのカーテンを変えるということで、今回12月補正で計画をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 避雷針の関係ですけれども、わからなかったらそうそう言わんとですよ。普通は、避雷針は、その場所をカバーすつとに避雷針をつくつとじゃなか。そして、その優秀な方の設計であるので、足らんとならばもう1本付けてあつとじゃな

かろうかなと。そこで、もしそれが避雷針がきいとらんで、違うところに落ちたならば、そこにもう1本いったじゃなかろうかなと。それを景観だけに捉われて、真ん中に鉄塔、あれは鉄塔もあれは安はなかったと思いますよ。堂をつくって、その上に避雷針をつくって、その避雷針が雷を受けきらなかったということは、そこら辺の最初の問題があったじゃなかかというのをお尋ねしとっとです。全然、私が尋ねとっと違う。私見とるけん、ああそれはきかんじゃったいばいなて、総務課長の答弁と一緒にです。ばってんかなって、私が言うのがばってんかな、高い設計料を出して、日本有数の設計者方が高い金を出して、避雷針まで付けてしたのに、なぜ落ちたんでしょうかというのを、もしかしたら、設計ミスか、あるいは、途中の線が切れているか、途中の線が切れとればいかんけん。そこら辺はどうですかと聞いたです。そっで、全然私のあれと違う。ところでの説明をお願いします。

それから、施工管理者、これは、私はやっぱり上手に使うか、技術者ですので、責任を投げかけてさせてくれんばいかなとじゃなかですかね。しきらんでいっちょくて、私は、この道路を、どうのこうのわれがしろ、おれがしろって、風力発電の担当がそこらせいじゃとか、あるいは業者がせろというじゃなかつですよ。一応、許可を出した以上は、最終的にどがんした管理ばしてあるかで見守っていかなばんとじゃなかろうかなと。それを土木管理課の職員さんが見がいったけど、あそこんとは見えんじゃったぞつと言うて、どがんすればよかでしょうかいて、施工管理者、担当に聞いたならば、工事から前後に100メートル云々とか、見えるところに立てんばんとですよとかいうて聞いてから、それを指導せんばんとじゃなかろうかなというわけです。それをしてあつとかなというたですよ。そこら辺をぜひ指導してください。そして、しいきらんとなら換えてください。高い銭払とっとですから。そっで、その技術を持ととということ雇とっとでしょう。そこら辺、よろしくをお願いします。

それから、迂回路の云々の問題で、私は、土木管理課長に質問したっじゃなかつですよ、本当は。危なかけんて、町長が、いや、それは国道のほうにその要望書出してあります。毎回ですよ、前回はそうです。前回はそう。しかし、今回は、私もあまりにもやったもんですから、くださいと言うて、町長にお願いしたところが、そのとばかりが土木管理課長に回って、おまえ出しととやかろうかなと。ところが、それを私に、そがんと私は知らんやったけんか、そがんとは国道に389号のあれが出しとると言うたっじゃってですばいというぐらいのもんで、私にこう来たから。私は、町の町長に危ないからどがんかしてくださいよと、国にでん要望してくださいよと。ところが、そういうことですよ。町内の中でもあっちうろうろしたり、こっちにおっしゃってもらえば、私はどれを取ればいいかわからん。それで、私は虚偽の答弁をしたっじゃなかろうかなと、いうことを言うわけですたい。してなかことをしてあつたと、今までずっと言うとして

こらったですから。そこら辺をよろしく。

修繕料の問題も、今後はじっくりな、構えてなっだけ金のかからんように、単独費の要らんように、その7,000万円、何かな、見積りが高かったならばもう1回見積りとらして安ければ見積書を取って、3回ぐらい見積書取って安かれば設計何かに組み込まれる方法もあるわけですので、そういつて高かつばわざわざ使う必要なかつですから、安かと安かとは使わんばんとですから、そういった設計の仕方もコンサルあたり知っとるはずですよ。もうちょっとコンサルを指導していただいて、コンサルの言うままにしとったっちゃつまらんもん、また。今後、この財政難ですから、なっだけ金の要らんとて、皆さんが注意してやってください。よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は、あくまでも苓北町の危険箇所の1番目と2番目、道路で言えば、国道389号の法面崩壊、それと、324号の越波対策。これはもう本当に命に関わることでありましたので、そのことを要望をしたということで答えたつもりでございまして、実際、要望もして、そして、その結果、着々とその対策が進んでいる。これはもう事実でありますので、松本さんの言われた意思とはちょっと違ったかもしれませんが、私はそのつもりでお答えをしたつもりでございまして。

○5番（松本良人君） それはちった違うぞ。もう一遍言わしてもろてよかですか。もう一遍言わしてもろてよかですか。

今んとは全然違う。題が災害時の都呂々地区孤立化対策についてと、ちゃんとあげとつとですから、そして、都呂々地区が災害に孤立した場合の対策はどうするかと。

○議長（錦戸俊春君） 今、回答されましたので、はい。

ほかに質疑ありませんか。

はい、倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 2点ほどお尋ねいたします。

21ページの町債の件でございます。災害等につきまして、いわゆる町債を発行されております。これはやむを得ないと思いますが、先ほど説明の中で農林水産関係のいわゆる町債、これは交付税措置が70%という説明であったと私は記憶しておりますが、ほかに6番、7番とあります。7番のこの臨債については、後年度元利償還全部100%くるという認識でおりますけれども、この6番の災害復旧事業債、これ3本ぐらいありますけれども、この交付税の充当というか、措置は95%ぐらいくるんですか。その辺をちょっとお尋ねします。

それと、34ページ、予防費の中で、インフルエンザ、これは一応町の取り計らいで一応無料化と、一部有料化のところもありますけれども、結構人気ありまして、接種されているようでございます。聞くところによると、一部薬が足りないということで、待機

待ちと聞いておりますけど、その辺の見通しについて、2点伺いたいします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 只今の倉田議員のご質問にお答えいたします。

公共土木施設等農地及び農林水産業施設の充当率が若干違います。公共土木施設は、充当率が100%で、交付税措置が95%ということになっております。農林水産業施設につきましては、充当率が90%で、交付税措置は同じく95%ということになっております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 34ページのインフルエンザ予防接種委託料の件でございます。

議員お尋ねのとおり、接種者が増加したことに伴いまして、今回、266万円を計上させていただきました。

ワクチン不足の件でございます。私どももその点につきまして、各医療機関のほうに確認をしております、11月末現在で医療機関のほうで、今後の予定がないところが1医療機関ありますが、そのほかにつきましては、追加注文中ということで、あとは町がワクチンを購入するわけではございませんで、医療機関のほうで、ワクチンを購入されますので、今、町がつかんでいる分につきましては、今後少しずつではありますが、医療機関が追加注文しておられるということで入ってきますので、接種される場合は、事前に医療機関のほうにご連絡して、予約のほうを取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 多分そのようなことで待機待ちということになっているようでございます。ちなみに、何名こう受診されたか、もしわかっておればお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 11月末現在になります。定期接種と任意接種がございまして、任意接種の方の場合が6カ月から小学生までのものは2回の接種ということになっておりますので、そこも含めたところで、延べ人数ということでご報告をさせていただきますと思います。

合計が11月末現在、4,216人、4,216人でございます。実数で申しますと、4,136人、4,136ということになります。これは2回目の接種分を引いた数、80を引いた数になります。

接種率は、実数で申し上げますと59%でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○10番（倉田 明君） わかりました、いいです、はい。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

ほかに質疑ありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

採決する前に、企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） すみません、採決の前に。高戸議員のほうからご指摘がありました、39ページの漁港建設費の工事請負費の説明の欄で、工事請負費（補助）というのが（単独）の誤りでございました。皆様方には大変申し訳ありませんけれども、補助を単独に訂正でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（錦戸俊春君） それでは、工事請負費の（補助）というのを（単独）ということで、訂正方お願ひいたします。

議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで3時5分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後2時50分

再開 午後3時04分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第9 議案第70号 令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、議案第70号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第70号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計補

正予算（第2号）（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,443万5,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款1財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入は、42万9,000円の増額でございます。これは、株式会社レノバが風力発電事業に係る土地の地質調査を行うに当たり、申請があった都呂々財産区の市有地に係る貸付収入でございます。半径延べ数が80立米で、6,035平米分の貸付収入となります。

次のページ、7ページをお願いします。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入は、8,000円の増額でございます。これは苓北町が実施する林道災害復旧工事。森林基幹道苓北天草線地滑り災害工事の竣工に伴い、土地の面積及び売買金額の確定に伴い、8,000円の増額です。

次のページ、8ページをお願いします。

歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1管理会費、節9旅費は、3万3,000円の増額で、管理会等の会議開催に係る費用弁償の増額です。

目2財産管理費は、節11需用費が財産区会報の発行に係る印刷製本費として4万6,000円、修繕料として、区有地の表示のための看板作成費10万4,000円の増額。

節13委託料が区有地の登記に係る土地調査委託料11万4,000円、合わせて26万4,000円の増額です。

次のページ、9ページをお願いします。

款2予備費、項1予備費、目1予備費が14万円の増額でございます。これは、先ほどご説明いたしました歳入の増額43万7,000円から、歳出の増額29万7,000円の残額、14万円を予備費に増額するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 直接、今回の補正には該当しませんけれども、よかったら、もしわかっていたらお答えください。

3ページの総務管理費の件ですが、総務管理費の中に、当初予算では19の負担金補

助及び交付金の中に都呂々財産区振興補助金というのが50万円計上してあったですが、その今までのどのくらいぐらい残っているのか。今までにどのくらい使っているのか。そこら辺、もしよかったら教えていただきたいのと。

交付規則等があったら、それをいただけんかなと思って質問いたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 補正外ということでお尋ねでございましたけれども、本年度当初予算で1件分、振興補助金の予算計上をしております。これまで申請がなかったんですが、一応、今年度、都呂々地区のほうでまちづくり協議会が新たに新設をされました。そういったことで、新たにできたということで活動費について補助をお願いしたいという中で都呂々財産区のほうに要望がございまして、管理会等で検討した結果、財産区の補助として50万円のうちから補助交付をするということで決定を今のところしております。

補助金交付要綱につきましては、このあと、終了後に松本議員さんのほうにおあげしたいと思います。

以上です。

○5番（松本良人君） よろしくをお願いします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、令和2年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第10 議案第71号 令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第10、議案第71号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第71号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）の内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,412万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免に対する財政措置、歳出では、国民健康保険の資格喪失及び新型コロナウイルス感染症の影響による減免に伴う還付金によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず歳入ですが、款4国庫支出金、項1国庫補助金、目2災害等臨時特例補助金、節1災害等臨時特例補助金8万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の令和元年度分の減免申請3件分、14万3,400円の10分の6に当たる財政措置によるものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金5万7,000円の増額は、国庫支出金同様、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の令和元年度分の減免申請3件分、14万3,400円の10分の4に当たる財政措置によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2事務費繰入金9万円の増額は、国保調交システム改修6万6,000円と滞納整理に伴う普通旅費2万4,000円の増額によるものでございます。

次に、歳出でございます。

9ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料6万6,000円の増額は、新型コロナウイルス関係及びマイナンバー関係の画面、帳票の追加等に伴う、国保調交システム更新に係るものでございます。

次に、10ページをお開きください。

項2徴税費、目1賦課徴収費、節9旅費2万4,000円の増額は、1泊2日、2人分の旅費で、国保税の滞納整理に伴うものでございます。

次に、11ページをお開きください。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分66万6,000円の減額は、令和元年度納付金の精算によるものでございます。

次に、12ページをお開きください。

款 8 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 一般被保険者保険税還付金 8 0 万 9, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の令和元年度分の減免申請 3 件分に伴う 1 4 万 3, 4 0 0 円の還付金、社会保険と国民健康保険の重複加入に伴い、国民健康保険の資格喪失に係る 5 年分の遡及還付金 5 6 万 9, 3 0 0 円等を合計したものでございます。

以上が、令和 2 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 7 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 1 号、令和 2 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 1 1 議案第 7 2 号 令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 1 1、議案第 7 2 号、令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第 7 2 号、令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）の内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 8 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 2, 8 3 6 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、高齢者医療制度円滑運営事業に係る一般会計からの繰り入れ、歳出では、税制改正に伴うシステム改修によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6 ページをお開きください。

まず歳入ですが、款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 事務費繰入金 4 6 万 7, 0 0 0 円の増額は、税制改正に伴うシステム改修のため、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、7 ページをお開きください。

款 6 県支出金、項 1 県補助金、目 1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、節 1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 1 1 万 6, 0 0 0 円の増額は、システム改修費用 5 8 万 3, 0 0 0 円の 5 分の 1 に当たる補助金でございます。

次に、歳出でございます。

8 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 1 3 委託料 5 8 万 3, 0 0 0 円の増額は、税制改正に伴う基礎控除の変更に対応するためのシステム改修によるものでございます。

以上が、令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 7 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 2 号、令和 2 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 1 2 議案第 7 3 号 令和 2 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 1 2、議案第 7 3 号、令和 2 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第 7 3 号、令和 2 年度苓北町水道特別会計補正予

算（第２号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億７，６９７万８，０００円とするものです。

内容は、職員の給料等の改定に伴う人件費の減額及び施設機器の修繕料の増額が主なものです。

歳入につきましては、６ページをお願いします。

款４繰入金、項１目１節１一般会計繰入金は、職員の異動に伴う児童手当の水道事業繰入金として１８万円の増額です。

続いて、歳出につきましては、７ページをお願いします。

款１水道費、項１水道管理費、目１一般管理費で、節２給料、節３職員手当等、節４共済費は、職員の人事異動に伴うもので、合わせて１１３万１，０００円の減額です。

節１１需用費は、大規模契約割引による電気料１２３万３，０００円の減額、修繕料は、下東風倉送水ポンプほか２カ所の修繕料として２１５万８，０００円の増額です。

節２７公課費は、消費税の確定による３８万６，０００円の増額です。

以上で、令和２年度苓北町水道特別会計補正予算（第２号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第７３号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７３号、令和２年度苓北町水道特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１３ 議案第７４号 令和２年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第１３、議案第７４号、令和２年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第74号、令和2年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,491万8,000円とするものです。内容は、一般管理費並びに富岡浄化センター更新事業の確定に伴う事業費の減及び新たに老朽化した箇所の実施設計業務委託が主なものです。

4ページをお願いします。

第2表地方債の補正です。

1、変更で、（下水道事業債）特定環境保全公共下水道事業で120万円を増額し、限度額を3,720万円に変更するものです。

歳入につきましては、7ページをお願いします。

款4、項1繰入金、目1、節1一般会計繰入金は、一般管理費の減額による下水道事業繰入金353万6,000円の減額です。

8ページをお願いします。

款7、項1町債、目1、節1下水道事業債は、富岡浄化センター更新事業の精査確定により、460万円の減額となりましたが、新たに今年3月に作成しましたストックマネジメント計画に基づき、老朽化した箇所の2期目分の実施設計業務委託料分580万円の増額により、差し引き120万円の増額です。

続いて、歳出につきましては、9ページをお願いします。

款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費で、節11需用費は、汚泥を凝縮する薬品代104万5,000円の減額、大規模契約割引による電気料156万円の減額です。

節13委託料は、処理場等維持管理業務委託料のうち、汚泥脱水業務に係る作業日数減に伴う委託料140万5,000円の減額。

節19負担金補助及び交付金は、職員の異動による退職手当負担金の42万4,000円の増額です。

10ページをお願いします。

款1公共下水道事業費、項1、目1下水道事業費で、節13委託料は、富岡浄化センター更新事業業務委託料確定による1,065万円の減額、新たに本年3月に作成したストックマネジメント計画に基づき、老朽化した箇所の2期目分の富岡浄化センター更新事業実施設計業務委託料1,190万円の増額です。

以上で、令和2年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 74 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号、令和 2 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

**日程第 14 議案第 75 号 富岡浄化センター更新事業委託に関する基本協定の一部
を変更する協定の締結について**

○議長（錦戸俊春君） 日程第 14、議案第 75 号、富岡浄化センター更新事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 議案第 75 号、富岡浄化センター更新事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について。

平成 30 年 9 月 10 日議案第 57 号により議決された富岡浄化センター更新事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定を締結するものとする。

令和 2 年 12 月 8 日提出。苓北町長、田嶋章二。

記。

1、協定名、富岡浄化センター更新事業委託に関する基本協定。

2、協定の方法、随意契約。

3、協定の金額、当初 1 億 8,850 万円、変更減額 4,165 万円、合計 1 億 4,685 万円。

4、協定の相手方、東京都文京区湯島 2 丁目 31 番 27 号、日本下水道事業団、理事長森岡泰裕。

提案理由、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があるため

でございます。

補足説明として、変更協定内容について説明いたします。

次のページをお開きください。

A 3 の協定変更委託業務箇所図です。

本協定は、平成30年度から令和2年度にかけて日本下水道事業団との基本協定を締結し、富岡浄化センターの電気設備、機械設備、建築機械設備の更新を実施しております。今回の一部変更の内容は、各設備機器の数量に変更はございませんが、箇所図の管理棟電気室②の電気設備、エアレーション装置速度制御盤の更新において、水処理設備オキシデーションディッチ法の運転方法の変更を想定し、シーケンサ（自動制御電子機器）改造費用を見込んでおりましたが、その後の調査で運転方法の見直しまでは行う必要がなく、電源供給整備の更新のみの実施としたことから、工事費約1,800万円の減額となりました。さらに、契約に当たり、機器の使用の精査、見積りの再徴収など、予定価格を精査したところ、約1,150万円の減額、入札による差金約750万円が減額となりました。また、工事費減額に伴う消費税、事業団管理費約465万円の減額とあわせて、基本協定時の予定概算事業費が4,165万円減額となることが確定しましたので、本議案に提案したものでございます。

各更新施設の箇所につきましては、委託業務箇所図の右上の管理棟電気室では、①リモート入出力盤ほか1カ所の更新。管理棟1階では、③自動火災報知設備の更新。管理棟制御室では、④計装機能増設ほか3施設の更新。搬入室・ポンプ室では、⑧放流流量計ほか6設備の更新。汚泥ポンプ室では、⑭返送汚泥流量計ほか1設備の更新。オキシデーションディッチ槽では、⑯DO計の更新。併せて16設備の更新を実施しております。

なお、本委託事業は、各設備の名称の青色で記載しています7カ所の設備において更新事業を現在実施しており、令和3年3月31日までを業務完成期間としております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、説明受けましたけども、ほかの人はわからずとかもしれんばってん、私はあまりわからない。それで金額も4,000万円ですか、減額が。当初の見込みでは、これ1年もせんうちに、その当初の見込みが4,000万円も減額するということは、当初の見込みが甘かったのではないかと思いますけども、そういう検証はされましたか。

ここが凡例の中で、黒字を赤に変更した分と青字を赤に変更した分が凡例には書いて

あります。それがその箇所図の中に点々とあるわけですが、青字があるわけですが、なかなかわかりにくいということ。これ現在の進捗状況はどういうことなんでしょうか。それで、変更することによって、それは今日議決されたとして、今日からまた新たにその変更部分に関わっていくのかどうか。要するに、現状です。現状。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 浜口議員の質問にお答えします。

まず、当初の見込みが甘かったのではないかとということでもありますけども、この基本協定においては、日本下水道事業団と概略で契約をし、基本協定、請負契約基本協定を一応結びながら事業を実施していく事業であります。ここの中で精査をしながらこの4,165万円の減額になったというような状況でございます。

次に、進捗状況はどうかというところのご質問ですけれども、私の説明不足で非常に申し訳ございません。この赤の中に黒字で書いてある、赤の枠のところが今回実施したところなんですけども、その中の黒字で書いてある部分につきましては、この3年間の基本協定の中で平成30年度から令和元年度の施工箇所でございます。そして、青字で書いてある部分につきましては、令和元年度から令和2年度の施工箇所となっております。その上の赤印で同じマークをしてあるものが、実際の計画と一緒にあったということで、全て一緒に計画の中で実施をさせていただいておりますけれども、説明の中で、先ほど②のエアレーション装置速度制御盤の更新については、運転方法の見直しの改造を見込んでおった部分について減額となったところでございます。

以上でわかれたでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） わかりませんが、例えば、この管理棟電気室に①と②がありますよね。そして、①電気設備は青字R-I。それから、②の電気設備がエアレーションになって、これは黒字ですね。そして、赤で（〃）がなっている。それで、課長の説明では、①がどうだこうだという話をされましたけども、これはこの赤の（〃）は、普通、私の感覚では変更なしだというときに（〃）という理解ばしとつとですけども、そこら辺の話がわからない。

それから、これはソフト事業なんですかね、ハード事業になつとですかね。ソフト事業ですか。ソフト事業だから、この例えば、電気設備、R-I/O（リモート入出力）盤新設一式、これに金額は出てこないわけですか、このことで。できればこのことに金額が出てくれば、課長の説明も理解しやすいわけですが、数字はどこにも何も出てこんで、赤の（〃）と青文字と黒文字とあって金額が4,100万円ばかり減額になりますと、どうもわかりにくい。しかも相手が何か日本下水道事業団ですか、ちょっと途方もつかない団体がされとるということですけども。あと1回お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 先ほどの浜口議員の質問にお答えをさせていただきます。

すみません、金額について、まず詳細に説明してよろしいでしょうか。1番から。

○7番（浜口雅英君） 管理棟電気室だけでよか。

○水道環境課長（田尻 悟君） では、管理棟電気室の電気設備、リモートI/O盤の新設部分でございますけれども、これについては当初のその設計においては、①のこのリモートI/O盤、⑤の非常用通報装置、⑦のシーケンスコントローラ盤、⑥の無停電電源装置、汎用UPS装置、これをあわせまして9,810万円を予定しておりました。これが変更協定では8,714万円となっており、ここの部分につきましては1,960万円の減額となっております。この理由につきましては、各仕様を確定し、積算精査結果によって減額したものでございます。

次に、②の電気設備、エアレーション装置速度制御盤の更新でございます。

これにつきましては、基本協定時は3,961万4,000円を基本協定としておりましたが、変更協定で2,182万9,000円で、増減の1,778万5,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今、課長が説明されたように、これはもう単なる平面図ですよ、要するに箇所図の平面図ですよ。今おっしゃったようなことをずっとこの管理棟電気室①②、これを今おっしゃったような形で、当初、変更という数字を入れてもらえば非常にわかりやすい、それでその変更の合計がマイナス4,000万円ですか、このままのこの平面図見て、この11人の方は理解されとっと思いますけども、私はこれだけでは全然わかりません。もしよかったら、議長にお願いするわけですが、今課長がおっしゃった数表を、すんでからでも構いませんので出してもらえればと思います。私も帰ったらいろいろお世話になっている方々と話のとき、「浄化センターで4,000万円ぐらい減額になったてやっかい」という話のときに、いやな、①がな、青文字の①がいくらで、黒文字の②がいくらで、これわからんですよ。R-I/O（リモート入出力）盤新設が3,000万円やったが2,500万円になって500万円減額になったって、その理由はこうしかじかでして、有権者の皆さんにお伝えできますので、ぜひそういうことでその資料を要求して終わります。

○議長（錦戸俊春君） あとで出せますか。議会終了後で結構ですので。

ほかに質疑ありませんか。

はい、倉田 明君。

○１０番（倉田 明君） １点、２点お尋ねいたしますが、ご承知のとおり、この施設も２０年ばっかりなるわけで、今後もいろんな形で更新事業がなされると思います。先ほど課長の説明で、当初の契約が概略的なものであったということでこういった差額が生じたと理解しておりますけども、契約も随意契約、恐らくこれ以外の日本下水道事業団以外は請け負うことはできないと思っておりますが、実際、工事の関係で下請が入っているのかどうか、その点を１点。下請会社がしているのか。元請会社がしているのか。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 今年度の工事においては、今制作を関西のほうで行っております。年明けぐらいから搬入をはじめてくる予定にしております。地元業者を極力使うようにというところの中でお願いをしているところ、要請をしているところがございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田 明君。

○１０番（倉田 明君） 恐らく地元の業者を使わないとかえって高くつくと思うんですね。ほっでなるべくもうこれは恐らく失礼な言い方ですけども、事業団の言うままの金額となりますと思います。だから極力地元を活用といったらおかしいですけども、ご利用いただければと思って、特に要請、要望しとってください。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第７５号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７５号、富岡浄化センター更新事業委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結については原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

日程第１５ 議案第７６号 請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事〕の変更締結について

○議長（錦戸俊春君） 日程第１５、議案第７６号、請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議案第76号、請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事〕の変更締結について。

令和2年9月8日議案第60号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。

令和2年12月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1、工事名 | 志岐漁港臨港道路整備工事 |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3、契約金額 | 当初 5,830万0,000円 |
| | 変更 349万7,827円の増額 |
| | 合計 6,179万7,827円 |
| 4、契約の相手方 | 熊本県天草郡苓北町志岐234番地1 |
| | 株式会社レイジュウ 代表取締役 植里幸太郎 |

提案理由。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためです。

それでは、変更の概要について説明いたします。図面を1枚添付しておりますのでご覧ください。

今回の変更は、9月11日、9月議会定例会終了後にご報告させていただいたとおり、9月2日の台風9号接近と大潮満潮時が重なり、高潮が発生したことでの最高潮位の値を見直したことによる貯水池面積の変更が主なものです。最高潮位の見直し後の値は、先にご報告したとおり、プラス3.89メートルで、既往の値プラス3.58メートルより31センチ高くなりました。この最高潮位の見直しにより、貯水池から海への排水が困難となる時間が、当初計画の60分から190分に伸び、この間に貯水池に流れ込む洪水量は、流量計算により870立方メートルから1,892立方メートルに増加します。このことにより、貯水池面積を当初計画の1,350平方メートルから2,750平方メートルに広げることとしました。図面の赤網掛け部分が当初計画の貯水池、赤色着色部分が増えとなる箇所です。貯水池の面積を広げることにより、直接工事費で掘削等の土工が42万2,000円の増額、貯水池を覆う布製型枠敷設が192平方メートルの増加により125万5,000円の増額、貯水池を囲む転落防護柵の設置が28メートルの増加により32万1,000円の増額、請負費で349万7,827円の増額となります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これは流量が増えてきて、フラップゲートを要するに経て海水に放出するということになると思いますけども、これだけ水が増えてもこのフラップゲート、1,500掛ける1,000が流出するほうですよ。それから600掛ける600は、今度は入ってきては困るわけでしょう。そしたらこの出すほうの1,500掛ける1,000は、それとボックスカルバート、1,000掛ける1,000、これはそのままでもいいわけなんですか。

それと現場はもう丁張りとか何とかはもう済んでいるんですかね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 只今のご質問、貯水池から海への排水しますボックスカルバート1メートル掛け1メートルの形状の件ですけども、この形状の算定につきましては、ハイウォーターレベルの値で決定しており、高潮時の値につきましてもチェックを入れております。高潮時は、ボックスカルバートは全て水没しますけども、フラップゲートからの流出が制限されるために、チェックの結果、断面形状には変更はございません。

それから、現場の状況ですけども、今護岸の工事を進めており、護岸のほうが高さにして約3分の2程度はできあがっている。年内には護岸のほうが一番最高の高さまでできあがる予定で、年明け以降、この貯水池にかかる計画で進めております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） このボックスカルバートが水中に入るといのはわかりますけども、そのあと、排出するときは水中から出るわけでしょう。そのときに、この今の要するに、このたまる水が遊水地ですか、貯水池ですか、これにためる水が倍になるわけでしょう、ですね。870が1,800ですか、3倍か、になるのに今のこのままの形でいいのかと。もっとこれも一回りなり、二回りなり大きくしなければその排水能力が足りないんじゃないかというふうに思うわけです。ですので、そこあと一遍お尋ねします。

それから、護岸ができあがっているといのは、この新たな部分の護岸ができあがっているということですか。

それともう一つ、この平面図の中で、この水路のそばにほかの方々の宅地はまずプライバシーを守るといことで名前はあがっていないんですけども、この人だけは名前があがっているのは、この水路のそばだから名前をあえて書いたということなんですか。

か。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） ボックスカルバートの形状ですけども、先ほど申し上げましたとおり、これはハイウォーターレベルにより決定しており、高潮時の値でもチェックをしております。潮位が徐々に下がるにつれ、中の洪水も減っていきますので、その辺は計算した結果、問題ないということで進めております。

すみません、図面上の名前の記入、これは、すみません、本当でしたらこれは削除すべきだと思います。申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） いや、これは削除すべきだったと思います。それはすぐ差し替えなさいよ。この採決を採る前に。そうせんと、プライバシーの問題で名前があがっていないということなんでしょう。先ほどのあれと一緒にすよ。補助事業と単独事業の差し替えと一緒に、あれ差し替えせんだったばってんが、本来ならば差し替えすべきですよ。先ほど言うたですよ、年に4回しかない議会だと、もうちょっと議会を尊重してほしい、行政は。心配せんちゃよかけん、心配せんちゃよかけん、出しとけ、出しとけて、そういう感じが行政の中に見ゆつとですよ。こういうことがそれなのよ。できればというよりも、これも平面図だけでは非常にわかりにくい。例えば、ナンバー7ですか、道路のナンバー7からの横断図、これ新たな部分の設計変更した分の横断図があると思うわけですよ、ですね。横断図なしで、もしこれができるとすれば、あなた方はすばらしい技術者だというふうに思います。現場のことがわからなくて、私たちの税金を預かっているあなたたちがわからなくて工事をしていることはないというふうに思うわけですので、そういう税金をチェックする、議会にもわかりやすいような資料を出してください。このことはずっと度々言ってますけども、全然出せない、出してない。わかりにくいように、わかりにくいように、意図的にわかりにくくしているよう、そういう感じしか受け取れんですよ。次の議会からはそういうことに十分、町長、職員の皆さんに十分厳しく、そして議会を尊重してやりなさいということで、資料は出してください。資料はあってコピーしてくるだけやけん、3枚ぐらいコピーしても、そこんデイリーに行っても1枚10円ですよ、A3で。カラー付きは50円、それで3枚しても150円、1人ですね。そのくらいのお金は出してもいいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 図面については、後ほど差し替えでよろしいですか。準備いたしますけども、今すぐというのは、ちょっと。

○議長（錦戸俊春君） はい、審議には名前は関係ないですから。

○7番（浜口雅英君） なんのなんの違う違う違う。議長、違うぞ。審議に額だけかも

しませんが、資料として出すわけでしょう。ほんならこれは芥北町役場は、この資料は回収すべきですよ、厳密に言えば。行政のチェック不足ですよ。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、横断図につきましては、当初のこの設計のときに配付した資料に添付しておりまして、今回はこの平面だけで十分説明が可能であるというふうなことで、今回付けておりませんでした。申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君） どうぞ、浜口雅英君。はい、最後にしてください。

○7番（浜口雅英君） 宮崎課長、この図面はですよ、私んとはいろいろ書き散らかしとるけんコピーでけんですけども、これはちょっとコピーして、コピーすつときにここん名前、戸北治男さんの名前ば字消しでして、ほっでぱっとコピーして、そしてこれが正式な議案76号の正式な資料です、添付資料ですって、当初出していたのは処分してください。あるいは回収しますでもよかったな。そうせんとな、もう議会の位置づけが非常になめられるというか、軽く見ている。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今、準備に行かせておりますので、しばらくは休憩をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後3時55分

再開 午後4時12分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 申し訳ございませんでした。図面を2枚配付させていただきましたので、説明をさせていただきます。

A4サイズの図面につきましては、申し訳ございませんでした。名前を削除し、差し替えをさせていただきます。

新たにA3サイズの図面を付けております。平面図につきましては、当初と変更がこの図面ではわかりにくかったというようなこともありまして、当初のA4サイズの図面を付けております。浜口議員からご指摘いただきましたナンバーの7付近では、集水桝とボックスカルバートの位置関係がわかりませんので、標準的なところでその位置がわかるような断面で付けさせていただいております。

補足説明をさせていただきますと、右側上部に断面図を付けておりますけども、この貯水池内の水位が一番たまってプラスの3.6メートル、貯水池の底の値がプラス2.

9.1メートルでございます。その差が6.9センチになりますけども、先ほど説明しました190分間の間にここに流れ込む洪水量が1,892立米になります。これを0.69で割戻しますと2,742平米必要となり、今回、2,750平米に貯水池を広げることとしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） どうもお手数かけました。当初からこれが出とったらこれ1枚よりもわかりやすかったと思います。

それから、ちょっとどこにかかったという課長の説明のありましたが、それは事実ですか。とすればこの前の林道と一緒に、この契約が議会を 통해서からしか現場着工できないとじゃなかですか。また林道の話を持ち返しますけども。林道は、会計検査員とか何とかにもし提訴した場合には、現地調査が行われる可能性がありますよ。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 最初にどこにかかった経費というふうなことで、私は説明しました。現場のほうですけども、貯水池部分についての土工については実施しておりません。これは護岸の部分ですね。護岸の擁壁を積み上げる部分についての床掘等の土工については、既に実施しているということでございます。

以上でございます。

○7番（浜口雅英君） 十分注意してください。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。

○7番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、請負契約〔志岐漁港臨港道路整備工事〕の変更締結については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第77号 苓北町斎場の指定管理者の指定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第16、議案第77号、苓北町斎場の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 議案第77号、苓北町斎場の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年12月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

1、公の施設の名称、名称、苓北町斎場。

2、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草郡苓北町志岐1010番地、名称、苓北町農業協同組合、代表者、代表理事組合長濱石和男。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町斎場の指定管理につきましては、現在の指定が令和3年3月31日までの指定期間となっております。このため、令和3年度から令和5年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、苓北町農業協同組合1事業所の申請がありました。応募者の1事業所について、申請内容等についてのヒアリングを行い、公の施設、指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査した結果、苓北町農業協同組合が指定管理者の候補者として選定されましたので、今回、提案するものでございます。

なお、苓北町農業協同組合につきましては、現在の指定管理者でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 評価の総括表でございますが、これこの件ばかりじゃなくて、あとの件もありますので、概略お聞きをいたしますけれども、選定項目の上から2番目の審査項目、利用者への周知を図るための具体的な手法及び期待される効果、こちら辺、ここと下の段あたりは、斎場の場合は、この中を見ますと、年間のこん会計の内容はそうかもしれませんが、周知の取り組みの内容とか何かというのは、斎場の周知は、ここ

住民課で斎場ありますので、どうのこうのと言うてやっぱり昔は言いよったっじゃなかですかね。この辺の点数の取り方あたりは、この斎場の場合は極端にひっかっですよね、30が19になったり、ここら辺はもうちっとこの審査の方法を違う方法にして、例えば、財務会計なんかみますと、農協財務関係は本当はあまり悪くはないばってん、ちょっとひょっと見れば40が30になったりなんかして、何かあんまり、何かそこら辺が何か本当かなと、この調査が本当かなというような感じを受けるところありますので、今後は、実情に応じたやっぱりこの取り方をせな、全部これが斎場に、斎場ば宣伝せろというわけにいかんでしょう。それは、温泉センターとか、何かは確かにいいと思いますけれども、そこら辺どう思われますかね。これ全体的なことです。どこかの主管が、今担当課じゃなくて、ほかにもあられるんじやなかろうかと思いますが。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今回の指定管理者の指定に当たりましては、公の施設指定管理候補者選定委員会というものを設置しております。その委員長、私になっておりますので、私のほうから回答をさせていただきます。

今、松本議員がおっしゃいました、特に斎場につきましては、その周知の部分を入れております。当然のことながら、斎場の場合は、利用拡大ということはできませんので、この分につきましては、ほかの老人福祉センターでありますとか、温泉センター、そういった部分とは別に斎場につきましては、年間の広報計画、それから、周知の取り組み内容といいますのは、斎場の利用のあり方とか、受付のやり方とか、そういった部分の周知という意味でこの審査表は設けたところでございます。ほかの施設とはちょっと異なりますので、若干、審査項目の内容が少し変わっているということでございます。

それから、財務の状況ということでございましたけれども、これにつきましても、それぞれ団体から財務諸会計の帳簿等をいただきます。その中で、例えば、貸付金でありますとか、そういった財務の状況の書類が出てまいりますので、それを見まして、それぞれ審査委員が点数を付けているというところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私が言うのは、ちょっと言い方が悪かったかもしれん。施設施設によって、その点数の取り方は変えたほうがようはなかろうかなというような感じがするわけですね。斎場と温泉センターととか、何か別々にせんば宣伝とかどうのこうの入ったり、ちょっとこれに該当されんとがあつとじゃなかろうかな。今後はそこら辺もあわせていただいて、検討していただいて、その施設にあった審査の方法をしたらいかがでしょうかね。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） ご意見ありがとうございます。改めましてその審査の項目のあり方等も今後、検討させていただきたいと思います。

○5番（松本良人君） 今後ですよ、今後です。これはよかばってん、今後。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

○5番（松本良人君） はい、よかです。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この項目とかそういうもののもですけども、点数が満点があつて、委員の評価点だけですね。それでこれは合格点とか、そういうものの設定はないわけですか。委員の評価点が、これ平均かどうかわかりませんけども、やっぱり合格点というのはあらかじめつくっとくべきじゃなかかと思ひます。そうせんと、この受けらす人も、今度の点数足らなかつたのでこの部分一生懸命がんばろうとか何とかという話が、1社しかもしなかつた場合は、そこら辺の打ち合わせをやっぱり町とその業者の方と調整する必要がありますと思ひます。このままでは、ただ点数なんかば出して、皆さんで、委員さんで評点を出す。それで終わり。もしかすれば委員の中で、ここがあんまり下がり過ぎとるけんが下がり過ぎらんようにいう談合があつとかどうかわかりませんけども、やっぱり明確にするためには、この合格点の設置を新たに、これはもう結構ですので、次年度からその合格点といいますか、基準点といいますか、そういうものを設置するべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今の浜口議員のご意見につきましては、公の施設、指定管理者の候補者設定ガイドラインというものをつくっております。この中で、評価点、合計の点数が評価点で8割を超えない者については不採用とするということをガイドラインで決めております。したがいまして、500点満点で400点以上なければ不採用ということになります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） とすれば、この評価点の合計のところに、今、副町長がおっしゃったようなことを※印でもなんでも構わんで、提示すると。本来ならば個別にあつたが一番いいと思ひますけども、それではなかなか難しい、評価の仕方が難しい面もあるかと思ひますので、総合点の中で、やっぱりそれを※印か何かでやっぱり明記すべきだろうというふうに思ひます。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第 77 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号、苓北町斎場の指定管理者の指定については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 17 議案第 78 号 苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 17、議案第 78 号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第 78 号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 12 月 8 日提出。苓北町長、田嶋章二。

1、公の施設の名称、名称、苓北町老人福祉センター。

2、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草郡苓北町志岐 1010 番地、名称、苓北町農業協同組合、代表者、代表理事組合長濱石和男。

3、指定の期間、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。

提案理由でございます。指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町老人福祉センターの指定管理につきましては、現在の指定が令和 3 年 3 月 31 日までの指定期間となっております。このため、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の指定期間で公募を行ったところ、苓北町農業協同組合 1 事業所の申請がありました。応募者の 1 事業所について、申請内容等についてのヒアリングを行い、公の施設指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査した結果、苓北町農業協同組合が指定管理者の候

補者として選定されましたので、今回、提案するものでございます。

なお、苓北町農業協同組合につきましては、現在の指定管理者でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、苓北町老人福祉センターの指定管理者の指定については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第18 議案第79号 苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第18、議案第79号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 議案第79号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年12月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

1、公の施設の名称、名称、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機。

2、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草郡苓北町富岡2661番地、名称、長井商事株式会社、代表者、代表取締役長井 薫。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提案理由でございます。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理につきましては、現在の指定が令和3年3月31日までの指定期間となっております。このため、令和3年度から令和5年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、長井商事株式会社1事業所の申請がありました。応募者の1事業所について、申請内容等についてのヒアリングを行い、公の施設、指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査した結果、長井商事株式会社が指定管理者の候補者として選定されましたので、今回、提案するものでございます。

なお、長井商事株式会社につきましては、現在の指定管理者でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理ですが、ここの温泉自動販売機の件ですけれども、稼働率というのは、今どのくらいあるのか。当初は相当住民の方も使っていらっしゃると思いましたが、最近、よくグラウンド使う時にも、あまりこう使っていらっしゃる人たちが少ないような気がします。あれだけの全部で1、2、3、5基くらいあるんですかね、あそこは、今、くみ上げて販売しているのが、ちょっと今定かではありませんが、大体5つくらいあるんじゃないかと思いますが、実際にどのくらい使っておられるのか、また、それにかかる管理料がおおむねいくくらいなのか。その収支が相当赤字じゃなかろうかというふうに思いますので、そのあたりを教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 今ちょっと資料がちょっとございませんで、ちょっとその辺がわかりませんけれども、後ほどご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） そうですね、急に言われてもわからないかもしれません。ただちょっと気になったのが、あまりにも赤字の経営であればやはり行財政改革の中で、本当に必要な基数、全体というのは、やっぱり使っている方がいらっしゃるし、特に老人福祉センターがトラックでよく持っていかれるというのはありますので、必要だと思いますけれども、あれだけの数が本当に必要なのかどうかというのをもう1回精査していただいて、必要な部分だけ動かすと、多分メンテナンス費用も相当かかるだろうと思いますので、また、これは一般質問でも取り上げたいと思いますが、はい、以上です。結構です。あとでまた資料いただきます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の指定管理者の指定については原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第19 議案第80号 苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定について

○議長（錦戸俊春君） 日程第19、議案第80号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 議案第80号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年12月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

1、公の施設の名称、苓北町町民総合センター等。

2、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草郡苓北町坂瀬川711番地1、名称、株式会社サンクリーンドリーム、代表者、代表取締役宮崎宗晴。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提案理由でございます。指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町町民総合センター等7施設ございまして、町民総合センター、体育センター、庭球コート、総合武道館、農村運動広場、坂瀬川地区総合グラウンド、麟泉運動公園の7施設でございます。の指定管理につきましては、現在の指定が令和3年3月31日までの指定期間になっております。このため、令和3年度から令和5年度までの3年間の指定管理の公募を行ったところ、株式会社サンクリーンドリーム1事業所からの申請が

ありました。申請の１事業者については、申請内容等についての個別のヒアリングを行い、公の施設指定管理者候補選定委員会を実施し、審査しました結果、株式会社サンクリーンドリームが指定管理者候補者として選定されましたので、今回提案するものでございます。

なお、株式会社サンクリーンドリームにつきましては、現在も指定管理者でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） この坂瀬川地区総合グラウンドを除いた６カ所の管理はよくできているというふうに思います。ですので、設置者はもう少し力を入れて、例えば、農村運動広場に水がたまってしまうと、それは何回も指摘しましたように、グレーチングの蓋に泥がたまっている。それはやっぱり管理者の責任じゃないと思います。設置者の責任だろうというふうに思いますので、そういう部分については、管理者に負けないように、積極的に施設の保全に努めるべきだと思います。

それから、ほかの施設と評価点を比べると、ここが一番、私の見た感じでは一番よくしてあるのに、評価点が４２１点と非常に低いという気がします。やっぱり副町長が評価委員会の委員長しておられるようですが、そこら辺のところも、委員の皆さんにも十分、現場を見るとか、現況の説明を十分してからこの評価点は出すべきだろうというふうに思います。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第８０号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８０号、苓北町町民総合センター等の指定管理者の指定については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第20 同意第5号 苓北町都呂々財産区管理会委員の選任について

○議長（錦戸俊春君） 日程第20、同意第5号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

ここで審議に入ります前に、同意を受ける当事者の二親等内の血族が議場内に在席しております。地方自治法第117条の規定による除斥退場を求めます。

石田みどり君、退場してください。

（石田みどり君 退場）

○議長（錦戸俊春君） 議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君） 本案について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第5号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任についてのお願ひでございます。

次の者を都呂々財産区管理会委員に選任したいから、苓北町都呂々財産区管理会設置条例第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任区、第3選任区。氏名、松尾 守。生年月日、昭和30年7月29日。住所、苓北町都呂々5番地2。職業、地方公務員（パートタイム会計年度任用職員）でございます。

提案理由でございますが、苓北町都呂々財産区管理会委員の欠員に伴い、管理会委員1名を新たに選任する必要があるためでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任についてを採決します。会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

只今の出席議員は10名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣田幸英君、4番、高戸幸雄君、5番、松本良人君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙のそれぞれの枠内に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。
なお、白票及び他事記載は反対とみなします。

(投票用紙配付)

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の廣田幸英君、高戸幸雄君、松本良人君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（錦戸俊春君） 同意第5号の松尾 守君の投票の結果を報告します。投票総数10票、有効投票数10票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成10票、反対0票。以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第5号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任については、松尾 守君に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（錦戸俊春君） ここで石田みどり君の入場を求めます。

(石田みどり君 入場)

○議長（錦戸俊春君） 本日の会議の時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

-----○-----

日程第21 諮問第1号 苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（錦戸俊春君） 日程第21、諮問第1号、苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

ここで審議に入ります前に、諮問を受ける当事者の配偶者が議場内に在席しております。執行部側であり、地方自治法第117条の規定による除斥の対象ではありませんが、審議の都合上、本案が終了するまでの間、退場を求めたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

濱崎敏和君、退場してください。

（濱崎敏和君 退場）

○議長（錦戸俊春君） 議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君） 本諮問について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 諮問第1号、苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましてのご説明をいたします。

このことにつきましては、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記、濱崎幸枝氏、なお、濱崎幸枝氏の経歴につきましては、次ページに掲載してございますので、ご参考の上にご意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 本案について質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 私は、この議会で一般質問をしました。安全安心のまちづくり、質問要旨8、小学校児童の通学重荷の解消、小さな児童が重いランドセルやリュックを背負わされた今の通学状況が今後の成長に影響を与えないのか不安である。まだ体格の整っていない幼い体でこのような重いランドセルを背負うことについて、今の通学体制に何ら問題はないのか。また、医学的な見地からの検証も必要ではないのかという質問でしたが、教育長に言わせると、専門的な検証は難しい状況にあるということでした。私とすれば、我々の立場でわかりにくい状況があるので、町議会を通じて教育行政のトップに質問したわけですが、トップの回答はそういうことです。専門的な検証は難しいようであるということでした。質問の対象者は、小学校の中での小学生児童であり、町民の中では非常に弱い立場の子どもたちです。これに対して真摯な対応を見せずに、難しい状況という一言で切り捨てられた状況がありました。

人権擁護委員も町民の中で弱い立場の皆さんの側に立った活動が求められると考えます。この推薦者は、教育長と非常に近い関係にあり、普段の日常の中でも日頃からこのような雰囲気があるのではないかというふうに予測しますけども、このようなことについて推薦者はどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 人事案件の質疑が諮問を受ける当事者本人に関することでない

と認められますので、注意をします。

答弁はなし、しないということにします。

はい、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第１号、苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

会議規則第８２条の規定によって無記名投票で行います。

只今の出席議員は１１名です。次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、６番、石田みどり君、７番、浜口雅英君、８番、野崎幸洋君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票及び他事記載は反対とみなします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の石田みどり君、浜口雅英君、野崎幸洋君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君） 諮問第１号の濱崎幸枝君の投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票数１１票、無効投票はありません、有効投票のうち賛成１１票、反対０票。以上のとおり賛成多数です。したがって、諮問第１号、苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、濱崎幸枝君を適任とする答申をすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(錦戸俊春君) ここで濱崎敏和君の入場を求めます。

(濱崎敏和君 入場)

-----○-----

**日程第22 陳情第14号 天草初代代官鈴木重成屋敷跡地を苓北町が購入すること
についての陳情書**

○議長(錦戸俊春君) 日程第22、陳情第14号、天草初代代官鈴木重成屋敷跡地を苓北町が購入することについての陳情書についてを議題とします。

ここで審議に入ります前に、本件につき直接の利害関係にある議員が議場内に在席していると思われます。地方自治法第117条の規定による除斥退場を求めたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 異議なしと認めます。

野崎幸洋君、倉田 明君、退場してください。

(野崎幸洋君、倉田 明君 退場)

○議長(錦戸俊春君) 議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(錦戸俊春君) お諮りします。

陳情第14号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第14号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

朗読は省略します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

石田みどり君。

○6番(石田みどり君) 購入するということの陳情が出ておりますが、今本当に、本日もそうなんですけども、今まで財政的に本当に大変な状況だということがずっと出て

おりますので、購入ということについては、私は反対をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 今回陳情があっている鈴木重成屋敷跡地ですけれども、ここの土地は非常に有効な土地であろうかと私は思います。これまで鉄工所があつて、建物で百閒土手の全体像が今まで見えてなかったのが、今回解体されて全体が見えるようになっております。

また、今港湾のほうの埋立てで若干全体像の下部工のほうが見えませんが、ここについては埋め立てて、今地域の人がグラウンドゴルフとかいうことで公園をたくさんの方が活用されています。問題は、今活用される方たちが、道路に駐車をされているということで、駐車場自体も非常にないと。特にお城、ここに書いてありますが、お城まつりとか、ペーロン大会にあつても、駐車場不足というのが問題になっているというふうに思います。ぜひこれから先、百閒土手とため池、ここも苓北町の観光にとっては重要なファクターになるのではなかろうかと思ひます。ぜひこれから先、町のほうが計画を立てないと土地の購入はできないかと思ひますけれども、ぜひこの土地を有効活用するような計画をぜひ立てていただいて購入に対しての理解はぜひお願いしたいと思ひます。

賛成の立場で討論に入りました。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 私は、賛成の立場で討論に参加をさせていただきたいと思ひます。

天草最初の代官鈴木重成公は、私たちの年代まではだれもが知っている天草のために活躍をなされた代官でございます。その代官の屋敷跡が富岡鉄工所と武田さんのところにあつたということを、このたび私も初めて知りまして、鈴木重成公に対して、やっぱり私たち苓北町民も敬意を表し、また、鈴木重成公の銅像もちゃんと整備をして、歴史に忠実な苓北町の遺跡としてこれからも保存をしていただきたい。町有地として今後の利活用を図るべきだと、私は思ひます。

また、苓北町が今後ますますふるさと納税に鋭意努力すれば、その財源確保は容易なものになると思ひますので、私はこの陳情の採択に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 監査委員の指摘の中にも、町有地をなるべく売って、このコロ

ナ禍の中で、今町有地を持っている時代じゃない。売ってしまえ、そしてその財源にせろというような意見です。そういった中に、購入するということは、私は問題じゃなかろうかなと。今が時勢は時勢です。今いろんなコロナ対策で交付金とか何とかいっばいきますけれども、全部日銀がお金印刷して回しよる起債です。それが今外国にどんどん流れていきよる。そういった状況の中で、我々も辛抱しなければいかんのじゃなかろうかなと。そして、歴史も必要です。必要だと思いますけれども、あそこが駐車場になって、歴史をひも解くということが考えられるでしょうかね。またそれに対して金をかける。やはり私は、今の状況において、我々の感で、あそこは歴史があるから残せというようなことを、私は残せるなら、お金がわりわりあれば残せてよかだと思いますけれども、この借金とか、あるいは財政難が、孫や子に全部しわ寄せがいくわけですよ。私は、この中で買うのは、買うて云々するのはやはり反対はしますね。私は、寄附してもらったら大いに受け入れて、そしてそこに寄附者の方の名前を大々的に取り上げて、鈴木重成公の今全くあまりそう手入れはしてありませんけれども、あの銅像の横ぐらいに、あそこ持ってきていいですけど、その銅像自体もあまり手は入れられなくて、違うほうに今の観光のほうも進んでおります。そういっただけで安易なものは買わない。安易なものには金もかけない。そういったことをして我々も辛抱しなければいかんのじゃなかろうかなと思います。そういったことで、ぐっところえて私はこの件には反対します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 私も賛成の立場で発言させていただきます。

コロナ禍と言われる中で、町観光協会、町商工会の連名での陳情書でございます。歴史に名高いと位置づけされる、この土地を町有化することで、歴史探訪となる交流人口を増やすことにつながっていく施策を展開できると思います。足がかりとなることを確信します。

この陳情書に賛成します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、購入じゃなくて、購入の金額がいくらなのか全然わからないという状況がある。この本件の利用目的の中で、役宅跡地としての活用があまりにも抽象的すぎてどういうことなのか。看板をつければそれですむのか。それとも役宅を復元させるのか。

それから、じゃっと祭、お城まつりの駐車場ということも書いてありますけれども、現状の駐車スペースでいいんじゃないですか。富岡小学校とか、そういうものを使えばですね。それとか東海岸の通路を使うとか、それで十分だろうというふうに思います。特

に高齢化が進み、コロナ感染がいつ収束するのかわからない。イギリスではワクチンができたらしいですけども、それもどうなるのかわからない状況です。非常に厳しい状況にあります。

これまで苓北町は歴史関係で数十億円ですか、のお金をつぎ込んでいますから、その部分で町民の皆さんが本当に飯が食えるというような状況にはなっていないと思います。そういう意味で、この土地は購入すべきではないというふうに思います。

終わります。反対です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

はい、山本政人君。

○9番（山本政人君） 私、陳情に賛成の立場で討論させていただきます。

そこに陳情書が出ておりますように、大変歴史的由緒ある場所だというふうに思います。私たちは、先ほども話ありましたが、鈴木代官、これは存じておりますが、しかし、私たちの孫たちは全然わからない。そういう子どもたちが、苓北町がその屋敷跡を購入することによって、そういう歴史を勉強していくことによって、苓北町が土地を所有している、そのことが大きく影響してくるんじゃないかなと、そのように思います。

ですから、私はぜひこの陳情書のとおりになっていけばなと思います。

それから、確かに、今話がありましたように、コロナ禍で大変であります。資金も大変であります。しかし、このことについても、先ほど廣田議員から話がありましたように、ふるさと納税というこのことを十分に活用されて、そして、広く呼び掛けられたらどうでしょう。関西、関東ふるさと会、長崎ふるさと会でございます。それ以外にもホームページを使って大きく呼び掛けて、そしてお返しをするんじゃなくて、何か記念碑を建てて、そのご芳名を記載して感謝をすると、そういう方法であれば、私は十分にいけるんじゃないかと、そのように思います。

したがって、この陳情書には賛成であります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第14号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、陳情第14号は採択することに決定しました。

執行機関となる町執行部におかれましては、議会で採択したこの陳情の処理の経過及び結果を議会あて報告くださるよう、地方自治法第125条及び会議規則第95条の規定により請求することとします。

はい、町長。

○町長（田嶋章二君） この陳情要望、私が代表の方々とお会いして話を聞きました。話を聞きましたところ、何か曖昧な形での鈴木さんの役宅跡だということだけで購入してくれということでありましたので、私はもう少し具体的にどう使うのか、しっかりした考え方も教えていただきたいということを申し上げました。できれば駐車場だけに使ってもらいたくないという思いもあります。

それと今年から来年にかけては、国も町も、今までもきつかった上に更に財政事情が悪くなります。そういった意味ですぐにはもしその趣旨が理解できてもすぐには買えませんよということを申しております。そういうことも議会でもお含みいただければと思っていますところであります。

私も鈴木代官の業績は評価をしておりますし、あそこに、じゃあ何をどうするのかというのもまだ私もよくわかりません。要望者の方がまずそういうことをつくってきただきたいと思っておりますので、そういうことがわかった上であっても、来年度の予算は非常に厳しいものになると思いますので、その来年度に購入をするということについては、今のところ予算編成中ではありますが、これも相当厳しい予算編成を今みんなで苦勞してやっているところでもありますので、そういった意味で、執行部の考え方としては、心にとどめといていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（錦戸俊春君） ここで野崎幸洋君、倉田 明君の入場を求めます。

（野崎幸洋君、倉田 明君 入場）

—————○—————

日程第23 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第23、閉会中の継続審査（調査）の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議員定数等調査特別委員長及び議会広報特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査（調査）の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とするこ

とにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第8回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午後5時18分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員